

平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日開会

平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日閉会

平成 1 8 年 1 2 月

第 3 回 定例会 会議録

(第 1 日 12 月 19 日)

小 豆 島 町 議 会

平成 1 8 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 1 5 3 号

平成 1 8 年 第 3 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 8 年 1 2 月 1 5 日

小豆島町長 坂 下 一 朗

記

1 . 期 日 平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日 (火)

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日 (火曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 1 8 年 1 2 月 2 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 2 4 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	12月19日 (第1日)	12月22日 (第2日)	
1	秋 長 正 幸			
2	藤 本 傳 夫			
3	森 口 久 士			
4	森 崇			
5	谷 清			
6	新 名 教 男			
7	安 井 信 之			
8	井 上 喜代文			
9	山 中 彰	×	×	
10	植 松 勝太郎			
11	渡 辺 慧			
12	新 茶 善 昭			
13	藤 井 源 詞			
14	村 上 久 美			
15	鍋 谷 真由美			
16	中 江 正			
17	浜 口 勇			
18	中 村 勝 利			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	坂 下 一 朗			
副 町 長	吉 岡 忠 昭			
教 育 長	明 田 隆 雄			
総 務 課 長	竹 内 章 介			
企 画 財 政 課 長	石 田 良 行			
内 海 統 括 室 長	八 代 豊			
税 務 課 長	三 木 忠 臣			
住 民 福 祉 課 長	秋 長 邦 広			
健 康 増 進 課 長	谷 本 広 志			
環 境 衛 生 課 長	石 井 富 男			
商 工 観 光 課 長	真 渡 健			
農 林 水 産 課 長	岡 本 安 司			
建 設 課 長	池 上 恵			
人 権 対 策 課 長	宗 保 孝 治			
池田総合窓口センター所長	平 間 繁 夫			
出 納 室 主 幹	高 橋 龍 司			
学 校 教 育 課 長	中 桐 久 志			
社 会 教 育 課 長	岡 野 俊 昭			
水 道 課 長	堀 田 俊 二			
介護老人保健施設事務長	岡 田 弘 彦			
病 院 事 務 長	松 下 智			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 山 本 芳 嗣

議事日程

別 紙 の と お り

平成18年第3回小豆島町議会定例会議事日程(第1号)

平成18年12月19日(火)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 14名
- 第5 議案第45号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第6 報告第3号. 専決処分の報告について (町長提出)
- 第7 議案第52号. 小豆島町安全で安心なまちづくり条例について (町長提出)
- 第8 議案第53号. 小豆島町みんなでまちをきれいにする条例について (町長提出)
- 第9 議案第54号. 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第10 議案第55号. 小豆島町税条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第11 議案第56号. 香川県後期高齢者医療広域連合の設立について (町長提出)
- 第12 議案第57号. 内海中学校校舎建設機械設備工事請負契約について (町長提出)

開会 午前9時30分

議長(中村勝利君) おはようございます。

本日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月12日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る10月19日、東京の麹町会館におきまして、都道府県議会議員及び市町村議会議員感謝状贈呈規程に基づき、町村議会の議員として通算35年以上在職者に対し、感謝状が贈呈されました。

ただいまから伝達式を行います。

議会事務局長（山本芳嗣君） それでは、お名前を申し上げますので、前へお進みください。

浜口勇議員殿。

議長（中村勝利君）

感謝状

香川県小豆島町議会議員 浜口勇殿

あなたは35年以上の長きにわたり、町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成18年10月19日

総務大臣 菅義偉

（拍 手）

議長（中村勝利君） 浜口議員、おめでとうございます。

以上で伝達式を終わります。

次に、町長から、今期議会招集のごあいさつがあります。

町長。

町長（坂下一朗君） 本日小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、年の暮れも押し迫り、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことは大きな変革の年でございました。3月21日に時代の大きな潮流の中、旧池田町と旧内海町は市町村合併に踏み切ったわけでございます。行政の仕組みが中央集権から地

方分権へとかわり、地方自治体が地域経営を行い、自主自立が求められる時代となりました。私どもの小豆島町も合併を機に、地域の産業を隆盛にさせ、地域の魅力を増幅させることにより、住民にとって、より住みやすい、住んでよかったと思えるまちづくりを積極的に進めていくことが肝要でございます。そのためには、これまでより効率的な行政運営を行うことにより、足腰の強い財政基盤を確立することが先に取り組むべき行政課題であります。

本定例会は、専決処分の報告、条例案件4件、契約案件1件、その他案件1件、補正予算の審議2件をお願いすることとなっております。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） 本日の欠席議員は1名です。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時35分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項がありますが、9月以降11月末までの主要事項に関する報告及び監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書3件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、12番新茶善昭議員、13番藤井源詞議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります、本会議は本日と22日とし、会期は本日から22日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から22日までの4日間と決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前9時37分

再開 午前9時38分

議長（中村勝利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題といたします。

第2回定例会において、各委員会から、閉会中の継続調査について申し出がありました本件に関し、閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、各委員会委員長から報告をお願いします。

初めに、総務常任委員会の報告を求めます。

井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

総務常任委員会委員長井上喜代文。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

記

1. 委員会開催年月日。平成18年10月4日。
2. 調査案件。「集配局の廃止再編計画に反対する意見書について」「非核小豆島町宣言を求める要望書について」「財政指標について」
3. 調査の経過。町長、助役、担当課職員、郵便局長の出席を求め、説明を受け、各委員より質疑、意見を求めた。「非核小豆島町宣言を求める要望書について」は、決議の是非を委員で協議した。
4. 調査の結果。

集配局の廃止再編計画に反対する意見書については、土庄郵便局長から再編計画について説明を受けた後、これに対する質疑、意見は次のとおりでありました。

集配局が廃止再編されると土庄局が中心となり、池田局、内海局の集配は出前式になるのか。

現行でも小豆島町内の郵便物は、一度土庄局に行き、そこから池田局、内海局に配送しております。再編されても今までと同様に、通常郵便物は池田局、内海局を出発拠点としてサービスを行います。

職員の配置で郵便局会社と郵政事業会社に所属する者が同じ局内で勤務するとなれば、豊島のように池田、内海局で不便さが起きはしないか。

豊島で不便をかけているとは認識していません。今までの郵便の配達サービスの内容を変えず、それぞれ配達しています。

基本的には今までどおりのサービスが低下しない再編計画であると理解してよいのか。

一部時間外窓口の制度がなくなります。変更点は、始まる1時間前と終わってから1時間後の窓口取り扱いがなくなります。

このほか、郵便物の配達量と再編後の人員体制、民営化と経営のあり方、法律にある特定郵便局は守られるのかなどについて意見がありました。

意見、質疑の終結後、意見書の取り扱いについては、次のとおりでありました。

集配局の廃止再編計画が実施されても、集配業務、人員配置等サービスの低下につながらないことから、意見書の提出は見送ることに決定しました。

非核小豆島町宣言を求める要望書について、提出者4名を代表して中江委員から内容説明を受けた後、次のような質疑、意見がありました。

非核三原則の定義が国の防衛施策と符合しないところがあるように思われるがどうか。

核問題については、昔も今も変わっていないと思う。

このほか、次のような意見がありました。

今の時代に非核三原則が形骸化してきているのは事実であり、昭和59年当時と世の中は変わってきているという認識が必要。現状にそぐわない部分がある。

被爆国日本であるから、当時の国も含めた非核三原則ができた。政治法が変わってきたから認識が動いているということは問題と思う。世間の風潮に追われることはない。

非核三原則を守るということを決議することに意義がある。

平和を守っていくのは大事である。

以上、質疑、意見を終結し、非核小豆島町宣言決議の取り扱いについて挙手により採決しました。

挙手全員で提出することに決定し、決議文の内容については正・副委員長が検討することにしました。

財政指標について、企画財政課から内容説明を受けた後、次のような質疑がありました。

実質公債費比率を見ると、内海病院に繰り出す金額が大きく影響しているように感じるが、病院改築の償還負担はどれぐらいか。

内海病院の改築に係る一般会計の償還負担は、年間に約1億7,200万円で、これが当分の間、継続します。

財政力指数は0.35で土庄町に比べ小豆島町の方が低い。一方、自主財源比率は41.7で小豆島町が上にあるが、逆転する数字の基準はどこにあるのか。

財政力指数は旧内海町、旧池田町を加重平均して求めた率になっています。交付税の算定には一本算定と合併算定替があり、合併算定替の場合は旧2町それぞれが存続するものとして算定するので、分母である基準財政需要額が多くなり、結果として財政力指数が落ちることになります。

新型交付税は今後どのようなようになっていくのか。

小さな自治体は経常的経費で1人当たりの単価が高く設定されていますので、この部分が新型交付税の対象になりますと、人口、面積の小さい自治体ほど影響が大きくなり、極端に言えば、何億円単位の減額も予想されます。

小豆島町と土庄町の交付税は差が6億円となっているが、この差はずっと続くのか。

6億2,000万円の差のうち、合併算定替で3億4,000万円が算入されており、交付額総額では土庄町よりも約27%多くなっています。今後交付税全体が削減されたとしても、現行制度が維持されれば、基準財政収入額の動向等にもよりますが、この率がそう大きく変わることはないと予測しています。

以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員会で調査された案件について委員長の報告を求めます。

植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1．委員会開催年月日。平成18年11月13日。

2．調査案件。「小豆島町発注建築物工事における建設（建築物本体）工事と電気・給排水・空調等設備工事の分離発注について」「現職関係者の町公共事業に対する請負契約対象者除外に関する決議について」

3．調査の経過。町長、助役、担当課職員の出席を求め、各委員より質疑、意見を求めた。

4．調査の結果。

小豆島町発注建築物工事における建設（建築物本体）工事と電気・給排水・空調等設備工事の分離発注について事務局長から説明を受けた後、これに対する質疑、意見は次のとおりでありました。

実態に即した分離発注とともに、地元業者を行政で育てていくことが実績を積み上げ、技術、能力を高め、業者間の競争にも参画できるようになる。執行部の考え方は。

分離発注について大規模事業等は建築、電気、機械の大分類でやっていきたいと思いますが、電気と空調を分けると問題が生じるので、検討が要ります。

水道工事を発注する場合、施工管理責任者の資格が要件に入っていると聞くが、本管から中に引き込む工事も資格が必要であるから、これについても分離発注をしなくてはならない。執行部の考え方は。

水道工事の件は、3つの資格がそろっていれば指名しています。家に引き込む工事は衛生的な技術作業だと思います。それだけを分離発注をして専用業者にお願いすることは、内容をもう少し検討しなくてはなりません。

旧内海町のときは、建設業者、土木業者が管工事を請け負っていたが、施工管理者は管理資格はあっても技術がない。今後は検討し、透明度の高い工事発注、分離発注を進めて

いただきたい。

工事の安定的な施工、安全管理と会社の陣容の問題等、総合的に判断して今の方法がよいのではないかと思います。現時点においては、水道工事で管の布設と分岐工事を分離して発注することは考えておりません。

大きい工事になると分離発注をと言われたが、小さい工事との差の目安はどれぐらいか。

経済性、施工性の問題を冷静に考えなくてははいけません。内海中学校建設工事の発注を機に十分耳を傾けていく姿勢なので、今後は状況を見ながら対応していきます。

以上、質疑、意見を終結し、本嘆願書については、町が建築工事を発注する場合、可能な範囲で分離発注に努めていただくよう執行部にお願いしました。

現職関係者の町公共事業に対する請負契約対象者除外に関する決議について、提出者4名を代表して村上委員からの内容説明と事務局長からの補足説明を受けた後、次のような質疑、意見がありました。

議員は現職関係者を含めて建設工事の詳細について情報をだれよりも早く取得できる立場にあるので、公共事業等で疑惑を招かないようにしてほしい。

県内の決議状況はほとんどの自治体で行っているので、十分審議していただきたい。

該当者が何人いるかわからないが、議員の置かれた立場というのは理解していると思う。過去に関係者が無理をして公共事業を請け負ったケースがあったかどうか。この場合は決議をしなければならないが、今はその時期ではないと思う。

過去に議員の圧力により便宜を図らないといけないというようなことがあったのか、理事者に伺いたい。

私においてはありません。

公平、公正に請負しなければならないということは当然のことであり、決議までしなくてよいと思う。地方自治法で兼業禁止が明記されている。

決議をしたからといって地元の業者を育成しないということにはならない。議員は町の事業計画等の情報が先に入る立場にある。

議員は町民だれでも立候補できるのが原則であり、町の入札業者であるから立候補できないというのはおかしい。3親等という文言を入れるかどうか、勉強する必要がある。

自治法で問題はないとうたっているので、今該当する議員がいないということであれば、あえて決議する必要はない。

以上、質疑、意見については委員のみにとどめて終結し、現職関係者の町公共事業に対する請負契約対象者除外に関する決議の取り扱いについて起立により採決しました。

起立多数で12月定例会に提出しないことに決定しました。

以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番森議員。

4 番（森 崇君） 調査案件の2項目の現職関係者の町公共事業に対する請負契約対象者除外に関する決議についての意見を一言だけ申し述べたいと思います。

私もこの日は傍聴しておりましたけども、発言の機会がありませんでしたので、その後、発言については議員の懇談会で確認しておりますので、今回のみになると私、思いますけども、一言意見を申し上げたいと思います。

法律は厳としていろんな悪いことをしていけませんよというのはいっぱいあるわけですけど、最近知事さんがいろんな形で事件を起こされたり、もとは非常にいい人なのに、公的についた人がああいうことに巻き込まれる。本人の立場も本人も大きな責任なんですけど、大きな周りの大勢によってああいうことが起こっているというふうに私は感想を持っておるんですけども、そうしたきちんとした法律が存在するのになぜそういうことが起こっていくかということを考えますと、私たち、私も含めて議員としての倫理規程というのが私は必要じゃないかなあ。事件が起こってからでは、よく事件が起こってから物事を処理するのが多いんですけど、こういうことはもう他の町でも起こっていますし、この3親等の問題については、無理に入れるというんじゃなくて、あくまで倫理的な規定としてお互いにそういうところで縛り合うといいますか、気をつけ合うという意味では、他町でもされているところがありますので、何とか次の対応でどういうふうに考えておられるか。今回否決したのは、これは民主主義ですから、いたし方ないんですけど、今後何らかの形で対応が必要と私は考えますけども、委員長の方から考えがあれば、お聞きしたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 今森議員の方から質問がありましたけれども、その後、委員会の後でも4人の方とも話したように、そのときの状況も思い出していただいたらいいんですが、私としても今そういうふうなきちとした3親等というふうなきち

っとした部分じゃなくても、今言われたような倫理規程に該当するような部分をこれから議員で、多くの人たちで、これだったら賛成できるというんですか、妥当じゃないかなというような部分を案を練るべくお示ししたと私は思っておりますので、今後皆さんで議員の倫理規程というんですかね、そういうふうな部分ができるようなことを考えていったらと思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会で調査された案件について委員長に報告を求めます。

安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1．委員会開催年月日。平成18年11月17日。

2．調査案件。「地域密着型サービスについて」「後期高齢者医療制度について」「緊急通報装置貸与事業について」

3．調査の経過。町長、助役、担当課職員の出席を求め、各委員より質疑、意見を求めた。

4．調査の結果。

地域密着型サービスについて、住民福祉課から内容説明を受けた後、次のような質疑、意見がありました。

島内で利用可能な事業者は限られてくると思うが、選定にどれだけ時間がかかるのか。

この事業に参画できるのは法人であることが要件となっています。小豆島県内の既存業者は3業者であります。選定にあっては、実績等を加味し、参画してすぐに撤退するような事態が起きないように、よく判断して取り組む必要があります。

老人保健施設、特別養護老人ホーム等の経営が苦しくなることについてどういうところ

を問題視すればよいのか。

住民の実態を把握しなければならぬと思いますが、介護医療制度について負担がふえるのは事実です。支援センターの状況なり施設等の動きを把握しながら進めてまいります。

のまとめ。

認定者はふえているが、サービスは低下している。制度改正による利用者の動向調査を行い、適切な事業を実施願いたい。

後期高齢者医療制度について内容説明を受けた後、次のような質疑、意見がありました。

大きい規模にして財政負担の軽減を図るため制度を創設するようですが、その後における経費のシミュレーションは。

県下全市町になると、大きな市はメリットがある。小豆島町にはありません。

このほか、8市9町の被保険者数、派遣職員の勤務先、保険料に未納があった場合の処置について意見がありました。

のまとめ。

平成20年度からの事業となるが、準備期間中に問題点の改善を図り、スムーズに施行できるよう努力されたい。

緊急通報装置貸与事業について内容説明を受けた後、次のような質疑、意見がありました。

電話回線はないが、携帯電話を持っている者の扱いはどうなるのか。

現在引いていなくても電話回線を引くことに支障がなければ構いません。

旧内海町では、緊急通報装置貸与について所得制限があったが、今回はないのか。

実施要綱にそういった制限はありません。

貸与事業について池田内海地区間でサービスに差異がある中、国等の補助がなくなる。今後はどういった計画で進めるのか。

新町では池田地区のセンター方式で進めています。補助金がなくなれば町単独事業で実施していきます。

業務委託を徳島県のシーモスと契約しているが、県内にはないのか。

香川県にはありません。現業者は機材が古くなれば順次新しいものに取りかえてくれるメリットがあります。

このほか、実施要綱にある文言の解釈、委託費の内訳と単価、協力員の責任問題などについて意見がありました。

のまとめ。

内海地区で新町方式への移行がうまくいっていないと考えるので、早急に対応されたい。

以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、交通問題特別委員会で調査された案件について、委員長が欠席しておりますので、副委員長に報告を求めます。

藤井副委員長。

交通問題特別副委員長（藤井源詞君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

交通問題特別委員会委員長山中彰。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により、調査の結果を次のとおり報告します。

記

- 1．委員会開催年月日。平成18年11月6日。
- 2．調査案件。「海上交通問題について」
- 3．調査の経過。町長、助役、担当課職員の出席を求め、海上交通問題について小豆島航路連絡協議会秋村会長より現状説明を受けた後、各委員より質疑、意見を求めた。
- 4．調査の結果。

次のような質疑・意見・回答がありました。

高松航路の夜間便について内海・四国・国際フェリーの3社が連携をとり、前向きに検討すれば答えが出てくるのでは。

夜間の便についてであります。日の出、日没の生活習慣が確立されている島で夜間には動きません。また、船は大型化しており、燃料もそれだけ多く要ります。行政が何とかしなければならぬという思いがあれば、将来に向けて話が進められることもありま

す。

夜間便については航路維持法というのを国会に求めるなど、基本的なところを直さないと難しいように思う。規制緩和の問題と航路維持法の発想を考えてほしい。

小豆島航路はよく頑張っていると思います。1日92便というのは恵まれているので、まずこれを確保することが先決だと思います。

坂手明石、坂手神戸間にフェリーを運航させてはと話が出ていたが、採算がとれるのか。

とれません。坂手航路がこれだけ忘れられているのでは、取り戻すのは難しいです。明石は4級の船しか入れないし、福田航路と競争になります。また神戸は時間がかかり過ぎます。

赤穂への運航問題が以前にあったと思うが、どうなっているのか。

以前は姫路をとめて赤穂へという話だったが、その後は何も言ってきません。

坂手阪神航路は小豆島町の大きな問題である。町長の考えを伺いたい。

知事との政談会では、国道436号線は海上を含めた道路であると訴えました。坂手航路は行政としても連携して取り組みます。

フェリー会社は努力をしていることがよくわかった。現状を維持するためには、国や県が海の道路として特定財源の投入を考えなくてはならない。現状を住民に知らせ、土台づくりから始めることが必要であるという意見がありました。

以上、報告いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 一般質問

議長（中村勝利君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

5 番谷議員。

5 番（谷 清君） おはようございます。

私は、5点ほど質問をいたしたいと思っております。

まず最初に、昨今の異常に高い潮位、また、この秋口には高知県において時間雨量149ミリという想像を絶する雨に見舞われたことは、皆さんも記憶に新しいことだと思います。これは、過去の災害における数字からは予想もつかない雨量であり、これを本町に当てはめると恐怖以外の何物でもないと、災害に遭った人たちは背筋の凍る思いで過ごされております。

そこで、治山治水の両面から、内海ダム再開発事業の一日も早い工事着手が望まれておりますが、これに係る用地買収の進捗状況と、それとあわせて11月23日に民主党の鳩山幹事長が来島をされ、翌24日に発信されましたメールマガジン、その後の記者会見により、かなりの波紋が広がりましたが、これとあわせてまだ合意に至っていない人に対して、町の最高責任者である町長の出馬を願い、誠を尽くして交渉に当たってもらいたいと思いますが、今日までにどのような手を打ったのか、また今後どのようにされるのか、ダム建設にかける町長の決意のほどを伺いたいと思います。

次に、香川県が行ういわゆる県行造林にヒノキを植栽をして70年余りの契約期間が過ぎまして、このほど返されましたが、県のやり方として、本来ならば皆伐をして、売り上げの中から今までの経費を引き、処理をするということになるわけですが、ご存じのように、山自体が急峻な上に、皆伐をすると土石流が起こり、山の保水力も落ち、二次災害につながるので、私も10年ほど在籍しておりました草壁財産区議会では、ヒノキは伐採して売ることをせず、金にせず、山の石も取らないで残し、将来的には百年の森、千年の森になるようにして子孫に引き継いでいこうと議決をした経緯があります。しかしながら、香川県においては、財政難のため、県行造林の枝打ち、間伐が十分ではなく、立ち枯れも出て、土地の状態も非常に悪く、このままにして立ち枯れてはもったいない。そこで、今から建設にかかる中学校の校舎には、ヒノキの乾燥までを考えると間に合わないとしても、今から伐採しておけば、体育館建設時には十分間に合うと思いますが、これは専門的にはいかがでありますでしょうか。

この県行造林は駐車場のすぐそばにあり、作業もしやすく、経費が安くつき、よい材が求められ、間伐により残された材もよくなる、まさに一石二鳥であると考えます。このヒノキを学校で使うことにより、産地を表示して、生徒には木のかおりとぬくもりを感じてもらい、木の取れた山を一度見てみようという愛着と自然に親しむ心も養い、いい教材になると思いますが、この点、いかがお考えでありますでしょうか。

次に、10月に障害者自立支援法が本格施行され、県は財政難の折から、要約筆記者の派遣が県主体から市町主体にかわり、さらに個人に対する派遣に限られ、香川県中途失聴難聴者協会のような団体は対象ではなくなり、県は来年度から単独事業としては継続しない方針だということで、市町に団体の派遣も可能となるよう働きかけたとされますが、本町として、今後耳がわりになって言葉を文字にかえてくれる要約筆記者の派遣に対してどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

次に、国民年金をかけていた人には、65歳より受給資格があるわけですが、若いときから老後を考えて何十年も国民年金をかけてきた人もいれば、何の年金もかけていない、いわゆる無年金者もいると思いますが、前者の場合は、年金は十分ではなく、生活苦により保護を受けるときは、年金に上乗せをした金額でよいが、無年金の人が生活保護を受けるとなると、丸々出すことになるのか。もしそうだとしたら、不公平きわまりないことであり、何もかけてなくても先では困らないというような考え方をされましたら、20年、30年先には、年金制度そのものが崩壊するようなことになりはしないか。また、不況により定職につけない人、あるいは職場で縛られたくないと気楽な生き方をしている人、ニート、フリーターといった言葉も非常に気にかかってまいります。年金は国の管轄であることは十分承知をしておりますが、町として、今後無年金者を出さないためにもどのように対処をしていくのか。

また、65歳以上で生保受給者の無年金者数とその他の無年金者数とパーセント、あわせて現在の国民年金の加入率と数字をお示しいただきたいと思います。

最後、5点目は、実質公債費比率の発表を見て、本町も第2の夕張市になるのではと心配をしている人たちが大勢おります。せんだって、熱海市長は、今は黒字だが、5年後には61億円の赤字になると発表をして物議を醸し出したが、私は非常に度胸のあるいい選択をされたと思っております。これも夕張市のことが少なからず眼中にあったのかなと思いますが、もちろん賛否両論ありましようけれども、夕張市の事例は対岸の火事ではありません。自治体財政は現在極めて不安定な状況にあることから、それを踏まえて、今から行政と議会と住民が危機感を共有して行財政改革に取り組んでいけば、必ずや好転をしたいと思います。

本町におきましても、新町建設計画の財政計画で10年間の収支が発表されておりますが、それと本年度の予算を照らし合わせますと、やはり地方交付税が大幅に減っており、これからも減ってもふえることがないであろうと思われる中、借金をこれ以上ふやさず、

合併特例債を使うにしても10年の間でやればよいことであって、その間にしっかりとした返済計画を立てた上で、早期に資金を投入しなければならない事業、これは後でいいと、ここは始末ができるのではないかというものに分けた、いわゆるめり張りのきいた財政運営が求められておるところであります。孫子の代までツケを回さないということを念頭に置いて、健全な財政運営をどのように推進していくのか、お伺いをいたしまして終わりたいと思います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 5番議員の質問にお答えをいたします。

まず、内海ダム再開発の用地取得状況でございますが、取得予定面積14万6,000平方メートルのうち、ことし11月末現在での契約済み面積は13万5,000平方メートルで、率にしますと92.3%であります。本年度末におおむね95%の用地取得が完了する見込みでございます。

次に、まだ事業に合意いただけない方に対しての取り組みでございますが、現在でも県担当部局と連携し、協議は継続しておりますし、私もダム事業にご理解をいただいている代表格の方々とも人を介して話をさせていただいておりますが、事態の解決に向けての歩み寄りはいいただけない状況にあります。このような状況であります、今後も対話、努力を怠ることなく、粘り強く協議の中でなるべく早く早期に理解していただけるよう努力をする所存でございます。

続きまして、民主党幹事長鳩山由紀夫衆議院議員の小豆島訪問に関する報告をさせていただきます。

鳩山議員の訪問後、鳩山議員が配信するメールマガジンにおきまして、私がわざわざ出迎えに行き、あたかもダム反対者と行動をともしたような記述がございました。当日は、東京出張後の帰りの飛行機便でたまたま一緒になりまして、鳩山民主党幹事長の小豆島訪問の目的は、「平和の群像」の題字が故鳩山一郎元総理、おじいさんですね、元総理によるものでございまして、その祖父と、また恩師ゆかりの島を、恩師と申しますのは、森口繁一氏が恩師でございまして、森口繁一氏の島を訪ねるとというのが観光目的でありまして、プライベートの旅行ということで参りました。したがって、その日の昼まで、昼食をともしたのでございます。もちろんダムの話などは全くありませんでした。したがって、誤解を受けたのは不徳のいたすところでございます。

また、メールマガジンのみならず、民主党定例記者会見でも、鳩山議員により、別当川

流域での被災実績がないとの誤った発言や、また内海ダム再開発に対する批判的な発言がございました。これに対しまして、黒島県議、また中村議長とともに、衆・参両議院、国土交通省、財務省を訪問し、また鳩山由紀夫発言に関しましては、誤解の払拭に努めてまいりました。これは12月6日でございます。そしてまた、自民党国会議員各位、また国土交通省及び財務省の方々には十分に理解をいただいた次第でございます。

さらに、鳩山議員、同じく民主党の小川淳也衆議院議員に対しまして、書面によって内海ダム再開発事業の経緯を説明し、ごく一部の反対者の意見のみを採用しての発言に遺憾の意を表した上、メールマガジン及び記者会見場の発言に対して、町としての考え方や事業の重要性を正しく認識していただくようお願いをしたところでございます。これも12月6日に両議員会館へ行って説明をし、また、この遺憾の意をあらわしたところでございます。

この内海ダム再開発の事業につきましては、議員の皆様もご承知であると思いますが、合併前の内海町におきまして、18歳以上の町民の8割を超える方々の事業推進署名をいただき、町民の皆さんと行政が共通の認識のもとに最重要事業として位置づけて取り組んでまいりました。小豆島町におきましても、重点施策として、本事業の一日でも早い完成を目指しまして、私も政治生命をかけて鋭意取り組んでまいり所存でございます。

次に、内海中学校体育館につきましては、平成17年度に基本設計を作成しておりますが、主な構造は鉄筋コンクリートで、屋根部分の骨組みが鉄骨づくりとなっております。内部仕上げについては、床はアリーナとステージが複合フローリングですが、そのほかは主にビニール床シートで、壁面についてはコンクリート打ちっ放し、有孔複合板などを使用しておりまして、全体的に一般的な仕上げとなっております。これは、内海中学校の場合、校舎が3階建てであるため、建築基準法において耐火構造となりますが、校舎と体育館との間は2階部分で連絡通路によりつなげる計画となるため、体育館は3階建ての校舎と一体な建物ということになりますので、体育館についても耐火構造にする必要がございます。耐火構造の場合は、建築基準法施行令で耐火性能に関する技術的基準が設けられており、木を使用するには大きな制限を受けることになり、壁の全面を板張りにするようなことはできません。校舎棟でもできるだけ木を使用するようにしておりますが、基準の範囲内での使用でありまして、壁面については、腰壁を設けて板張りをするようにいたしております。

一方で、財産区有林のヒノキを使用する点につきましては、草壁財産区の間伐材を利用

してはとのことですが、草壁財産区では、これまでに製材して利用した経験がないこと、また間伐材の発生する場所が搬出に不利であり、搬出費用が多くかかること、また搬出から製材まで1年以上を要すること、製材する場所によって製材費用が高くなる可能性があることなど、幾つか課題があるようにも思います。体育館に木を使用することにつきましては、平成19年度に実施設計を作成する段階で、ホールや通路、また更衣室などにおいて腰壁に使用することや、他の部分でも使用する場所がないのか、検討を行いたいと考えております。この検討の中で、財産区有林のヒノキを利用できる条件が整えば、極力使用してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ます。

次に、要約筆記者派遣事業改正に伴う本町の対応につきましては、障害者自立支援法の施行に伴いまして、本町でも施行しております。細部につきましては担当課長から説明をさせます。

続きまして、生活保護費受給者の無年金者の実態でございますが、数字の報告ですので、担当課長から説明をさせます。

続きまして、実質公債費比率の問題と今後の起債のあり方についてご答弁を申し上げます。

平成11年7月に成立いたしました地方分権の推進を図るための関係法律の整備などに関する法律、いわゆる地方分権一括法によりまして、地方の自主自立は一層拡大し、地方債の発行につきましても、地方財政法の改正を経て、平成18年4月より、これまでの県による許可制度から協議制度へ移行しているところでございます。この協議制度移行への基本的な考え方につきましては、地方分権推進計画の中で整理されておりますが、ポイントになりますのは、地方財政の健全性確保を図ることに重点が置かれておる点でございます。したがって、改正された地方財政法におきましても、財政状況が悪化していると認められる地方公共団体につきましては、これまでどおり許可制度のもとで地方債の発行を行っていくものとされております。

この財政状況悪化の判断指標として新たに導入されましたのが実質公債費比率であります。実質公債費比率と今までの起債制限比率との違いを申しますと、その算定において、一般会計の公債費以外に地方公営企業、一部事務組合の公債費に対する負担なども含めたことにより、自治体の財政実態を総合的に把握できることであります。本町では、平成17年度決算において国の定める基準をわずかに上回ったところでございますが、総合的な

対策といたしましては、本指標も参考にしながら、来年度策定いたします本町総合計画基本構想とこれに基づく財政収支計画において健全な財政運営を目指したいと考えております。

なお、数値等の詳細につきましては後ほど担当課長から説明をさせます。

以上です。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） ご質問がありました要約筆記者派遣事業の制度改正後の本町の対応についてお答えいたします。

聴覚障害者に対する要約筆記者派遣事業につきましては、平成18年9月末まで県が実施していましたが、障害者自立支援法の施行により、10月1日からは地域生活支援事業の一つとなっており、本町におきましても手話通訳者派遣事業と合わせたコミュニケーション支援事業として実施しているところでございます。このコミュニケーション支援事業は、町内に居住する聴覚または音声機能の障害を有する方が日常生活を営む上で支援を必要とする場合に、手話通訳者または要約筆記者を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、対象者からの費用徴収はございません。

人生の途中において聴覚に障害を受けた方のうち、手話を使えない中途失聴者・中途難聴者の場合は、紙に要約した内容を書く筆記によって音声言語を文字に変換しなければ、日常生活においてコミュニケーションをとることは困難となります。要約筆記者の派遣は、社団法人香川県ろうあ協会に業務委託しており、町からの依頼により、適当な要約筆記者を選定の上、必要な場所へ派遣することとなっております。また、要約筆記者の派遣対象は、障害者個人だけでなく町内の聴覚障害者が集まる会議や講演会などの団体への派遣も可能となっており、この場合はパソコンやオーバーヘッドプロジェクター等を使用して、文字をスクリーンに拡大投影することとなります。

なお、平成18年度予算におきましては、去る9月議会で、要約筆記者派遣事業に関して、下半期分で6件分を補正させていただきましたが、日常生活における情報不足による社会生活の困難さを抱える聴覚障害者に対する十分な支援が保障されるよう配慮いたしておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、生活保護費受給者の無年金者の実態のご質問ですが、生活保護受給者の無年金者についてどのぐらいの人数がいるのか、また、今後無年金者を出さないために国民年金の加入についてどのような対策を講ずるのかというご質問でございますが、無年金者につい

ては、厚生年金の履歴等が確認できないため、正確な数字までは把握することはできませんが、香川県小豆総合事務所及び小豆島町において調査いたしましたところ、生活保護受給者のうち、無年金者は24名となっております。65歳以上の生活保護受給者は、平成18年12月1日現在で103名おいであるため、23.3%の方が無年金者ということになります。したがって、残りの79名の方については何らかの年金受給者であります。未納や免除申請により、実質上の年金額が生活保護基準額を下回り、生活保護費と国民年金等の両方を受給されている方ということになります。この年金受給者の内訳につきましては、個々に納付月数、免除期間等が異なるため、一概に把握することはできませんが、県小豆総合事務所によりますと、毎月の年金額が2万円未満の方が9名、2万円から3万円までの方が32名、3万円から5万円までの方が23名、5万円以上の方が15名となっております。

国民年金の加入率についてのご質問でございますが、国民年金法第3条により、国民年金事業は、政府が管掌するとされており、社会保険庁において事務処理を行っているため、小豆島町において加入対象者を抽出することはできません。ただ、既に国民年金に加入している方の人数については、平成17年度末現在で2,474名の方が加入されており、それに対する納付率は87.4%となっており、県平均の77.7%より約10ポイント高くなっております。

これら国民年金の加入に対する対策でございますが、国においては、今までの全額免除、半額免除に加え、本年7月からは4分の3免除、4分の1免除を追加した多段階の免除制度の導入、親と同居している30歳未満20歳以上の者に対し、本人の所得に応じて支払いを免除し、10年以内に追納できるようにした若年者に対する納付猶予制度、一定所得以上の未納者を対象とした強制徴収の拡大、未納者の所得情報を市町村から入手し、低所得者に対する免除勧奨や高所得者に対する強制徴収に活用するため、市町村、各種団体との連携強化、定期的に年金見込み額を通知する等、各種対策を講じているところであり、小豆島町におきましても、厚生年金と被保険者が資格を喪失した際に加入勧奨を行い、また町広報、パンフレット等を通じて免除制度の活用や追納制度を周知するなど、年金制度に対して理解が深まるよう努力しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、先ほどの質問の中で、無年金者は保護費が丸々出るのかということでございますが、そのとおりでございます。

以上です。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 私の方から、実質公債費比率の現状と今後の地方債発行のあり方についてご説明申し上げます。

平成17年度決算における本町の実質公債費比率につきましては、国の基準であります18%をわずかに超える18.2%となっております。この要因につきましては、内海病院の建設改良や小豆地区広域行政事務組合が整備したクリーンセンター等に対する公債費負担などが影響していると考えております。

国の基準を超えた場合の起債制限について申し上げますと、25%以上では、一般単独事業債の一部が制限され、35%以上となった場合、一般公共事業債、公営住宅建設事業債、教育・福祉施設等整備事業債の一部が制限されることとなります。本町の場合、地方債発行の制限を受けることはありません。今後の地方債発行の指針となります公債費負担適正化計画の策定が義務づけられておりますが、過日県へ提出したところでございます。

この公債費負担適正化計画では、平成19年度以降における実質公債費比率の将来推計を算定することが求められております。平成18年度決算における見込みについて申し上げますと、公債費償還のピークを既に超えていることから、この比率が17%前後になるものと推計しております。したがって、本年度の決算において国の基準を下回るものと予測をしておる次第でございます。

しかしながら、地方債残高は、一般会計の予算規模を超えるなど、相当高い水準にありますし、多額の公債費が財政運営の硬直化を招いているのも事実でありますことから、谷議員さんご指摘のとおり、今後も地方債発行額を元金償還額以内に抑えるなど、公債費負担適正化計画に基づきまして、計画的な地方債の発行に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 時間が来ておりますけども、答弁が大変長かったので、1回だけ質問を許します。

5番（谷 清君） 今の5番目の質問に対して、財政収支計画に基づき健全な財政運営を目指したい、また計画的な地方債の執行に努めるとの答弁がありました。それは、将来の負担も考えて、過大な借金はしないとのことであろうと思っておりますので、私も安心をいたしました。

そこで、財政収支計画の中で、借金の返済と同様に大きな金額となると思われる人件費について一つだけお伺いいたします。

9月議会において、介護サービス事業では3名の正規職員の新規採用をするとの補正予

算が出されましたが、特別会計は独立採算制が原則であり、これらの点を十分に考えて正規職員をふやしたものと思いますが、今後収入の減少が予測される一般会計では、職員を削減していかなければならないと、このように思っております。

また、2町合併協議において、一般行政職は退職者の2分の1程度を計画的に採用し、その他の職種も増員をせずに町全体で人員削減を進めるとのことでありました。そうした意味でもこの合併協議会の方針を堅持すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

あわせて本年度中に何人が退職し、新年度に何人を採用する予定か。できれば職種別にお答えをいただきたいな、このように思っております。

以上であります。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 事前に通告を受けておりませんで、細かい数字は持ってきておりませんので、後で数字をご報告させていただきたいと思っております。基本的な方針に何ら変わりはありません。ところが、後に質問も予定されておるようですが、この分庁舎方式を採用いたしました関係上、どうしても不都合が生じる部分もございます。異動なり、いろんな策を講じておりますが、ただ、介護サービスにつきましては、事業を行ってまいりますのにどうしても有資格者が必要になりますが、どうしても手当てができないというふうな状況になりました。そこで、身分が保障されております正規職員での募集をせんことには人材の確保ができんという特殊事情がございましたので、そういうことで公募をいたしまして、正規職員にしたという事情がございます。

それと、本年の細かい数字はまた後ほどご報告をさせていただきますが、合併前後におきまして、思わぬ早期退職者が出てきておりますので、当初計画しておりました定年に対して半分ぐらいの採用でいくぞと、具体的に申しますと、年に一般行政職については5人程度の採用にしていくぞということにしておりましたが、ご存じのように、本年に入りましたも、5月末に1名、病気のために退職、6月末に自己都合により1名退職、7月には懲戒免職により1名退職、この12月末でまた1名希望退職というようなことで、次々と希望退職が出てきておるものですから、本年につきましては、一般行政職は7名内定をいたしておる状況でございます。

そのほか個々の数字につきましては後ほどにさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

再開は11時。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

議長（中村勝利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 私は、ことし行われました敬老会につきましてお伺いしたいと思います。

これは、敬老会が一つのことでありまして、合併によりまして、どさくさしとんのはわかりますが、どうも町長の気配り、いつもの気配りが行き届いてないという一例を挙げまして質問を申し上げたいと思います。

両町の合併によりまして、敬老会の会場が26会場になり、倍増いたしました。町長、助役、教育長だけでは、すべての会場へは参加できません。ことしは町長の祝辞をメッセージとして各会場へ届けたはずでしたが、残念ながら届いてない会場がありました。そして、会場の地元の方がこのメッセージを代読いたしましたけれども、どうも今までと違って町長の祝意が会場に伝わっておりません。町長の敬老会における祝辞というのは、一つのセレモニーになっており、絶対にこれ必要なものだと考えますので、行けない会場へは各課長さんが手分けして参加して、町長の敬老者への祝意を代読してほしいと、こうお願いを申し上げたいと思います。来年からはすべての会場で町長のお祝意を敬老者へ伝えていただきたいと思うわけであります。

そこで、77歳以上が敬老対象者でございますが、今回の26会場のうち、大体9月10日、16日、17日、18日に集中しております。1カ所、7カ所、8カ所というようなことが重なりますので、さっき申し上げましたように、ひとつ町長のかわりの方が会場へ行って町長の祝意を敬老者に対してお伝えいただきたいと思います。

一例がこれであったんではないかなと思いますので、今後とも十分にひとつ合併のどさくさを乗り越えて、町長の意向、意思が町民に伝わるように、そういう気配りを今後ともしていただきたいと願っておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 17番議員のご質問にお答えいたします。

合併協議会の協議により、今年度から敬老会につきましては自治会主催で実施することになりましたが、各地域の状況がつかみ切れていないために、自治会より案内のあった場合について、町長などの出席を検討することになっておりました。また、町といたしましては、高齢者のこれまでの苦勞と功績をたたえ、これからの長寿をお願いいたしまして、各自治会長あてに町長のメッセージを届けているところでございます。その中で、旧内海町地区につきましては、公民館のある地区については公民館あてに送付をいたしておりまして、会場に届いていなかったケースが1件ございます。教育委員会の文書と勘違いしたということでございました。これらの連絡不備によりまして、敬老会当日、町長のメッセージが伝わらずにご迷惑をかけましたことにつきまして申しわけなく思っているところでございます。

ことしの敬老会につきましては、9月9日から30日までの間に、町内の29カ所のうち、戸別訪問地区の3カ所を除いた26カ所で開催されました。土日、祝日に集中しておりまして、一番多い日は8カ所となっております。案内のあった4カ所の敬老会には、時間を繰り合わせて出席をさせていただきました。

来年度からは、敬老会につきまして、浜口議員のご指摘のように、町長祝辞を課長が代読する方向で検討してまいりたいと考えております。

また、自治会、老人会などの各関係団体とより一層連絡を密にいたしまして、敬老会を楽しんでいただけますよう対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

議長（中村勝利君） 次、3番森口議員。

3番（森口久士君） 私の方からは、イベントに対する取り組み、そのうち商工まつりに対する取り組みについてお尋ねをいたします。

新町になって約8カ月が過ぎました。この間の主なイベントとして、5月28日に小豆島オーリーブマラソン全国大会、8月15日に小豆島まつり、10月21日、22日にオーリーブ収穫祭、11月3日、4日に商工まつりが開催されました。

オーリーブマラソン全国大会は、商工会を初め多くの職員を初め多くの方々がボランティアで参加され、盛大に行われていました。

小豆島まつりは初めて参加させていただきましたが、盛大に行われていたと思います。

オリーブ収穫祭は2日間でしたので、詳しいことは、第1日目のことについてはわかりませんが、2日間とも農協の売り出しと重複していましたが、22日の企画によっては大勢の人が集まっていたと思います。

11月3日、4日に小豆島ふるさと村で開催された商工まつりについてですが、新町になって、旧2町で行っていたまつりを一つにして1カ所で行うということで、新聞折り込みのチラシなど、合併記念というふれ込みに、3日午前中はかなりの人が期待して参加したとのことです。私は、残念ながら午前中は参加できませんでしたが、3日、4日の午後から行きました。しかし、人に聞いておったわけですが、期待して行った人からは、抽せん会も何も無い、おもしろくない、長い間いてもしょうがないなど、不満の声ばかりです。結果、3日午後からは人が減り、4日は、土庄町の商業祭と重なったこともあると思いますが、閑散として店は開店休業状態でした。このまつりは、どのような企画体制、考えて臨んだのですか。また反省点があると思いますが、今後も含めてどう考えていますか、町長にお伺いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 3番議員のご質問にお答えをいたします。

小豆島町ふるさと商工まつりにつきましては、旧内海町ではふれあいフェスティバル、旧池田町ではふるさと産業まつりとして、長年それぞれの地域を地域性を生かした商業まつりを開催してまいりました。今回両町が合併しましたので、商業まつりにつきましても、他のイベントと同様に、小豆島町ふるさと商工まつり振興会を立ち上げまして、詳細内容につきましても実行委員会の中で協議をしましてまいりましたのでございます。

合併後初めての商業まつりでございますので、原点に戻り、商工業者が連携して、物産の販売などを通じて地場産業の振興を図り、町民の理解と触れ合いを深めることを目的として開催すべく、検討を重ねた次第でございます。しかしながら、今回の商工まつりにつきましては、2日目には会場はややにぎわいに欠けていたというのはご指摘のとおりでございます。今回の催しに関しまして、実施主体であります小豆島町ふるさと商工まつり振興会が年度内に開催されますので、参画団体からのご意見をいただくと存じております。

現時点でその理由を考えてみますと、全国的に展開しておる醤油、佃煮の地場産業が町内で案外知られていないことから、「うちのみ物産まつり」では、商品を知ってもらいたいということで、「使いましょう、勧めましょう、贈りましょう」という趣旨で始めた旧

内海町に対しまして、参加者に景品あり、くじ引きありという楽しいイベントとして定着してきた旧池田町の産業まつりであったために、町民のまつりに対する認識の違いが原因ではないかと思えます。特に会場をふるさと村にしたことから、旧池田町の方々は、今までの方式を想像されたために、落胆されたり、また不満があったかと思えます。また、実行委員会での検討内容の結果が意外に盛況でなかった点、今後の大きな課題になりました。

そこで、実行委員会では、町内3カ所を候補地に挙げて、順次開催した上で開催地を絞り込んでいくことにしておりましたが、今回の結果を踏まえまして、場所にかかわらず、出店者が日ごろの感謝の意を込めて、お客様に還元することができるイベントであることを理解していただき、振興会及びまた実行委員会においてお諮りをして再検討してまいりたいと考えております。

いろいろ反省点がございまして、ちょうど3日、4日、3日は祭日でございましたが、4日は土曜でございまして、内海なんかは特に事業所が皆仕事がありました。それから、土庄の商業祭がかち合うたというようなこともあって、我々予想した以上に悪かったという反省をいたしております。今後そういうことのないように、もっと皆さんに喜ばれる商業まつりをやりたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 今町長から答弁がありまして、反省しておるということでございますが、私は、このまつりが始まる本当に前の日に、関係者の方から、ことしは期待して行ったら全然もう期待外れになるよというようなことを聞いておったのが現実になりました。やはりその取り組み方、実行委員会が開かれたといいますが、実行委員会の今までの旧池田町のやり方がすべて私は正しいとは思いませんが、まつりでありますから、人を集めるということがやはり先決ではないか。そして、先ほど言いましたけども、オリーブ収穫祭の中でありましたビンゴゲームでは、そういう商品を出してするということによって、人がかなり集まっていました。こういう姿を見ていましたから、私は、この商工まつりはある程度の企画があるんだろうというふうに、担当課に確認はしてなかったという面もあるんですが、甘い考えもありました。しかし、現実、この合併したということに対して、土庄町、あるいはほかのところからも、こういう企画に対してやはり目があるんじゃないかと思えます。ですから、私を感じるのは、ただ単に行事を消化したんじゃないかと

いうふうにとられても仕方がないというふうな感じがするんで、実行委員会の、今から振興会でいろいろ意見を聞くということなんですが、この開催した結果というか、そのメンバーはどのようなメンバーで検討されるのか、またその結果をどのようなふうにご報告していただけるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 商工観光課長。

商工観光課長（真渡 健君） まず、振興会の方ですけども、役員ということで、町長、議長、それから商工会、観光協議会、醤油、調理、手延、農協、漁協等が入っております。

再度申し上げます。町長、議長、商工会、観光協議会、醤油協同組合、調理食品協同組合、手延素麺協同組合、農協、漁協等が振興会の役員には入っております。

それから、実行委員会の方ですけども、これは実際をお願いする方ということで商工会が中心になっております。商工会の正・副会長、専務理事、商業部、商業協同組合、食品工業部会、女性部、青年部と、それから醤油協同組合、調理食品、手延素麺等に入っております。

役員については以上でございます。

今から振興会、それからその日に近くなりますと実行委員会も行われますけども、その反省といいますか、その会議の中での意見を踏まえて、現実的にはイベントに向かっていくと思います。報告というのは、なかなか日にち的に当然実行委員会の方で議論をするのはイベント前ということになりますから、またこの実行委員会の内容につきましてはご説明したいとは思いますが、

以上でございます。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 今からそういうなんで検討していただいたら結構なんですけども、そして、全国的にそのイベントに対する補助金、そういうものも問題になってきているというようなことで、財政も厳しいということですから、ですからこれはこういうような人に言われても恥ずかしくないようなイベントをしていただきたい。そうでなかったら、その補助金について、今後予算の段階でまたいろいろ意見を出させていただきたいと、こういうふうに思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 答弁よろしいね。

3番（森口久士君） はい。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 私の方からは、島からの文化発信・祭りということでちょっと質問をさせていただきたいと思います。

島じゅうには何十台もの太鼓台があります。その地区独特の形もあり、船型もあり、人形もあり、布団太鼓もいろいろ大小あります。各地区におきまして、カシヤケヤキの透かし彫りでありますとか、それを透かし彫りにした手すりや欄間、それに木の象眼を入れたような見事な太鼓台もございます。布団締めにしましても、金糸銀糸の竜虎や象牙を使ったようなものもございます。水引にも神話や源平のいにしえに題材をとったような見事なものがございます。

オリーブナビでも文化、祭り等の紹介で少し取り上げていますが、もっとこの誇るべき文化の集大成であります祭り、太鼓台を大切に守り、維持発展させるのは、今ここに住んでおる我々の責任ではないかと考えております。

例えば、私の地区では、昨年かき棒を新調いたしました。水引は明治35年製作になっておりまして、房や布団などは、それは約十数年前に更新したりいたしました。100年以上も経過しているため、傷みも激しく、修理するにもちょっと素人では、補修はできませんけど、修理等、きちっと維持するにはちょっと難しい点があるのではないかと思います。過疎化している小豆島において、今その祭り自体をもっと詳しく記録にとどめて、また祭りというのは、クライマックス、頂点でありまして、それに至る準備と下積み、地区の住民の人の苦労やその世話もいろいろ記録して、それを残すことが必要ではないかと思います。太鼓台やそれに附属するものを町の文化財として維持すべき宝物ではないでしょうか。小豆島にはこんな文化があるということを、それをもって発信するべきではないかと考えます。

その次でございますが、オリーブ100周年に島じゅうの太鼓台を一堂にということを書かせてもらっておりますが、オリーブ100周年の記念イベントには、小豆島じゅうの太鼓台を一堂に会して「えい、しゃしゃげ」と上げる、これだけでもすごい、この小さな3万何千人しかいないところに何台あるんか、僕もはっきり確認しておりませんが、それぞれの地区でのかき方も披露しまして、そのわざを競い合う。できましたれば、重要有形民俗文化財であります浜条の馬場で、言うてみれば、昔のローマ時代のコロシウムといえます

か、そういうふうな大きな露天のところ、こういうふうな小豆島にも文化があるということ、観光の一つにもなるのではないかと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

藤本議員のお話のとおり、太鼓台の奉納につきましては、文久9年に描かれました池田の八幡祭礼の絵馬の中に、今より素朴ではありますが、大きさの異なる布団を乗せた太鼓台が5台描かれております。また、約200年前から現代に至るまでの引き継がれてきた伝統行事でもございます。このように小豆島の秋の太鼓祭りは、歴史があり、また文化財としても非常に貴重な資源であるとともに、観光資源としても重要なものであると考えております。町と小豆島町観光協議会が共同で発行しております「小豆島ミニ情報」にもその紹介をさせていただいておるところでございます。

今後におきましても、必要に応じて、観光協議会において、情報発信のための記録づくりを検討するようお願いしております。

また、一面では、秋祭りはあくまでもコミュニティーの地域行事でありまして、太鼓に集う者が躍動し、それを見る地域の人々の心が華やかになる行事であります。地域の和と活力を生み出すために連綿と続いてきたものでございまして、その地域において伝承していくことに価値があり、また地域において記録にとどめておくものであるとも考えておるものでございます。

2番議員さんのオリーブ100周年に島じゅうの太鼓を一同に集めて大きなイベントを打ち上げ、島の観光としてのいまだかつてない大スペクタな祭りとして注目を集めてはどうかと、日本人の文化、伝統としての象徴が祭りでありまして、この太鼓の響きがあり、心を躍らせ、感動を与える行事を島外の観光客に大勢参加していただくことを考えてはとのことですが、私も同感であります。しかしながら、秋祭りにつきましては、各地区氏子総代、また太鼓総代がおられ、八幡宮を中心とした年中行事として重大な催しでありまして、その太鼓台を祭り以外に参加していただくには十分また関係者と相談をしなければならぬと、かように思っております。

何さま、若者大勢の力の結集であり、すばらしいイベントになろうかと思えますだけに、実行に移すためには、まずはオリーブ100周年準備会におきまして、記念イベントとしてどうかとの検討を十分行ってもらわなければならないかと思えます。

このように、企画としてはおもしろく、また島の活性化に何よりもかえがたいよい手だ

てではないかと思っております。小豆島の将来のために何か一つでも大きな新しいことに挑戦してはということでございまして、オリーブ100周年の記念イベントに限ることなく、例えば、小豆島に瀬戸内海の太鼓を皆集めるとかというようなイベントも考えられるわけございまして、これらにつきまして、オリーブ100周年にはどうかということも検討を含めましてこれから皆さんにも相談をしてみたいと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） 大体のところでは理解していただいて、同じ方向に向いておるように考えますので、ありがたいことだと思います。

現在で小豆島には何台の太鼓台がありまして、各それぞれどういうふうな水引なり布団締めなりがあるのかとか。それで、修理、修繕する必要があるれば、当然専門家に行っていたきたい。

それと、その実際太鼓台を使いますのは、1日、2日ですので、その間、363日ぐらいは各地区の倉庫なりで眠っていると思うんです。だから、そういうところの水引なり、そういうものをある程度管理の行き届いた陳列施設といいますか、そういうところで、こういう立派なものがあるんだということを展示するような検討はできないものでしょうか、よろしく願います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 太鼓台と申しますと、先ほども申されましたように、日本の文化伝統、いわゆる小豆島におきましては、小豆島の集落、里村におきまして、そこで生きてきた大勢の生き方、生きざまの歴史であります。そういう点におきまして、これは文化伝統として、我々の心を日本人の心というものを常に維持していくために、持っていくために、また誇りに、そこへ住んでよかった、その生まれだというのを誇りにするようなために、これは当然そういうことについてこれからみんなと色々なこの文化という意味から、共有のものとしていろいろ検討して、皆さんと話し合いし、今まで以上にひとつこれらを引き起こしていこうということをしなければならないと、こう思っております。それぞれ各地区でいろんな問題があると思いますが、太鼓の保存につきましてももちろんそうございまして、これからともに心がけていきたいと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 2番藤本議員。

2番（藤本傳夫君） どうもありがとうございました。イベントにつきましても、そういう文化財に関しましての保護、修繕ということに関しても前向きにご検討いただきたい

と思います。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、13番藤井議員。

13番（藤井源詞君） 庁舎の有効活用により経費の削減ができないか、お尋ねいたします。

合併に際して両町部局では配置がえが行われ、内海庁舎にあっては、事業担当部局数も従来より減ったはずであるが、使用している庁舎の面積は以前より縮小されたとは思えない。課数の減少にあわせて、NTTから借りている施設部分の面積を何分かでも減らすならば経費の節約になるのではないかと考えます。2町合併により、人件費の削減は定年退職者等によって進んでいると考えますが、合併後の分庁舎方式によって、西村の資料館、今はナビ小豆島ですか、坂手公民館、橋の公民館、福田支所、三都公民館が窓口としてふえているのではないかと思います。NTTの借家料は幾ら支払っているのですか。今後も縮小はしないのですか。合併から福祉会館より内海庁舎へ引っ越してきている社会福祉協議会は町よりの補助金によって人件費が支払われていますが、社協の使用部分の家賃、電気代、水道代等はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 13番議員のご質問にお答えをいたします。

最初の内海庁舎施設利用の削減による経費節約についてであります。内海庁舎におきましては、本館2階の総務企画課の場所に内海統括室と電算室、また教育委員会があったところに社会福祉協議会が入っております。本館1階は旧来どおり住民福祉課、出納室、また税務課が使用しております。NTTからの借用いたしております南館につきましては、3階の旧議場に教育委員会の学校教育課と社会教育課が入り、2階は建設課、人権対策課、環境衛生課が利用しております。

このうちNTTから借用しておる南館について、借用部分を減らすことにより経費の削減ができないかとの質問でございますが、この南館に教育委員会を配置いたしましたのは、合併により各課の職員数が増加しており、旧来の場所では職務に支障を来すとの考え方からでございます。また、NTTとの賃貸契約は、各フロア単位で行っておりますので、賃貸する部屋を減らすことは難しいと考えております。ご理解を賜りたいと思いません。

なお、N T Tの賃貸料は月額42万8,400円で年額514万800円でございます。

次に、人件費についてでございますが、合併のメリットであります特別職、議員数の減と、合併時に思いもかけず早期退職者が多かったこともありまして、18年度の人件費は17年度に比べて1億6,200万円程度減少いたしております。今後におきまして、採用者の抑制、また団塊世代の大量退職などにより人件費の削減は進むこととなります。

次に、分庁舎方式、出張所の設置により職員数を減らすことができないのではないかとのご指摘ですが、確かに合併に伴います住民サービスの低下を防ぐための方策と従来の施設利用の観点から窓口はふえております。その点から申しますと、合併前より利便性は向上したと思われまふ。しかしながら、反面分庁舎方式の弊害であります事務煩雑化などの問題点、また職員減の難しさなどが出ております。これに対しまして、出張所職員の併任などの人事面に対応してまいりましたが、今後におきましては、今年度中に策定されます小豆島町行財政改革大綱に基づきまして、組織機構の見直しなどで職員の効率的な配置に努めまして、職員数の減少を進めていきたいと考えております。

最後に、社会福祉協議会の庁舎使用につきましては、池田保健センターを使用しております社会福祉協議会池田支所には無料で貸与している点、及びまた社会福祉協議会に自主財源がないために、賃貸料を払うためには、町からの補助金を上げる必要があることから、内海庁舎に入っております社会福祉協議会からは家賃などは徴収をいたしておりません。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、14番村上議員。

14番（村上久美君） 私は、2件について町長にお伺いいたします。

まず1点は、財政破綻を招く内海ダム再開発を白紙に戻すことを求めることについて伺います。

合併して旧池田町の施策のよさが次々切り捨てられ、合併して何かいいことがあったのか、こんな合併だったのかと多くの池田住民は嘆き、怒っています。新しい町施策においては、大規模な建設投資など、旧内海町に偏り、池田住民に新たな火の粉が振りかかってこようとしています。

一方、福祉切り捨てで住民福祉・医療の負担はさらに重く乗しかかってきています。このような状況であるにもかかわらず、小豆島町の年間予算2年分を超える巨額のダム再開

発がされようとしています。巨額な税金のむだ遣いであり、納得できるものではありません。

また、私どもの日本共産党の新聞「赤旗」、これはこういうものですが、こういう内容で10月22日付、ダム工事の談合リストのスクープが報道され、そのリストに内海ダムが入っていることが明らかになりました。今政官談合事件が社会問題となり、大きくクローズアップされ、政治の信頼失墜が蔓延しています。このようなことから、町長に次の点についてお尋ねをします。

まず、過去最大雨量は時間当たり88ミリだとしています。同じ程度の雨量で新ダムに流入する総水量は、合理法で計算して42.2万トンになります。過大に見積もった106万トンのダムは必要ないではありませんか。平成10年、新内海ダム建設は15万トン計画が平成13年、7倍も肥大化した106万トン計画になった、なぜそうなったのか、その理由を明らかにしてください。

2つ目には、新内海ダム建設によって水道料金が大幅な値上げになるのは避けられないと思いますが、いかが判断されますか。

3つ目に、財政面においては、新聞報道されているように、財政の弾力性を示す経常収支比率は県下ワーストワンの93.9%で、全国平均の90.2%より高く、財政硬直化は深刻です。また、実質公債費比率は18.2%で、適正化計画を策定することを求められ、起債する際に知事の許可が必要となるなど、財政状況はさらに悪化の道をたどっています。当初の建設費185億円では済まされないと予想される問題や条件事業、ダム周辺関連事業費など、その中には不必要な事業費までが含まれていると思います。住民の医療や福祉を拡充し、生活密着型で町の活性化を図るべきです。町長は、内海ダム再開発を白紙に戻す決断を表明すべきではないですか。

大きな柱で2つ目です。町内の小規模作業所に対する支援のあり方と方向性について伺います。

障害者自立支援法が施行されて7カ月が経過しましたが、全国の障害者施設において深刻なさまざまな問題が起こり、この支援法が自立阻害となって、関係者にとって行き場のない状況をつくり出し、先行き不安を増幅させています。この不安を解決するには、障害者、施設関係者にとって真の支援法として抜本的な見直しが求められており、地域支援、自治体支援を進めなければならないと考えます。県は非情にも小規模作業所に対し、来年度から補助金の廃止を決めました。町はこれまでどおり県の補助金分と合わせた支援と、

障害者とその家族などの意向を十分に酌み取ったこれからの作業所運営の方向性を支援していただきたいと思います。いかがお考えか、伺います。

以上、町長には簡潔な答弁をよろしく願いして質問をいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 14番議員のご質問にお答えいたします。

内海ダム再開発事業につきましては、洪水調節容量を拡大することによりまして、下流域の住民の生命と財産を守る防災対策、また利水容量を拡大することによる新規水道水源の安定確保、計画的に河川維持用水を放流することによる流水の正常な機能の維持などを目的といたしまして、平成9年に国庫補助事業として採択され、実施計画調査が始まり、平成14年には全国で唯一新規建設事業として採択され、現在はつけかえの県道、また町道の工事が行われております。

内海ダム再開発事業の計画につきましては、平成7年8月に旧内海町議会でダムの説明を行い、事業推進のご了解を得て以来、内海ダム特別委員会をもって設置されましたので、その後も随時協議をいただきながら現在に至っております。また、関係者には、ダム事業の目的と必要性を説明し、流域で生活するほとんどの住民のご理解をいただき、早期に事業合意の協定書の締結もしておりますし、旧内海町において、自治会を主軸とする事業促進委員会が結成され、町民総決起大会、事業推進署名活動などの住民運動を展開し、全町民の8割を超える事業促進署名が香川県知事及び私ども町行政機関に提出されるなど、行政と町民の皆さんが共通の認識のもとで、町を挙げての取り組みを行っているところでございます。

なお、香川県からは、ダム事業は治水利水の重要な事業であり、多大な費用と時間を要する事業でもあるが、さらなるコスト縮減に努めるとともに、事業の計画的な執行をすると同っております。

また、条件事業、関連事業につきましても必要な事業と認識しておりますが、今後とも地元の意見をお聞きしながら、環境整備事業などの検討を行ってまいりたいと考えております。

財政面におきましては、厳しい面もございますが、悲惨な洪水災害を過去に幾度となく経験し、また水害の恐ろしさを知っている多くの住民は、災害に脅かされない安全で安心のできる環境の実現を図る内海ダム再開発事業の早期完成を待ち望んでおりますので、議会の皆様はもとより住民の皆様のご理解を得ながら、鋭意事業推進に頑張っていきたいと

考えております。

貯水量と水道料金につきましては、後ほど水道課長から説明をさせます。

続きまして、町内の小規模事業所に対する支援のあり方の方向についてのご質問でございますが、ご存じのとおり、障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、障害者が地域社会で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国民がみんなで支え合い、またサービスを利用する人々も原則として費用の1割負担をしていただくということになりました。このような中で、小規模通所作業所についても、障害者自立支援法に基づく施設への移行が求められておりますが、この移行に際し、香川県としては、当面の間、運営費の2分の1の補助をするという方向で進んでおりましたが、平成18年11月9日付の健康福祉部長名で「今回の財政措置により、運営費補助については今年度限りとし、平成19年度以降は廃止する。今後の小規模作業所の運営については、各市町において適切な対応をされるようお願いしたい」旨の通知がございました。本町におきましては、小規模通所作業所「あすなるの家」を昭和58年に設置をいたしまして、運営をあすなるの家運営委員会に委託をして事業を実施してまいりました。現在16名の方が登録され、そのうち13名の方が通所されておまして、日々社会復帰に向けて作業に取り組んでいるところでございます。町としましては、現在国において進められている見直し案「障害者自立支援法の円滑な運用のための措置としての利用者負担の軽減、新たなサービスへの移行のための措置」などの行方を見ながら、また利用者や保護者などの意向も踏まえ、法に沿ったよりよい運営方法を検討、協議してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 内海ダム再開発事業につきましては、水害から下流住民の生命と財産を守る洪水調節、それと水道用水として、新たに日量1,000トンの取水を可能にいたします。また、別当川から取水をする既得用水の安定を図るとともに、生態系や水質の保持、河川の景観等、河川が本来持っている機能を正常に維持するための利水と堆砂容量で構成された多目的ダムとして計画をされております。

洪水調節容量につきましては、河川砂防技術基準に基づき、実績の洪水や流出計算により求められた洪水計画量をもとに算出をされた容量でございまして、現在は58万トンと定められております。

また、利水容量は、共同事業者でございます本町の水需要計画をもとにした水道用水の

必要量や河川の維持用水を安定的に供給するために必要となる容量で、水道用水として19万トン、河川の維持用水として14万5,000トン、合計で33万5,000トンの計画となっております。堆砂容量につきましては、今後100年間にダム貯水池に堆積すると予想される流入土砂を蓄えるための容量として14万5,000トンでありますので、治水、利水等の総貯水量では106万トンとなっております。

なお、平成10年の15万トンダムの計画が平成13年には106万トンになったとの理由のことですが、調査、計画をいたしております香川県にも問い合わせをいたしましたが、15万トンのダム計画については県も全く知らないとのことであり、町も同様でございます。

次に、新内海ダムの建設によって水道料金が大幅な値上げになるのは避けられないのご指摘でございますが、14番議員さんのご発言のとおり、内海ダム再開発事業の総事業費は185億円であります。このうち共同事業者として参加をいたします本町の水道事業は、水利負担金として総額8億8,800万円を負担するものとしております。

この負担金に対する資金確保につきましては、国庫補助金が2億9,600万円、県からの補助金が2億4,700万円、繰り出し基準に基づく一般会計からの出資金が2億9,600万円を充当いたし、水道事業の実質的な負担はおおむね4,900万円となります。

現在の水道事業会計の経営状況はおおむね良好であることから、この負担金の支出により急速に経営状況が悪化するとは考えておりませんので、水道料金の値上げにつきましては、今後の経営努力により対応は可能であり、水道料金の改定の必要はないものと考えております。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 実は、これがさっき洪水調整容量の点について答弁がありました。内海ダムの再開発のところについては、106万トン、上水道は19万トン、これでどれぐらいの割合かというと17%ぐらいなんですね、利用が。それで、現在の規模のところでは14万トン、上水道5.3万トン、約37%というふうなことで、ダムは大きくなったが、上水道の利水は非常に効率性が悪いというふうに思います。その上に今現在のダムの洪水調整7.2万トン、そして新しいダム洪水調整58万トン、8倍にもなっている、こういうふうな状況です。これは58万トンは定められているというふうな答弁でしたが、非常にこういうふうな住民の飲み水、上水道を活用する上においては、今現在のものよりも非常に効率

性が悪いというふうに思います。こういうところにやはり税金のむだ遣いをやるのかというふうなことです。この点について認識を伺いたいというふうに思います。

それと、県は、15万トンの当初は認識されていないというようなことでしたが、今までもいろんな町の内海ダム再開発ニュースとか、県の発行している中にもそういう数字がきちっと出ているじゃありませんか。それが調べて、私の質問に対して、県は知らない、町も知らない、なぜ15万トンという設定から106万トンになったのか、明確な答弁が今ありません。納得できるものではありません。そして、106万トンの水がたまるという計算でこのダムがつくられるわけですから、現内海ダムが平成17年、年間降雨量が内海ダムで679ミリ、降雨量がありました。それで、106万トンというたまるダムの計算からすると、今さっき質問に言いましたが、合理式ですが、計算すると、251万2,300トンの水がたまることとなります。吉田ダムが平成17年515ミリ降雨量がありました。それで267万8,000トンが、このうち内海の取水分が115万1,540トンとなります。合計で366万3,540トン、その上に粟地ダムの雨量が672ミリ、平成17年、降雨量がありました。それで計算しても182万1,120トン、こういう状況で、本年度の17年度の決算状況の数量から見ても、十分に水が足りるというふうなことになっています。そういう理由からして106万トンは必要ないというふうに思いますが、この点について伺いたいというふうに思います。

それと町長は、この談合リスト、これは認識されておるでしょうか。これは大阪砕石工業所がつくって、複数のゼネコンが全国ダム工事の本命を確認するためにつくっていたというものです。こういうものが公表されております。この中に、Bが政治家、バッジです、Uが有力者、893はヤクザ、こういうふうなことで報道されております。こういうことも認識されているんでしょうか、その点について伺います。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 談合リスト、町長認識しておるか、しておりません。その書類を見せていただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） 14番議員のご質問にお答えいたしますが、15万トンダムの話が出ましたですね。15万トンのダムの計画、町は知らない、県は知らない、私は知りません。と申しますのは、私は、平成11年の4月に水道課長につきました。それから13年の9月末まで水道課長といたしまして2年半ほど在任いたしました。この15万トンのダムというのは、総量が15万トンのダムが何かさえわかりませんし、知っておれば正直に申し上げ

げますが、なぜそういうふうな話が出ておるのかなと不思議でたまりません。存じ上げておりません。

以上です。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） ダムの容量の関係でございますけれども、合理式で計算されたというようなお話がございましたけれども、今現在の計画されておる新内海ダムにつきましては、51年災害当時の最大の時間雨量88ミリが基準でございます。それで、42万トン、水が流入するということでございますけれども、新しいダムの取水面積につきましては4.8平方キロメートルでございますので、これがすべて降った雨が内海ダムへ、新しいダムへ流れ込むとしたら、42万トン流れ込みますという計算式になります。しかしながら、新内海ダムでの洪水調整容量につきましては、河川砂防基準などに基づいて、現の内海ダムの昭和51年の洪水の実績の1時間降雨を10分間隔に等分をして、県内の大半のダムで採用されている貯留関数法で求めております。この方式により、求めた内海ダムの再開発地点におけるピーク時の流入量につきましては、毎秒130立方メートルとなっておりますので、このうちの内海ダムで下流の河川の流下能力を検討して、現在の川があふれないようにするため、毎秒130トンのうち毎秒80トンだけ下流に放流をするということで、50トンにつきましてはダムに貯留をして洪水調節をするといったしております。そのための必要容量が58万立方メートルということになっております。

それと、水道用水の関係でございますけれども、現在の内海ダムで5万3,000トン、計画のダムで19万トンということでございますけれども、計画性の効率云々ということでございますけれども、これにつきましても、平成7年以来、議会の皆さんにご協議をしながら進めてきた計画でございます。旧の内海町になりますけれども、旧の内海町につきましては、平成9年と平成11年に将来的な水の需要の予測をいたしております。平成9年の需要予測でございますけれども、給水人口につきましては、水道事業での需要予測にも広く用いられている時系列の分析により、平成元年から平成10年までの実績に基づき分析を行いました。水道の普及率の上昇を勘案した上で、毎年おおむね1%の人口減少をするということの見込みを立てております。

給水予測でございますけれども、給水予測のうち、家庭用水では、給水人口が減少にあるものの、井戸水の水質悪化とか、生活水準の向上に伴い、核家族化の進展等とかを加味いたしまして、住民1人当たりの生活用使用水量は毎年1%から2%増加すると見込んで

おります。それに加えて、事業所が使用する営業用水や工業用水につきましても、製品規格の高度化などにより自己保有水源から水道水源への移行が顕著になるものと考え、おおむね2%増加を続けるものと予測をして、現在の19万トンの利水容量になっております。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） この建設のダム費については185億円というふうなことでなっておりますが、今までの鳥取県の中部ダムでも140億円が230億円の1.64倍、吉田ダム、これも当初の計画よりも1.6倍ということです。こういう状況から考えて、とても185億円で済まないというふうに当然考えられます。そういうふうなことから、やはり185億円の設定計画、数字が信頼に値しないというふうに思います。

それと決算書の内海の方ですが、配水量が年間179万2,362立方ということですので。今私が示したように、十分足りる数値になります。そして、先ほども言いましたが、106万トンの大規模な税金のむだ遣いによる、このようなダムをつくらなくても、今現在の内海ダム、粟地ダム、吉田ダムの取水によって、十分これは水が足りるというふうな数字にもなるわけですから、私は、これはやめるべきだというふうに思います。

それと、18年度の国庫補助金の交付要綱の中にもこの地方政治基盤整備水道事業、一般ですが、給水量の基準というのが1日1人平均250リットル、これから見てもやっぱり十分足りるわけですよ。そういうふうな数値をかんがみて、今度のダム建設、ダム建設だけでなくさまざまな関連事業、不必要なものもある中で、これが新たな起債を起さなければならぬという状況もあります。そういう意味からして、これは納得できないものです。平成10年4月には談合情報というのもありまして、そのときに15万トンというふうなことになっております。ですから、私は強く求めます。町長には、このむだなダム建設はやはり白紙に戻して、本当に住民参加のもとでこれを協議すべきだというふうに思います。

それと、もう一つは、十分に水道会計足りるということですが、17年の決算の給水原価計算からしても、この工事、新たな費用が要るわけですから、その新たな経費、起債費、いろんなほかの経費、これは大きく影響するというふうに当然考えて普通じゃないですか。そういうふうなことも執行部の方は、今現在の水道会計の決算からいって、十分賄うことができる、新たな水道値上げにならないんだというふうに言い切るわけですが、非常にこれは問題のあるものだというふうに思います。

議長（中村勝利君） 答弁要りますか。

14番（村上久美君） はい。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ダム不用論というふうな感じでございますが、小豆島は、日照りが続くと渇水で、水道が断水になって苦しみました。それで雨がふると、急峻なために災害がありました。小豆島は、ずっと昔から小豆島に住んでおる先祖の人たちは水に悩まされてきました。そういう中で我々も今も悩まされておるわけでございます。そういう点で、内海ダム再開発につきましては、水をためるだけのためにするというんじゃなくて、むしろ災害を防ぐ、人命と財産を守るという、あの49年、51年の大災害の大きな教訓がございます。そういう中で、内海ダムは非常に小さいですから、すぐに満杯になります。したがって、常にダムの水は少なくしておかなければならないということで制限をしております、貯水の。そういう状態で、災害に対してダム直下の皆さんは非常に心配しておる。今度大きな災害が来たらどうするかと。特にことしは100ミリから局地雨量が九州であり、高知では145ミリ、つい最近降りました。そういうのが降ると、決壊するんじゃないかというような心配さえございます。そういう中で、やっぱり生命と財産を守る安心・安全、こういうことは政治の中で、財政が苦しいからというてもやるべきものはやらないかん、こういうことでありまして、政治をやる者は、苦しい財政の中でもどうしてもやらないかんものはやらないかと、こういうことで苦労するわけでございます。そういう点をひとつご理解いただきたいんで、ただ水が欲しいから、水がためるだけのことで考えておるんじゃないということでございます。

あと具体的なことにつきましては、よろしいですか。

そういうことでございまして、内海ダム再開発につきましては、皆様のご理解を特にお願い申し上げまして、私の答弁といたします。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

午後は1時から再開をいたします。

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど谷議員からの質問で答弁を総務課長の方より行います。

総務課長。

総務課長（竹内章介君） 5番議員さんのご質問に中途になっておりました、本年度の18年度の退職者につきましては、一般行政職が13名、技能職が5名、医療職が4名の22名でございます。

採用予定でございますが、先ほど申しました一般行政の事務が7名、これにことしは土木が長い間採っておりませんので、土木2名内定しております。ほかに特別会計で2名、病院で6名、17名の採用でございます。

一般会計を取り上げてお話をしたいと思います。病院、水道、特会、老健ありますが、主に一般会計で話しますと、まず18年の3月、去年の17年度末で退職した人間が20人おりますが、このうち一般会計で13名退職いたしました。この一般会計での退職13名に対しまして、本年4月に採用したのは4名ということで、ここで9名の減という状況もございましたことをあわせてご理解をいただいた上で、この本年度の話、繰り返しますが、一般会計だけを取り上げますと、一般職が11名、技能職4名の15名が退職をいたします、この今年度中というか、19年度末までに。これに対しまして、先ほど言いましたように、一般行政で事務が7名と土木で2名、合わせて9名の採用ということでございまして、2年合計して一般会計で見ますと、37人やめて13人採るといような状況でございますので、さきにご答弁申し上げましたように、大筋では変わっていないと、退職者の半数程度で抑えていくということに変わりはありません。

ちなみに、現在19年の3月末で、それでは次、どれくらい定年があるかといいますと、ただいまの59歳、ですから、19年度で定年になるのが14、順番に申しますと、その14から1つずつ11、16、13、12、12、13、5、16、12というように、50歳以上が124人おります。これらに対しまして、当初申し上げておりますように、大体半数程度、5人程度の採用をしていくということで人件費の抑制を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 次、7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は、3点のことについてお伺いしたいと思います。

合併後の住民サービスの問題点について。

縦割り行政の弊害が、まだ住民サービスの均一化が図られていない部分があるようであ

ります。合併後9カ月経過しましたが、住民からの苦情で、どのような事例があり、どのように対処したのか、伺います。

また、新たに制度として取り入れた指定管理者に対して、行政の方針をどのように徹底しているのか、伺いたいと思います。

2点目、合併協議での基本方針の考え方について。

2町合併後、小豆島町と土庄町の合併話が聞こえてこないですが、どのようになっているのか、お伺いします。

また、合併の基本方針の中に、3町合併をにらんだ庁舎の位置とありましたが、その考えは現在も変わっていないのか、お伺いしたいと思います。

3番目、小豆島観光協会の補助金についてお伺いしたいと思います。

小豆島観光協会の運営で、小豆島町の考えが会の中で生かされていないとの報告が委員会等でありました。今はどのような状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

また、もし町単独での思惑で運営されるとすれば、補助金の支出は適当でないと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 7番議員のご質問にお答えいたします。

最初の合併後の住民サービスの問題点についてでございますが、旧内海町、旧池田町の合併につきましては、紆余曲折はありましたが、時代の要請にこたえるべく進めてまいりました。合併に際しましては、合併協議会におきまして、両町の合併後の姿、行政の進め方につきまして、協定項目の協議という形ですり合わせを行い、合意ができるものは合意し、合意後に検討する必要があるものは、その旨を協定したわけであります。

また、行政上の各種事務事業につきましては、事務担当者が協議を重ね、2つのものを1つにしていく作業を行ってまいりました。このことにつきましてはかなりの時間と労力をかけ、職員も通常業務に加えての事務事業でありまして、大変であったと存じます。そのようにして両町の合併がなったわけでございますが、いざ業務を行ってまいりますと、これまで両町が五十余年の間、積み重ねてきた仕事のやり方に違いがありまして、戸惑う場面も多々あったと聞いております。また、合併前に気づかなかった点で調整が必要なものもだんだん出てまいったわけでございます。その場合にその時点時点で調整を行い、住民サービスを行ってきたわけでございますが、調整に手間取り、住民の方にご迷惑をか

けたこともあったかと存じます。このことに関しましては、合併時の混迷としてご理解を賜りたいと存じます。

具体的には、各課各部署において処理をしてきておりますので、すべては把握しておりませんが、施設使用料の減免に関する件、また分庁舎方式の職員配置などあるかと存じます。

次に、指定管理者制度についてでございますが、平成15年の自治法改正に伴い、公の施設の管理を民間に委託する制度でございます。本町におきましては、小豆島町心身障害者小規模通所作業所「あすなるの家」、それから小豆島町うちのみ漁師村、それから小豆島産業会館、そして小豆島オリーブ公園及び小豆島ふるさと村が公共的団体や三セクに管理委託されております。この中でも、収益事業を持つオリーブ公園、ふるさと村については、理事長に町長、副理事長に助役、理事に担当課長が入っておりますので、施設の設置目的に沿った運営については十分に行政の方針が反映されていると考えております。

次に、土庄町との合併問題、小豆島町の庁舎位置に関する考え方についての質問でございますが、行政の大きな転換期にそのかじ取り役という責務を託されました私にとりまして、ここ数年来の町村合併に対する考え方に変化はございません。今回の2町合併につきましては、地方分権が進む中、地域みずからの責任において地域の経営を行っていかねばならない時代を目の前にしまして、そのためには、行政基盤、財政基盤を強固なものとし、常に効率的で効果的であるとともに、質の高い行政サービスを提供するための合併が今どうしても必要であろうという共通認識を2町が持ったために実現したものと考えております。

土庄町との合併につきましては、地域間競争の中、魅力あるふるさとをつくっていくためには、島は一つという理念が必要でありまして、その方向性について以前から変わるものではございません。しかしながら、以前の3町合併協議の中で、島は一つの共通認識を持ちながら、土庄町では合併同意の議会が行われなかったために、3町合併が不調に終わった経緯がございます。今後の県の勧告や土庄町の合併への意向が固まりますれば、合併の協議に入らなければならないと考えておる次第でございます。現時点では、本町におきましては、行政基盤、財政基盤の強化という合併の効果を上げていくことがまずもって一番の行政課題であり、そのために力を傾注していくことが大事であると考えております。

次に、庁舎の位置問題でございますが、第1回の合併協議会におきまして、新町の事務所の位置が協議をされた中で、旧内海町の委員から、新町の事務所の位置については、従

来からの内海町の庁舎位置問題に関する考え方を踏まえたものであり、合併により均衡あふる地域発展を行うという合併に対する基本的な考え方に基づくものであるとの発言もなされ、委員の合意を得て、仮庁舎を旧池田庁舎の位置と決定したものでございます。私としましても、合併における基本姿勢としてそのような考え方を持っておりまして、地域の将来像として、島が一つの自治体となることを考えますと、地理的に旧3町行政の真ん中である池田地区が適地であるとの考えは変わりはありません。

それから、最後の小豆島観光協会に関してのご質問ですが、小豆島観光協会は、土庄町と本町の2町での持ち回りで会長と専務理事を務めることになっており、平成18年度、19年度は土庄町町長の岡田さんが会長を、また土庄町の三枝さんが専務理事を務めることになっております。

今年度におきまして、年度途中で事務局長、また案内所職員2名が同時に退職をいたしましたことから、この空白期間を防ぐ意味からも、急遽後任の事務局長及び事務職員を雇用したいきさつも含めて、引き継ぎや事務所移転に伴う引っ越しなどが慌ただしく行われましたが、最近になってようやく落ちついてきたところであります。なぜかと申しますと、土庄町の町長交代に際し、引き継ぎ、申し送りが具体的にできておらず、当初専務理事も現在の三枝さんではなく山本明さんでありましたのが、岡田町長さんに交代された後、三枝さんを選任され、私たち戸惑って過去の経過を説明した次第でございまして、事ほどさように前例、引き継ぎなく、事務所移転、事務局スタッフについても小豆島町側に事前の相談がありませんでした。そのために調整に手間取り、10月に入ってやっと了解点に達し、現在のスタッフで小豆島観光協会を運営していくことになりまして、皆さんに大変ご心配をおかけし、申しわけなく思っている次第でございまして。

小豆島町の考え方が生かされていないのご指摘は、そのような状況の中でかいま見た関係から、そう感じられたと思っております。

小豆島観光協会にありましては、2008年のオリーブ100周年記念事業や印刷物の発行、またマスコミ対応など、その果たす役割は大きく、県及び町行政、民間施設等を含めて一丸となって取り組まなければならない状況であります。

行政との連携におきましても、共通の、また共同の事業を抱えているわけでございますので、今後にあっては十分に意思の疎通を図り、風通しのよい組織にしていきたいと思いますと考えております。今年度も残り少なくなりましたが、事業の円滑な進展に取り組みますとともに、新年度以降につきましては、正・副会長や自治会の意向を踏まえた上

で、広域的かつ精力的な事業計画を立案し、またオリーブ100周年記念事業に向けて闊達な意見交換ができる組織にしていきたいと思います。補助金に関しましては、人件費を初め事業費を精査の上、算定基礎額を見直し、適正な金額で拠出したいと考えておる次第でございます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 一番最初のものですが、私が直接聞いた話によりますと、減免制度、スポーツ少年団なりの減免制度が社会教育課と観光商工課の方に分かれておったものですから、その辺の今までの引き継ぎというんか、もうひとつうまくいってらんで、なかなか利用者の方にご迷惑がかかったように聞いております。また、担当課に聞いてもなかなかそういうふうな意見は出てこないということがあります。それぞれ課で出てきた話を課長会なりで一々報告等をしてもらって、ある程度のすり合わせというか、共通認識を持ってもらいたいと思っております。その辺に対して、また課長会のあり方についてどういうふうにやっていくのか、お伺いしたいと思います。

2番目の合併の基本方針の考え方なんですけど、先ほど町長が言われたように、そのままやったらいいかなと思いますが、ある会の中で、行政サイドの方から違う意見が出てきていましたので、その辺は行政の中では、意見は統一してもらいたいと思っております。

3番目の観光協会のことなんですけど、これは人事案件も重なっていますので、その人個人が何やかんやというふうな物の言い方はなかなかできないと思っておりますが、どのように解決したのか、その辺、もうちょっと詳しくお伺いしたい。どのようにして納得したのかということをお伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 助役。

助役（吉岡忠昭君） まず最初の課長会なりでのすり合わせ、これは当然のことございまして、従来から課長会のあり方ということにつきまして、私たちは、常に連絡事項の報告会ではなくして政策的なそういう問題提起をしてくれというような課長にお願いをいたしてございます。したがって、今出されましたような具体的な事案については、やはり各課長が課長会なりで提案していただいて、ほかにもあったら一緒にやっていくという姿勢はとってまいりたいと思っております。

ただ、課長会以外もいろんな未収金対応等につきましては、最近私の方で関係してある課長を寄せまして、統一見解とか統一の方向性とかをつくってございますので、ケース・バイ・ケースでこれは対応をしていきたいと思います、このように思っております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 2番目の合併協議の基本方針の考え方ですが、この庁舎の位置とか、そういうふうなものも含めてですが、それらにつきまして、合併当時、昨年、合併協議のときには、いろいろと検討して、その後は、統一見解として協議するようなことはしておりません。おりませんが、合併協議の中で考え方を、今先ほど述べましたような基本的考え方できたわけでもございまして、大筋として変わってないということでもございまして、恐らく来年度に入ると、県の方から合併したらどうかというような勧告があるかも知れません。また、土庄の方から何か言ってくるかも知れません。こちらとしては、いずれにいたしましても、一応合併をきちっとやり上げるという方針で進めていくわけでもございまして、そこへ申し込みがあった時点で皆さんと相談をして、どう対処するか、どう返答してどういう考え方でいくか。そのときそのときその時点で、その状況によって判断をしていかなければならないと思いますので、今のところ方針としては変わりませんが、先ほど申しました基本方針でもございまして、日がたつに従ってまたいろんなことが、何が起こってくるかわかりませんが、そういうことで、その時点その時点で考え、皆さんのご意見を集約して方針を決めていきたいと、こう思っております。

それから、3番目の観光協議会の妥協をどこら辺でやったんかと、こういうようなご質問ですが、10月ごろに3回か4回、議長、また観光協会のいろんな議題に対して問題を取りまとめる委員長が浜口議員であります。浜口議員と3人がよく土庄町長、それから土庄観光協会の会長、それから専務理事の三枝さん、その3名とこっちの3名とが3回ぐらいだったかな、いろんな話をしまして妥協をしたと。かなり厳しい意見を述べて、容認したというような形にどっちかというようになっておるんですが、条件も出しましたししてスタートしたというのがつい最近の観光協会でもございまして、ちょっとわかりかねるかな。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 2番目の合併の庁舎位置などというのは、住民のデリケートな一番だまされた云々というふうなところになってくると思いますので、また新たにその合併に参加してこようとした場合、合併してしもたら変わってしもたわというふうになってきたら、なかなかできるものもできない話になりますから、その辺はよろしくお願ひしたいと、思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 次、16番中江議員。

16番（中江 正君） 私は、2問、質問をいたしたいと思います。

まず初めに、池田小学校の床面の傾斜はあれから修復されたのか、原因は何だったのか。池田小学校の校舎建築は何年に建てられたのか。その後、床面のひび割れ等があったが、今回は特に床面がひどく、平衡感覚がないほどになっていた。調査をされているが、修復されたのか、原因は何であったのか、お尋ねいたしたいと思います。

2問目に、オリーブ100周年を迎えるが、小豆島の観光の活性化を目指すことについてお尋ねします。

オリーブ100周年を迎えるが、小豆島の観光の活性化を目指して観光客誘致でキャンペーンなどの計画はあるのか。その中で最近観光客の推移はどうなっているのか。

もう一点は、公共交通確保の決意は。例えば、陸・海上交通のアクセスはどのように図られているのか、観光地アピール発信はどのように考えておられるのか、2問、お尋ねいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 16番議員のご質問にお答えいたします。

私の方から、2番目の小豆島の活性化につきまして答弁をさせていただき、その後、教育長から、最初の池田小学校に関してのご質問にお答えいたします。

オリーブ100周年事業は、現在準備委員会を設立し、また小豆島全体で取り組むべく検討しているところでございます。

事業内容につきましては、準備委員会にお諮りし、決定することでありますので、ここでは詳細な内容についてのご説明はいたしかねますが、来年度のイベントと100周年となる2008年のイベントなどを検討している中に観光キャンペーンも含まれておるのでございます。また、小豆島観光協会の中にオリーブ植栽100周年記念事業推進委員会を設けて検討しておりますし、オリーブ植栽100年誘客委員会においても、民間として協力していただけるよう検討しているところでございます。

それでは、まず第1点目の最近の観光客の推移でございますが、小豆島全体の観光客数は、小豆島観光協会の調べによりますと、この10年間で110万人から120万人の間を推移しております。しかし、ここ3年間では減少傾向にありまして、今年度も11月までの数値を見ますと、1割近い減少となっておりますのでございます。また、町内の主要観光施設におき

ましても同様に推移している状況でございます。これは旅行形態が団体旅行から個人グループ旅行にシフトしている傾向にあることと、ことし1月に船舶の料金が値上がりしたことが影響しているものと考えております。

次に、オリーブ100周年に向けて公共交通確保の決意はとのご質問でございますが、最近は心の安らぎ、伝統文化や食を通じて地域住民との交流や触れ合いなど、体験型の観光が求められております。また、個人やグループでの旅行形態がふえておりますことは、さきに申し上げたとおりでございます。このような中で、オリーブ100周年事業につきましては、一過性のイベントに終わらすことなく、観光小豆島の新たな幕あけを飾るものと位置づけておりまして、さきに申し上げました最近の観光動向を踏まえまして、体制づくり、基盤づくりが大きな目的であると考えております。このために、オリーブを活用した体験プログラムの開発とともに、ご指摘のあった島内アクセスの改善や陸上交通と海上交通の連携はこれらの観光小豆島にとりまして重要な課題の一つであると認識しておりまして、準備委員会には公共交通に関係する方々にもご参加をいただいております。

なお、具体的な対応につきましては、今後準備委員会で検討することとなりますが、いずれにいたしましても交通アクセスを改善するためには既存の路線バス事業者やまた航路事業者のご理解とご協力が不可欠となりますので、16番議員を初め、議員各位さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次の観光地アピールにつきましてでございますが、ことし11月に小豆島町の観光情報発信基地としてオリーブナビ小豆島がオープンしたところでございます。オープンから1カ月余りですが、1日当たり入館者は30から40名でございます。現在情報発信基地として不可欠なホームページの作成に取り組んでおり、早急に開設したいと考えております。また、小豆島町の観光パンフレットも11月に発行いたしまして、関係機関に配付しております。

以上、説明を終わります。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 16番議員のご質問にお答えいたします。

池田小学校校舎南棟は、鉄筋コンクリートづくり3階建て2,544平方メートルで、昭和54年3月に竣工しておりますので27年が経過することになります。今までにも、一部の教室ではクラックの修繕を行い、教室の入り口付近などに生じた段差の修繕工事を実施して

おります。

南棟東側の障害児教室の床が傾斜していることにつきましては、ことしの2月に小学校からの連絡により旧池田町教育委員会で現状を確認しておりましたが、7月になって南棟西側の職員室、校長室の床も傾斜しているという連絡があり、教育民生常任委員会の視察でも現地を確認していただいております。その後、床の高さと柱の倒れの確認と、床の一部を取り壊し、床下の状況の調査業務をコンサルタントに委託いたしました。

その調査結果を申し上げますと、はりの水平方向のレベルにつきましては、2階はり下を水平機により測定しましたが、最大で8ミリであるため、施工誤差の範囲であり沈下によるものとは思われないとの意見でありました。柱の倒れにつきましては、1階から3階までをトランシットにより測定しましたが、最大で10ミリメートルであり、これも施工誤差の範囲であり構造的な大きな変異はないと思われるとの意見でございました。床の高さにつきましては、1階のすべての教室で測定した結果、障害児教室が30ミリメートル、職員室と校長室では40ミリ程度の不陸がありました。土間コンクリートの床下状況につきましては、障害児教室と校長室でそれぞれ50センチメートル四方の穴をあけ状況を確認しましたところ、障害児教室ではコンクリートと地盤である碎石にすき間はありませんでした。校長室では5センチメートルのすき間があり、その分地盤が沈下した状態になっておりました。

このような状況になった原因は、もともと地盤が悪かったこと、地中ばりの位置の問題、床コンクリートの鉄筋がシングル配筋であることなどがありますが、複合的な要素で沈下したことも考えられます。また、設計や施工上の問題であるかどうかにつきましても、相当の年数が経過していることから、現時点では判断が難しいものと思います。

この対策としましては、既設の床を全面撤去し新しくスラブ構造の床をつくり、鉄筋をダブル配筋にして地中ばりにもたせるような構造にする方法がありますが、工期が長くなるとともに、間仕切りを撤去する必要があるため金額的にも大きくなります。このため、コンサルタントとも協議した結果、床コンクリートに穴をあけて地盤改良材を注入して、地盤をしっかりしたものにした上で、床面をはつり、表面の不陸を修正する工法が比較的短い工期で済みますし、経済的であるとの結論になりました。

16番議員のご指摘のように、子供たちの平衡感覚に影響を及ぼすおそれもあることから、できるだけ早い時期に改修工事を実施する必要があると考えておりますので、新年度において床面改修工事が実施できるよう予算要求をしているところでございます。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） 小学校の床面の件では、詳しく原因調査されたことだと思われます。

実は、阪神震災の後、旧池田町で、議会で視察に行きました。そのときは、床面はひび割れだけだったんです。学校長はひび割れがあるんやということでお聞きしとったんですけど、今回見るとかなりひび割れがひどくなったんで、本体そのものがちょっと不備な点があるのかなと大心配をしてたところ、コンサルタントをはめていただきまして調査をした結果、本体には異常がないということで一安心されたところでございます。本当、ありがとうございます。

2問目のオリーブ100周年を迎えての準備委員会等々を作成しとるわけですけど、小豆島全体、土庄町、小豆島町を含めて立ち上げるということだと思っんですけど、準備委員会のメンバーはどなたがなっているのか、何名で構成されているのかをちょっと聞きたいと。

それと、発信ですけど、もういろんな特効薬はないんですけど、オリーブだけが小豆島じゃないんです。例えば、今の二十四の瞳の施設、あの中はかなり催しがえといいますか、伝統ある、伝承づくりなんかもかなりつくっていたわけですけど、近代的になりまして、土産もん売り場とか装飾品とか、そういうなんでさま変わりしとるわけです。お客さんによく指摘されるんですけど、小豆島にあるもんを出してもらいたいということで帰って行ってます。イメージダウンですね。京都の太秦の映画館とは違うことは知っんですけど、小豆島にある伝承的なものが次第になくなっていっているという指摘を受けてます。

だから、今度100周年を迎えるに当たって、小豆島らしさの観光地である、それをアピールしていただきたいなと、これは僕の意見ですけど。そして、陸海上交通がアクセスがとれて、便利のええ観光地だなということにしていきたいなと思っております。そういうなんで、準備委員会も設立してるそうなんで、メンバーをお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） オリーブ100周年記念事業準備委員会の組織でございますが、新聞等でご存じかと思っておりますが、11月13日に準備委員会を設立をいたしております。

それで、メンバーでございますが、黒島県議さん、この方は小豆島振興協議会会長とし

て顧問という形で入っていただいております。それから、県も当然このオリーブ100周年事業に入っていただかないかということで、香川県の観光交流局長に顧問ということで、あと委員さん14名で構成をしております。

議長（中村勝利君） 16番中江議員。

16番（中江 正君） いろいろと記念行事、イベントがあるわけですけど、イメージダウンにならないように、また交通面で迷惑をかけないような、島に来てよかったと、島の光景を、また再度来られるようなイメージづくりをしてほしいなど、これ意見ですけど。

もう一点、気がかりになるのは、やはりどない言うても、名所寒霞渓と二十四の瞳、これらを散策に来てるんですけど、ほかの施設を忘れてるわけです。まだまだ宣伝が行き届いてないところ、たくさんあるわけです。農村歌舞伎とかそういうなんもあるんで、一応小豆島町のマップ、こういうなものがありますよと。池田町の池田港には立っとなるわけですけど、小豆島全体で表玄関土庄港とか坂手とか、そういうなとこへ大きく宣伝を上げる必要もアピールとしてあるのではないかなと思っております。そういうなんを含めまして、意見ですけど、よろしく申し上げます。

終わります。

議長（中村勝利君） 次、15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、町民の暮らし、福祉、教育、そして何よりも命を守るために、次の3点についてお尋ねをいたします。

第1に、多重債務者救済における行政の役割についてです。

今テレビや新聞、雑誌に洪水のようにあふれる消費者金融の商業的、顔を合わせずに借りられるシステムの普及、最近ではネットで申し込み、振り込みで融資を受けられるサービスもでき、全国の消費者金融の借り手は1,400万人、そのうちの多重債務者は200万人以上いると言われております。年間8,000人の人が経済苦、生活苦による自殺で命を落としています。多重債務が影響して生活保護受給者やホームレスになる人もいます。格差社会の広がりの中、低賃金、不安定雇用などによる生活苦から、ごく普通の家庭の主婦、若者たちでさえ深い落とし穴にはまってしまい、将来に希望を見出せずに過ごしています。

こんな中、貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律が12月13日国会で可決、

成立し、多重債務問題の温床となっていた灰色金利は3年後には撤廃されることになりました。これは、本町議会でもさきの9月議会で出資法の上限金利の引き下げなどを求める意見書を国に上げたことを初め、全国の被害者の運動や弁護士などの専門家の奮闘など、国民の大きな運動の結果であり、高利、多重債務解決の大きな一歩です。

しかし、今現在苦しんでいる多重債務者の救済、生活再建につなげる対策が早急に求められています。多重債務者が最も恐れているのは過酷な取り立てです。限られた収入からまずサラ金に返済し、残りのお金で生活しなければなりません。しかし、もともと収入が少ない人がほとんどです。生活するのが精いっぱい、国民健康保険税や住民税、公共料金などの滞納の原因になります。最近は医療費の滞納も増加しています。滞納している人たちは、払いたくても払えないのが現状です。それは、当然公共サービスの低下を招き、国民全体、地域全体が間接的に被害をこうむることにほかなりません。こうなれば、多重債務者の問題を自己責任論だけで片づけることは許されないと思います。多重債務者の多くは、この苦しさから脱却したいと願っています。しかし、弁護士に相談するには敷居が高く、費用の心配があります。司法書士にその資格があることを知る人はわずかです。どこに相談し、どんな解決方法があるのかさえ知らない人がほとんどです。自力で解決することは非常に困難なことです。多重債務者問題の解決は、本人の生活再建はもとより、自治体財政の改善、滞納の未然防止、地域経済の活性化にも寄与するものと考えます。

例えば、鹿児島県奄美市では、十数年前から多重債務の相談を受け、ここ数年は毎日のように相談が寄せられているそうです。行政は、相談者の代理人になることはできないので、弁護士、司法書士などと連携をとり受任通知を発送することで相談者がもっとも恐れている厳しい取り立てを中断し、後は淡々と債務処理を進めることができます。長年多重債務が続くと、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、家庭崩壊、ストレスによる疾病など、さまざまな問題が生じます。多重債務者救済でもっとも大事なのは、債務整理後の生活維持です。奄美市では、国民健康保険料などの滞納情報を一元管理し、生活保護を受け持つ自立支援課、福祉政策課、国民健康保険課、税務課、収納対策課、教育関係などとも連携し、問題解決を図っているそうです。

本町でも、格差社会の広がりの中、税金、公共料金の滞納問題は深刻さを増しています。政府は、多重債務の相談窓口を全市町村で設置する方針であると報道されました。住民にもっとも身近な行政が、多重債務者が気軽に安心して相談できる相談窓口を設置し、救済することは行政の役割ではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

そして、税金や公共料金などの滞納者の滞納状況を一元管理し、多重債務解決も含めた生活再建の相談をぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。大きな予算は必要なく、町民にとっても行政にとってもメリットとなると思います。

次に、子供のいじめ、自殺問題についてお尋ねをいたします。

いじめによる自殺という胸が痛む事件が続発しています。学校は、本来命をはぐくむ場であるはずですが。その学校で子供がみずからの命を絶つことなど、絶対にあってはならないことです。しかし、今特定地域に限らず全国に広がっている問題であり、小豆島町とて例外ということはいえないと思います。改めて、学校が進めている教育活動が子供の願いを受けとめ、人権を大切にしたものになっているかどうか、しっかり見直す必要があると思います。そのために、子供の声に耳を傾け、子供の声をしっかりと聞き、その声を受けとめること。子供たちは、人を人として大切にしない社会的風潮や競争的教育制度の影響を受け、自分の願いを時にはゆがんだ形で表に出すことがあります。その底にある人間らしく生きたいという願いにこたえる教育活動を進めること、そして学校で働くすべての教職員がそれぞれの立場から子供に温かい目を注ぎつつ、実態を正確に把握するように努め、学校の持つすべての力を集め、いじめの解決に向けて取り組むこと、さらに学校の中だけで抱え込まず、父母の皆さんに率直に実態を話し、父母の皆さんから学校の教育活動について思っておられることや願っておられることを聞くこと、こういったことが必要だと考えます。そして、背景にある人を人として大切にしない社会的風潮という大人社会のゆがみの問題や、子供を取り巻く暴力肯定の文化、人をさげすんで笑い物にするマスコミ文化などのゆがみを正す社会的な世論と運動を強めることも大切だと考えます。

また、いじめ問題の温床に子供を競わせ追い立てる競争的な教育制度の問題があり、これは子供たちに多大なストレスを与えています。子供をこれ以上競争で追い立てることがあってはなりません。教育基本法をないがしろにし、積年の競争と管理と言われる教育政策を進めてきた文部科学省はその責任を免れないと思います。保護者、教職員、そしてすべての国民が子供の命を守り、はぐくむために力を合わせるときではないでしょうか。この問題についての町内の実態と取り組みについてお尋ねをいたします。

最後に、B & G運動公園の公衆トイレの問題です。

B & G運動公園のトイレが汚いという苦情が多く寄せられています。掃除をしても多くの方が使う場合には追いつかないようです。町や郡内の大会なども開かれ、多くの方が利用する場所です。ぜひ、水洗トイレにして気持ちよく使用できるようにしていただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 15番議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目の多重債務者救済における行政の役割についてのご質問でございます。

多重債務は、お金を借りてそれを返してないという個人の問題ではありますが、ご指摘のとおり、自己破産や自殺、犯罪に走るなど、社会問題化してきております。これに対しまして、町内では社会福祉協議会における心配ごと相談、法務局関係機関主催の特設人権相談など相談窓口となっております。また、小豆総合事務所内にあります小豆県民センターの相談窓口や財団法人法律扶助協会が相談を受け付けてまいっております。そのような中で、政府が多重債務相談窓口を全市町村に設置する方針であるとの新聞報道が先月の中旬にありましたが、それ以降日数が経過していないこともあろうかと思いますが、国、県からの情報が町の方へは情報が入っておりません。この相談窓口におきまして、過払い金返還による債務整理を行うなどの関与をしてまいりますためには、専門的な知識が要求されるものでございます。町としてどのような形の相談形態がとれるものなのか疑問点も多々ありますことから、国、県の動向を十分に見きわめながら対応してまいりたいと、かように思っておる次第でございます。

また、対応強化の必要性が指摘されております税金や使用料などの滞納問題との関連につきましても検討してまいりたいと、かように思っております。

あとの2つに質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） 15番議員の質問にお答えいたします。

いじめを受けたことによって児童・生徒がその命を絶つという事件が続発していることは、まことに痛ましい限りでございます。たった一つしかない命、無限の可能性を持っている命をみずから絶たなければならなくなった子供たちの気持ちは、どんな言葉にも例えようのないほどの悲しみを私自身も感じております。すべての子供にとって、学校は安全、安心で楽しい場所であればならないと思っております。保護者にとっても、大切な子供を預ける学校で子供の心身が守られ、笑顔で帰宅することが何よりも重要なことです。このような思いは、我々教育関係者だけじゃなく、すべての人々が深く心に刻み込んでいることだと思っております。

このいじめの問題の解決に向けて、「文部科学大臣からのお願い」や教育再生会議から出された「いじめ問題への緊急提言 - 教育関係者、国民に向けて - 」を初め、さまざまな意見が学校、行政機関、保護者、地域、有識者等から数多く出されておるところでございますので、小豆島町におきましても、国、県等の通達を受け、臨時の町の校、園長、所長会を開催し、その中で、いじめはどの子供にもどの学校にも起こり得る問題であるということをも十分認識し合うとともに、日ごろから児童・生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見、早期対応に努めているところでございます。いじめは絶対に許さない、いじめている者だけでなくいじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底し、いじめの問題が生じたときにはその問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくべきものとの考えのもとに取り組んでいるところでございます。

さらに、教育委員会の方で各学校を訪問し、実態と対応についての聞き取り調査を行っております。そして、いじめをつくらない、許さない学校づくりとして、児童・生徒一人一人を大切にす教職員の意識や、また態度が重要であること、いじめられている児童・生徒は徹底して守ること、いじめる児童・生徒に対しては毅然とした指導を行うことを各学校に指導しております。

各学校の方におきましても、実態把握及び対応として児童・生徒へのアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーとの連携強化、保護者への啓発文書の作成、またいじめ対応マニュアルづくりや情報、行動連携の強化等、教職員の意識向上など、対応は一過性に終わらないよう全職員で取り組んでいるところでございます。いじめを生む素地をつくらず、いじめで苦しんでいる子供を救い、さらにいじめによって子供がとうとい命を絶つという痛ましい事件を防ぐために、15番議員もご指摘のように、学校だけでなく、教育委員会、保護者、地域を含めすべての人が総がかりで早急に取り組む課題であると認識の上に取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆様方にもよろしくご協力をお願いいたします。

3点目のご質問の内海総合運動公園の公衆トイレにつきましては、昭和62年に建築されたくみ取り式の公衆トイレでありまして、主に野球場と多目的広場の使用者が利用しているものであります。

トイレの清掃につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、週に1回程度定期的に掃除をしているほか、社会体育等行事カレンダーに掲載している大きな行事

があれば、その都度清掃を行っております。この公衆トイレの構造は、身障者用トイレの1器のみが簡易水洗で、他の便器についてはくみ取り式でありまして、15番議員ご指摘の運動公園のトイレが汚いという苦情につながっているかと考えます。

トイレの水洗化が進む中で、現在の子供たちの中には水洗トイレでないと用を足せない子供もふえてきており、それに対応できる施設に改善していく必要があると考えております。しかしながら、この公衆便所があります内海総合運動公園の野球場や海洋センターのテニスコート等、老朽化による改修が必要な施設が幾つかあり、財政状況をも考えながら緊急性の高い施設から順次改修を行っていきたいと考えていますので、この公衆トイレの水洗化につきましても運動公園全体の整備の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 最初の多重債務者救済の問題ですけれども、今サラ金の貸し金高は19兆円以上とされています。日本の人口1億2,700万人、1人当たり14万9,000円借りてることになります。小豆島町の人口1万7,000人に掛けると25億円を超えます。それだけのお金に高金利がかかっています。多重債務問題を解決すれば、本人が楽になるだけでなく、国保や町民税などの滞納も確実に減らせます。そして、サラ金に吸い上げられるお金が地域で消費に回るので、暗やみの中で光が見えれば人は死なない。多重債務者1人を救うことはその家族を救うことになり、これは大きな住民サービスであり、行政の役割です。

キーは行政にあります。これは、奄美市の担当職員の方の言葉です。奄美市の取り組みは、マスコミでも取り上げられ、NHK教育テレビ「ETVワイドともに生きる」という番組でも自殺者をなくす視点で紹介されていました。奄美市には全国の自治体、議会からの行政視察、資料の請求、問い合わせ、講演依頼が数多く寄せられているようであります。ほかにも、秋田県や滋賀県野洲市などで先進的な取り組みが行われております。だれでも多重債務者になり得る社会状況だからこそ、借りた者が悪いというのではなく、苦しんでいる町民を助ける取り組みが必要ではないでしょうか。町長は、国、県の動向を見て検討するということではありましたが、ぜひ今言ったような先進地に学んで、視察も含めて学んでいただいて、積極的に調査研究して推進をしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

また、子供のいじめ、自殺問題ですが、今本当に教育長が言われたようなことで、本当

に隠さずみんなで連携して対応していくことが大事だと思いますし、本当にたたいじめというのは本当に隠れたところでなかなかわかりにくい状態で、後であつと言うようなことが全国でも起きているわけで、本当に心して対応していかなければならないと思います。ぜひ、十分な対応をお願いしたい。

それと、B Gのトイレですけれども、野球場、多目的広場の利用件数は平成16年から17年にかけて大分ふえていると思うんですけれども、利用者も多いですし、本当に利用している人が使いやすいってところの改善をお願いしたいと思います。特に、池田のふるさと村だとか、土庄の高見山公園と比べても、あちこちで行かれる方は、よそはきれいなのに内海のトイレはということを言われます。財政も大変だと思いますけれども、ぜひそういう町民の声にこたえていただきたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 多重債務者の救済の問題でございますが、15番議員が言われたとおりでございます。最近の世相というんですか、社会は弱肉強食でありまして、弱い個人はとことんいじめられるというような状況でありまして、非常に遺憾に思っております。そういう中でこういう問題が次々起きてくるのは、非常に我々にとっては辛いことでございます。これらにつきまして行政としましてもこれから勉強してこれから1人でも救っていくと、弱者を救うという意味からできるだけことはやっていきたい、こう思っております。まだ、これらにつきましては、国、県の方からもきちとしたことも来ておりませんし、我々としまして専門的な知識も要ることでございますし、また他地区の先進地のことも研究させていただいて取り組んでいきたいと、かように思っております。

議長（中村勝利君） よろしいですか。

暫時休憩します。

2時10分再開します。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時10分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 私は、次のことについて質問をいたします。

二十四の瞳映画村を町民に無料開放と、また開村20周年記念行事についてであります。

11月にキネマの庵がオープンし、映画村もさらなる充実が図られ、観光客にも好評を得ているとのこと何よりであります。最近、学校でのいじめ問題や家庭のあり方などが問われている中、ここを訪れる人たちは心の和みや新たなる感動を覚えることでしょう。

ところで、質問であります。町民の中には島外から友人、知人あるいはまた親戚などの人たちが訪れ、そのときには映画村を案内されております。入村料は、案内する側が負担している場合がほとんどであります。島外の人たちにいわば宣伝をしていることにもなるのであります。回数も重なれば出費も多くなり、協力をしているという意味でも町内の人たちに無料で開放し、より身近に親しんでもらう施設ということで大事かと思っております。いかがでしょうか。来年度には開村20周年という節目の年を迎えるこの機会に、ぜひ実施をしていただきたい。

2つ目は、開村20周年を迎える記念行事の計画は予定されておりますか。また、島外にどのような形で宣伝をしようとしているのかお伺いいたします。こうした機会を利用して島の観光の活性化につながることを期待されますが、いかがお考えでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 11番議員のご質問にお答えいたします。

二十四の瞳映画村でございますが、昭和62年7月にオープンして以来、多くの方々のご支援によりまして来年度には開村20周年を迎えようとしております。今日に至るまで教育の原点はここにありと、皆様方に映画村を広くアピールさせていただき、深く感謝しているところでございます。

最初に、町民に映画村を無料開放してはどうかというご提案でございますが、岬の分教場や映画村につきましては長年維持管理に努めてまいったところでございまして、今後も有効に保存、整備していくためには当然多くの費用がかかってまいります。その財源につきましては、利用者による入場料で賄われております。もっとも、この施設は、住民の福祉の増進と文化の向上を図り、温かい人間愛を喚起し、人間形成に寄与することを目的にしておりますので、町民の方々への優遇措置として町内の保育所、また幼稚園、小・中学校、高校につきましては、授業の一環や遠足の場合、申請があれば入場料を減免させていただいております。しかしながら、町内住民の方には受益者として入場料をご負担いただ

くのが原則であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、開村20周年記念行事についてでございますが、通常実施しております基本イベントのほかに、二十四の瞳にちなんだストーリーのある宝探し、いわゆるトレジャーハンティングや、岬の分教場を利用し教育や平和をテーマにした若者たちの討論会などを考えております。20周年記念行事は行う予定ではございますが、いずれにいたしましても映画村や分教場を管理運営しております岬の分教場保存会の理事会において検討いたしまして、そこで今後のイベント等につきまして決定をしていかなければなりませんので、ご理解賜りたいと思います。なお、内容等が決まりましたら、できるだけ早く町民はもとより島外にも広くアピールさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 11番渡辺議員。

11番（渡辺 慧君） 入村料の無料開放の件であります。維持管理というようなことでかなり出費も入り用と思いますが、やはり町民の人にはできるだけサービスといいますが、割引制度でもぜひ検討していただきたいというように思います。

また、20周年の記念イベントもいろいろ考えられておるようであります。これを機会に、再度二十四の瞳の売り出すというようなことで積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 次、6番新名議員。

6番（新名教男君） 私が今から質問する内容は、平成16年9月旧内海町の時代に質問した内容と重複します、中学校問題については新しいんですが。先ほどから鍋谷議員のいじめ問題について答弁をいただきよったんですけども、私も教育問題の質問するわけなんですけども、もう少しハートのある答え方はできんのじゃろうかと。私のこの質問も2つをお願いするんですけども、教育問題、多分こういう答えやなど、大体答えがわかるわけなんです。それでは、いじめ問題とか教育問題は絶対に解決しません。やっぱりやろうという気迫がなかったらこの問題解決せんのですよ。私、12年間この問題やって、ある人から、けんかになって、こいつは内海中学校に置いとくんでええからほうり出せと言うて豊島へ行ったんですけど、ほうり出されてやっと退職まで迎えることができ、その方には大変感謝しとんです。

長うなったらいけませんので問題に入りますが、今の日本について教育行政が問われて

おります。資源に乏しい日本の国ですが、内海、小豆島町も同じです。資源は、そうたくさんはあるある言うてもありません。ただし、資源はあるわけなんです。資源とは何か。若者の頭脳と子供たちの頭脳です。それを育て上げるのはどこかと言ったら、我々小豆島町で言うと教育行政です。今から2つの質問をします。ぜひハートある答えを期待しております。

まず1つ、3小学校の統合についてです。3小学校というのは、ご存じのように、星城小学校、安田小学校、それから苗羽小学校です。

この問題は、旧内海町において町長の諮問機関であります町立学校施設整備基本計画策定委員会、平成16年2月27日に答申がもう出ております。そして、3小学校の統合は中学校改築事業と並行して推し進める、こう出ております。教育界で起こっている諸問題を考えるとき、地域と学校と家庭が協力してもなかなか児童を立派に育て上げることが難しいのは、皆さん方新聞いろいろ等でご存じのとおりです。一生懸命やっても難しいんです。ぜひ、幸いにも小豆島町というところは地域の自治組織がまだ残っているとこなんです、都会に比べまして。そういう地域と家庭とこの学校は協力して、いろいろ現実に問題は今残っております、いじめ問題ないこと絶対にありません。ありますが、今の地域の見守り隊もそうですけども、地域と家庭と学校で何とか、現実に表面化しないのは今小豆島町のすごいとこだと思います。ぜひ、この3つの小学校を、答申では一つにというんが出ておりますが、この前の答弁のときに教育長がこう言うてます、16年9月の議会のときにです。この文章がありますからちょっと読んでみますと、これは教育長の答弁ですけれども、いろいろな観点から状況を踏まえ、これからの、内海町となっておりますが、内海町の教育はこうあるべきだというのが答申の内容であります。これを推進することは、至極当然なことではありますが、です。次です、推進途中で不都合な点が出てくれば改めなくてはなりません。これ教育長の答弁です。町長もこれと同じようなことをちょっと答弁されております。ということは、3つの小学校の合併で肅々と進んではおりますが、改めるにやぶさかでない、こういうことはこの前の16年の9月議会で答弁をされております。前教育長です。

2番目行きます。

中学校、内海中学校、池田中学校の統合についてです。この問題は、2町合併が起こるときに、議員の皆さん方もご存じやと思いますが、この問題については議論しませんでした。というのは、小豆島町が誕生した時点でこの問題については改めて考えましようとい

うことでした。これは、多分皆さん方のご存じのことだと思います。

そこですが、小学校の合併に私は反対しております。中学校のこの2つの学校については、私は賛成です。と申しますのは、池田中学校の生徒数は平成28年、現在172名ですが90名になります。ということは1学級30名。内海中学校の生徒数は、平成28年には、現在304名が231名。合わせますと、231足す90ですから321ですか。そういう非常に中学校としてはちょうど向いた学校になるわけだ。そこで、ある人が言いました。小学校は統合するな言うて、おまえ、中学校は統合せえ言うんかというんが。これは教育畑におるもんだたらわかります。年が違います。小学生の学習指導要領の教育目的と、それから中学校の教育目的はおのずから違います。中学生は校区が6キロ、小学生は4キロとなります。そうすると、賢明な皆さんですから考えていただければ、中学校の統合は、今部活でいろいろで中学生困っております。野球部なんかも存続できないところできております。サッカー部しかり、バドミントンもしかり、プラスバンド、内海中学校もうはやなくなっております。人数が足りません。

ということで、今の2つです。3小学校の存続と中学校の統合について町長、教育長の意向をお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

教育施設の再編整備につきましては、6番議員のご質問のとおり、旧内海町が組織した町立学校施設整備基本計画策定委員会から将来の学校施設などのあり方に関する答申が当時の町長である私に対しましてございましたので、この答申を尊重して学校施設の適正配置に取り組むよう旧内海町教育委員会へ指示をいたしましたのでございます。指示を受けた教育委員会では、平成16年度から20年度まで5年間の教育施設の適正配置基本方針及び実施計画を策定いたしまして、この方針と計画をもとに幼稚園の統合あるいは保育所施設との一体化、共用化を進めてまいりました。

また、さきの2町の合併協議では、旧町の取り組みを尊重し新町に引き継ぐことを基本方針に協議を進めましたので、旧内海町の取り組みは当然小豆島町に引き継がれております。こうした考えのもとに、小豆島町教育委員会では西村幼稚園の統合について引き続き協議を行っておりますし、小学校の統合についても、小学校は段階的に施設数を減少させることとし、第1段階として複式学級の対象となっている小学校統合を進め3小学校と

し、第2段階としてこの3小学校を1校にすべきとする答申に基づき福田小学校と安田小学校との統合に向けて地区内に組織する福田小学校統合対策協議会を中心に現在自治会やPTAとの協議を進めているところでございます。

ご質問の星城、安田、苗羽小学校の3統合について私の考えを申し上げますと、この3小学校は昭和30年代から40年代にかけて整備したもので、相当年数を経たこともあり、かなり老朽化が進んでいることに加えまして、南海地震、また東南海地震の発生確率が高まる中で耐震性にも問題がございます。申すまでもなく、学校施設は子供たちが1日の大半を過ごす施設でありまして、また災害発生時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことが求められていることから、安全で安心な施設でなければなりません。そのためには、耐震補強工事などを実施するか、場合によっては全面改築を行う必要がありますが、ご承知のとおり、本町の財政状況は極めて厳しい状況であり、この厳しさは今後とも続くことが予想されます。こうした状況のもとで、3つの小学校それぞれ大規模改修なり改築を実施することにより今のままで存続していくことは極めて困難でありますので、将来の統合は避けられないものと考えております。

なお、池田、内海両中学校の統合につきましては、合併協議の中ででも協議しておらず、現在のところ白紙の状態ではありますが、先ほど申し上げましたように、旧内海町で策定した教育施設の適正配置基本方針及び実施計画が平成20年度までの計画となっておりますので、平成21年度以降における小・中学校の再編整備に関する計画づくりを調査研究する組織を新たに立ち上げたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

このことに関しましては、教育長からも答弁を願います。

議長（中村勝利君） 教育長。

教育長（明田隆雄君） まず、内海地区の3小学校についてであります。この3小学校は、先ほど町長の話にありましたように、昭和40年代の統合により現在の校区になっております。6番議員のご指摘のとおり、地域の教育文化の拠点施設として定着、親しまれております。しかしながら、過疎化の進展により子供の数が減少を続けており、現在の施設の整備を終えた昭和45年の3小学校の児童数が1,552人であったのに対し、ことしの5月1日では600人となっており、当時の2分の1以下になっております。さらに、学級数も3つの小学校とも各学年が1学級ずつとなっております。

中学校につきましては、ご質問の中にもありましたように、平成28年には2つの中学校

を合わせても全校生徒数が321人、学級数もすべての学年で3学級となる見込みであります。また、池田中学校だけで考えてみますと、平成20年度からは1年生が1学級となり、平成28年にはすべての学年が1学年1学級、生徒数も90人と、現在に比べ約半減する見込みであります。このような状況からいたしますと、池田地区では幼稚園から中学校まで1つの校区となっていますことから、十数年間も同じ学級での学校生活を過ごすことになり、子供たちが成長していく過程において何らかの支障がありはしないかと心配されますし、また先ほど質問の中にもありましたように、クラブ活動等においても大きな制約を受けることになると思っております。

ご承知のとおり、国の基準では小学校及び中学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とし、これを適正な学校規模としておりますが、地域の実態や特別な事情がある限りはこの限りでないとしております。学校のあり方については、小規模校では小さいなりに子供に目が届き、地域との密接な交流が図れるなど非常によいメリットもあると思っておりますが、他方で集団生活や競い合う心を養うのに問題があるとの意見や施設整備の面で分散投資するよりも集中投資により施設整備の充実を図る方がよいという意見があるなど、いろいろな考え方があるかと思っております。

統合についての私の考えを申しますと、学校は学習するだけの場ではなく子供たちが集団生活の中でできるだけ多くの子供たちと接し、自分自身を切磋琢磨していく場所でもあると考えております。小さな学校では、人間関係が固定化いたしますし、実社会で必要となる競争心を養うことも限定されますので、学級数で言いますと1学年2学級以上あることが望ましいと考えております。

また、3小学校の施設面から申しますと、町長から答弁がありましたように、各小学校ほぼ同時期に整備されており、同じように老朽化が進んでいる状態にあることかを考えますと、今のまま分散投資を継続するよりも集中投資が可能となる条件整備を図ることが子供たちにとってよりよい教育環境の創出につながっていくものでないかと考えております。

さきに、町長から中学校を含めた教育施設のあり方について調査、検討する新町としての組織を新たに立ち上げるという答弁がありました。教育委員会としましては新年度をその準備期間と位置づけ、検討委員の選定を始め、町執行部と協議や資料の作成などの作業を進め、翌20年度1年間かけて協議、検討を行うことにより、よりよい方向を見出していきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 今教育長の答弁の中で分散投資と集中投資、教育長は子供たちにとってよいのは、よい教育環境をつくるのは、集中投資であると。しかし、ここにちょっと問題があります。答弁が矛盾しておられると思われませんか。教育施設は充実しとったらええと、そのためには統合と。ところが、大事なことは今の答弁の中にありました、地域の住民や家庭やという、そこが相まって教育はできると。ポイントはそこなんです。

そこで、苗羽小学校で言います、平成24年、今175が109名といいますと、大体小学校は6クラスですから大体わかっていただけたと思います。一番多いのが星城で195が24年に191、ここはまあまあちょうど適正規模になるんです、200という。問題は、安田が188が126になりますから、これも今問題になっとる福田、それから土庄町で言うと、豊島なんか考えますと、豊島なんかもうほとんどおらんですよ。だけども、地域と住民とその学校ですばらしい子供たちが育ってるんです、統合はしてありませんが。

そういう意味で、教育環境を整えるということは、教育環境とは人的素質、人的なものが今のいじめ、いろんな問題の中でも物すごく大事なんです。そこんところを考えると1つです。この前の16年9月の議会で教育長が答えられた、今教育長が言われてましたように、検討委員会が20年にかけて、1年かけて協議をすと言いましたけども、検討委員会でこの3町の小学校の合併については、今は粛々とやっていかにかあかん時期やけれども、検討する可能性を残しておるのかどうか、それを1つお聞きしたいのと。中学校については、全く、町長が言われたように、白紙の状態であると、住民感情はもちろんあります。だけども、適正な生徒数を考えた場合の中学校においては、これはぜひやるべきだと思いますが、改めてお聞きします。この問題については、検討委員会で議論をする余地は残っておるのかどうか、それだけお聞きして答弁を終わりたいと思います。町長をお願いします。質問は終わりますから、町長お願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 教育問題、非常に大きな問題でございまして、これは今の世相を反映しておるということでございます。先ほどもありましたが、多重のあれで債務者の問題も出てきましたが、最近個人をとうとんで、そして個人の力のある者は生き残って弱い者は死んでもしょうがないというような、小泉内閣でそういうなことが出てきたと私は思っております。そういうアメリカナイズされていく狩猟民族的なものの考え方、これは日本人に合わんと私は思っております。そういうことが世相にいろんな面で大企業、大資

本、また大きな金持ち、それと貧乏な、格差がついていっとると、企業においてもそうだと。そういう面で教育問題がそこのはざままで苦しんでおると、私は思っております。そういう点で、学校統合の問題、これは非常に現実的な問題でございまして、そこにジレンマがある程度あると思います。しかし、そういう中でそれを克服して学校を建築もやっていかないかん、統合もやっていかないかんと、こういうことございまして、どうクリアしていくかということは、苦渋の中でやっていかないかんと、こう思っております。

そこで、私はこの答申どおり小学校はいずれ一つにならないかんと、こういうことを思っておりますし、20年に1年かけていろいろな検討をしていただいて決めていかにゃいかんということでございます。厳しい、十分承知の上で私は統合して建築をしなければならぬと、こう思っておりますが、その協議の中でそういう話も十分出していただいて、いろいろな面から納得の上でやるべきだと、こう思っております。

議長（中村勝利君） 6番新名議員。

6番（新名教男君） 済んません。終わる言うたんですけど、今答弁くれとらんから。

今の分で僕が質問した内容は十分わかってもらうとらんですよ。そんなこと聞いとらん。町長は、意見はそれでええんですよ。ただし、今から住民でしょ、地域でしょ、それから議員もそうでしょ、皆さん方もそうです。それで、検討する余地は残っておると思うんだが、それについてはどうですか、そこだけいただきたい。町長の分はようわかりました。そこだけお願いします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 20年度に検討するということですから、残っとるということ。いろいろなことを検討したらいいんです。

（6番新名教男君「その残っとるのを聞きたかったんです。ありがとうございました」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） 次、12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） 体に気をつけて頑張ります。

災害危機管理のすすめ（戸別受信方式について）であります。

歴史は、未来の青写真であります。過去に起こったことが再び起きる可能性が高い。過去の出来事は未来のかぎであり、私たちはそれを知る必要があるとさる教授が申しておられました。

一昨年夏の高潮は記憶に新しく、近年の潮位の高さを見るにつけ、町民は高潮の再来を危惧しております。まくらがぬれてようやく高潮がベッドまで押し寄せているのに気づいた人、近所の人に窓をたたかれて気づいた人もおられます。現在の町内放送は聞き取りにくく、きょうは、きのうはよく聞こえました、大切なことを聞き漏らしておることがあります。緊急時の情報伝達手段としての戸別受信方式の導入を検討されておられますが、進捗状況はいかがでしょうか。町民は、一日も早い完成を待ち望んでおられます。今こそ、合併特例債をもって安全、安心なまちづくりを邁進していただきたい。

その次、まず初めにヘルメット、お世話になりました。

東南海・南海地震地震等の防災対策について。

このたび、県内全市町が12月8日だったかな、に指定されました。危機管理は、事前対策が重要と思います。小豆島町においてどのような対策に取り組むのかをお尋ねいたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 12番議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災無線整備の進捗についてご質問でございますが、現在の小豆島町には一つの町に防災無線の固定系と移動系、それぞれ2つの周波数が割り当てられておりますが、これは合併に伴っての一時的な割り当てであって、早い時期に一つの周波数に移行するよう国からの指導がありました。また、現在の防災行政無線の整備は、池田が昭和63年、内海が平成4年で整備後、相当の年数が経過しておりますとともに、家屋の機密性が高まったこともありまして住民の方から聞き取りにくいとの指摘を幾度となく受けております。災害時の危機管理が行政の緊急課題となっておりますことから、防災行政無線の整備が合併後の新町の重要な事業として位置づけられております。そのために、本年度から新たな整備に取り組んでおり、現在は防災行政無線を整備するための基本計画を策定いたしておりまして、ほぼまとまってきておりますので議会の皆様にもその概要をご説明申し上げる予定でございます。

この防災無線の整備に当たりまして、デジタル方式での無線整備を計画しており、固定系につきましては、現在の屋外子局方式は引き継ぐこととし、加えて12番議員からのご質問のありました戸別受信機を新たに各家庭や公共施設へ設置すべく、計画に盛り込んでおります。移動系につきましては、消防団用と自治会用に分けて整備してまいりたいと考えております。このことによりまして、災害時の初動体制の確立と地域住民への迅速かつ的

確な情報伝達手段の確保が図られるものと考えております。

なお、整備事業の財源といたしましては、12番議員のご質問にありましたように、合併特例債を含め有利な起債を充てていきたいと考えております。

2点目の南海地震の防災対策についてでございますが、ご案内のとおり、県内一帯の防災体制の確保などの観点から4市6町が新たに指定を受け、県下全域が東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けるに至ったところでございます。小豆島町におきましては、ことし4月1日に推進地域の指定を受け、地震防災対策推進計画の作成が義務づけられておりますことから、小豆島町地域防災計画の策定に伴い震災対策編に本計画を盛り込み、8月に小豆島町地域防災計画を作成したところでございます。

今後の防災対策といたしましては、避難体制を整備するための市町津波避難計画を県の支援を受け作成いたします。しかしながら、これまでの防災対策は、防災関係機関が行う災害の対応を中心に実施されてきましたが、近い将来発生すると予測されている地震による津波の被害は広範囲に及ぶと推測され、そうなった場合、公的な機関が行う防災対策には限りがあるということから、町民の皆さんがみずから行う防災対策が必要不可欠でございます。町民の皆さんのみずからの身はみずからで守るという自助と、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守るという共助の気構えを持っていただき、行政は自助及び共助を支援し、また補うために公助を行います。そして、町民の皆さんと町が自助、共助、公助の理念のもとに協働して防災対策を行うことで被害を最小限にとどめることができると考えるところでございます。

議員の皆さんにおかれましては、今後とも地域の自主防災組織の推進につきまして格別のご協力をお願い申し上げる次第でございます。

議長（中村勝利君） 12番新茶議員。

12番（新茶善昭君） いわゆる天変地異と申しますか、それは必ずまたやってくるもので、うちの総代たちと話しすんですけども、折に触れて忘れてはいかんのじゃと、折に触れて話し合いをしようということで、この下半期は私たち自主防災の話だとか防災対策委員会というのを2回開きました。そこで、乃田俊信先生の香川県技監の話もありました。池田の小豆島町として取り上げた行事だったわけですが、草壁公民館で行われました。私たち、必ずこれは小豆島町として忘れないようにせないかんのじゃぞということをしきりに言われまして。

町長は話の上ではありません。町長は言う男で、信頼の男で、約束を守ってくれる男で

すので、私たちは必ず町長の言うことを待ち望んでおりました。この件について、みんなで頑張っていこうということでもあります。私たちの高潮ということについては、私の家で体の腰のそこぐらいに水が来まして、いまだに、森さんもお存じのように、家の前にはまだ砂袋が幾つも置いてあります。いつ来てもやっぱり心構えが大切だということ取りかかっています。要するに、この地震のナマズが余り暴れんように祈ってはいるんですけども、必ず来るということで、自分たちは心してかからないかんというように理解しております。

時間が参りました。これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（中村勝利君） 次、4番森議員。

4番（森 崇君） 私からは、4点についてお伺いしたいと思います。

小豆島町が発足しまして、大きな船に例えればどの方向に向いていくかという非常に大事な時期がずっと続いているというふうに思っております。

そこで、新町建設計画の総合計画についてでございます。

私からの主観的な分ですけど、新しいまちづくりに対する町当局からの意気込みが余り伝わってこない。日常、いろんなことに追われているのはわかるんですけど、本当に私たち議員全員18人がみんな合併前からいろんな思いがあったと思いますので、一体どんな町にするべきかと、参加を求めるのは総合計画ができてからかなと思っておりました。アンケートの結果も届きましたんで、いま一つ今安心はしてきとるんですけども、どんな形でどれだけ時間をかけていく計画なのかをお聞きしていきたいと思います。

このアンケートの問題も、8月だったですかね、こんなんが来たがということでしたから、議員はほとんどあのアンケートが配られていたのをわからなかったというふうに思います。そういった意味でも、できるだけ早く議員にも相談されて、議員の意見も十分いろんな形で聞いていただきたい、みんな責任があるわけですから。そういった意味で、意見を十分に聞く機会をつくっていただきたいと。もちろん、議員の代表も委員会の中入っています、4名でしたかね。しかし、18名全員の新町に対する思いが伝わるシステムではないんじゃないかな。合併のときも当然なんですけどもそういった思いがありますので。そんなことはないと思いますけども、コンサルがつくったいろんな問題、このごろコンサル時代ですけど、コンサルをつくったものをたたき台にして終わるということにはならないでもらいたいというふうに思います。私の勘違いであれば結構でございます。

それから2番目に、各課とも町民にとって大切な人権も福祉もいろいろの部門ですけど、大切なことばかりだと思います。その中で、うちの課はこれだけは町長やらしてもらわんと困ると、新しい町はこうやってくれというような熱い声が各課から上がっているのかどうか。レポートなどを提出してもらってはどうかというふうに思っております。

その次に、災害に強いまちづくりというのが重点事業になってますけども、災害対策の中で高潮は欠かせないというように思います。最近も物すごく高いですし、12億7,000万円という損失は企業と商店だけでした。一軒一軒聞くと、すごい損失も出てます。床上か床下かという調査はしてますけど、一軒一軒の損失、車とか畳とか室外機とかは、多分調査されてないと思う、大変な損害額だったというふうに思います。そこで、何回も言いましたけど、災害対策基本法第5条に基づく、その地域特有の災害の原因調査をしなくてはならないということがありました。これ何回も言いましたけども、それ行ったんでしょうか。担当課にそういう物事に取り組む姿勢があるかと何回も私言ってますので、お聞きしたいというふうに思います。

それから、合併を強力に推し進めていくためにあめとまで言われた、スケールメリットというのはある面ではわかるんです。さっきからずっと人減らしの話があると思いますけども、それはそれで一つの方向であったかと思えますけども。もう一つは、3町のときはたしか200億円と言われました。2町になって66億7,000万円、今幾らになってるんでしょうか。お聞きしたいと思います。しかし、私これ解説書を持ってるんですけど、合併協議会の運営の手引きという、このでかいやつ。そん中をよく見ると、お金使うなよと、貯金を減すなよ。お金を使うなということがどっかに書いてあると思います。そうすると、合併特例債とて3割といっても借金なんだからできるだけ使わないと、そういう方向が暗黙の方針が横たわっているんじゃないかなと。もちろん国も県も財政難ですから、そりゃ一方ではわかるんですけど、それだけに逆に言うと合併したんだから特例債を有効に使おうと、もちろん財政計画要りますよ、しかし、もうこれから先お金を生むというてもちょっと大変難しい問題ありますので、私はこの2町の合併は運がよかったんじゃないかというふうにとらえております。特例債というのは、入るをはかる出るを制すと言いますが、入るをはかるの大きなチャンスじゃないかと思っておりますので、答弁をいただきたいと思えます。

合併特例債の運営の手引きにこんな項がありますので、ちょっとだけ読ませていただきます。119ページに財政計画、第8節に財政計画ってのがあります。

地方債。今後の経済の見通しを踏まえ、現行税制度を基本として算定するが、過大に見

積もることのないよう厳しい姿勢で判断する必要があると。この過大に見積もることがないよう厳しい姿勢で判断する必要があるというのが、地方交付税のところにも最後のところには過大に見積もることのないようさらに厳しい姿勢で判断する必要がある。交付税負担金、分担金のところにもこの文章が入っています。それから、国庫支出金、都道府県支出金、ここにもこのそっくりの文章が入ってます。それから、繰入金、ここにも、年度間の財源を調整するための財政調整基金を効率的に活用するなどが考えられるが、過大に見積もることがないようさらに厳しい姿勢で判断する必要がある。地方債。市町村建設計画事業に伴う合併特例債、通常債及び減税補てん債を算定するが、過大に見積もることがないようさらに厳しい姿勢で判断する必要があると。

結局、合併したところがみんながだまされたみたいな言い方、よくならんじゃないかという言い方は、合併はさすだけさせといてお金を使わさないと。ですから、むだなお金を使えと言うんじゃないんです。必要なやつは、この特例債を有効に使うてやる必要があるんじゃないかということ強く申し上げておきたいと思います。

2番目に、生活保護の問題です。

昨年の12月議会で、内海町で切り捨てられた生活保護世帯の問題を聞きましたけど、55名で18%ダウンだったと思うんですけど、この1年で実態をどう改善されたのか。憲法25条がないに等しい大変な実態だというふうに思います。町ではどうにもならないけれども、最低限度の生活について町長はどんな程度と理解しているのか。例えば、金額ではどう思っておられるのか。この状態を克服するため、国、県に小豆島はこんな状態になつたんだということを要望するとしたらどんな言葉で要望するのか。その姿勢をお聞きしたいと思います。先ほどから、ずっと自殺者の問題も出ております。交通事故の倍ぐらいの方が、実際みずから命を奪ってますので、特に被差別の中の貧困はひどい実態があります。町として実態調査をする考えはありませんか。県事務所には、自助、共助、公助という視点で草壁会館でお話し合いをするということで出向いてもらうようにしています。これは、追及型じゃなしにまず聞いてもらうということで、担当課長にも答弁は要らないよと、感想をまず言ってくれと、半年に1遍ぐらいこれをやろうじゃないかと提案してます。町長にはぜひ来てもらいたいというふうに思います。お願いしたいと思います。

そん中で、自殺防止法というのがあると思うんですけど、いつできたかはっきりわかりませんが、その自殺防止法というのは町は、書いておりません、これ、町はどういう責任があるのか、わかっておればお聞きしたいというふうに思います。

3つ目が、航路の安定確保なんですけども、道路特定財源の適用です。

6年前のジェットホイルのときには、廃止問題のときからいわゆる規制緩和で参入も自由だけどもやめるのも自由ですよ。海の道がなくなるというのは見えていたと思います、残念ながら。ビッグアースは、約6カ月とまっておりますかね。ですから、陸の上の道路というのは一遍つくとなくならないんですけど、半永久的に。海の上の道路といいますが、航路、これは船会社がおかしくなるとなくなってしまいますので、これ大きな地域間格差だというふうに思いますので、こういことに学ぶなら、今政治課題となっている道路特定財源を海の道に適用してもらおうよう要望すべきだというふうに考えます。既に、海の上の道路、瀬戸大橋にはもう特定財源を使っている様子ですから、一般財源に当てはめる前に海の道路、島国にとっては船は道であると思いますんで、使う理由は説明がつくと思います。産婦人科の先生がいなくて、医者がいないとか、子供が少なくなって本土に船で通わないかとか、いろんなことが起こっているようです。

瀬戸内海には、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象地域は13府県だそうです。人口は3,500万人、国の人口の28%、瀬戸内海区域にある人口というのは3,000万人、これは12年度の国勢調査です。その資料によりますと、島の数というのは10県で727の島がありまして、有人の島150だそうです。香川県は、たしか24だったと思うんですけど。ですから、島だけで言うと33万3,000人ほどがおいでるそうです。船便は、2,390便ぐらいを数えています。これは海の道なんですけど、なくなるんですね、いずれ。丸亀の本島、9便が5便になった事実はあるんですけど。そういうことを考えると、町長にお願いしたんですけど、150島の瀬戸内海の政治の課題を小豆島がリードしていただきたい。そういう方向に進めていかないと全部の島がだめになるんじゃないかと、決意をお聞きしたいというふうに思います。交通問題特別委員会もありますので、そこで僕らも勉強せないかんのですけど。

最後に、地域社会と地元商店の役割について。

大店法の規制緩和があって地元商店を追い詰めています。酒屋さんが橋本内閣から後20年ぐらいになりますかね、2万人が自殺したと、結局横にスーパーができるとだれも来ませんからね。卸より安う向こうが売りよるということですから、大変な状態に起こっています。私たち労働者の賃金も上がらないので、安い方へ行くのはごく自然なことになりますので、このまま推移するとシャッター通りばかりになるし、一谷一谷の小部落の中の店が全部なしになってしまう。

自家用車を持たない交通弱者の生活を町長はどういうふうにご考えておられるか。町並みのあり方について町長はどういう考え方を御持っておられるか。庁舎があり、郵便局があり、商店があり、学校がありということですが、その理想のためにどんな政策が必要だと、地方分権と言われますが御考えておられるのか。地元商店の長所を羅列していただければありがたいと思います。このままの流れを仕方ないと思っているとは決して思いませんけど、今まで以上に商工会との対話、商工会も努力が要すると思うんですけど、対話が必要じゃないか。きれいごとでない答弁をいただきたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の小豆島町総合計画の策定に関しまして、新しいまちづくりに対する町当局からの意気込みが伝わってこないとのことご指摘でございますが、町といたしましては6月に策定本部を設置いたしまして数々の手法で住民意識を調査いたしますとともに、積極的に検討作業を進めておりました、議員の皆さんのご意向を伺うことといたしております。

策定状況の詳細や合併特例債の説明につきましては企画財政課長から、また高潮対策につきましては建設課長から説明をさせます。

次に、生活保護問題と貧困問題についてのご質問ですが、日本国憲法第25条に国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定されており、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障することは国の義務とされております。この憲法によって保障される生存権を実現するための制度の一つとして作成されたのが生活保護法であります。この生活保護法第1条には、この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとして規定されておるところでございます。

ご質問の最低限度の生活について町長はどの程度理解しているかということですが、生活保護制度はその世帯において国が定める最低生活よりも収入が下回っていればその不足部分を補てんする趣旨であります。生活保護法第4条で資産、能力などの活用が受給の前提になることが規定されており、就労能力の活用、また資産の活用、扶養義務者の援助依頼などの自助努力を最大限活用して、なおかつ収入が最低生活費に満たない場合に初めて適用される制度でございます。このため、事前の相談時においては生活困窮状

況とともに、これらの自助努力の状況もあわせて聴取いたしまして、預貯金や資産の保有、また車を所有の有無などをお聞きして現在の国の生活保護基準に該当する方につきましては保護申請を行うよう指導してまいりたいと考えているところでございます。詳細につきましては、住民福祉課長から説明をさせます。

3点目のご質問の趣旨は、安定した航路の確保という観点から道路特定財源を海の道とも言える航路に適用してはどうかというような要望でございますが、また瀬戸内海にある150からの有人島の政治課題を小豆島がリードしてよい方向に向かって進めるべきだのご指摘でございますが、道路特定財源につきましては現在国の方で一般財源化を含めてその取り扱いや用途など等について検討なされているところであります。その動向を注視しながら鋭意研究を進めてまいりたいと考えております。

過去にも、国道436がこの小豆島には通っておりますが、これにつきましても海上の航路、海上運賃を何とか生活に対して補助するために海上運賃補助をいただくということから436号の陳情をいたしました。そして、436号を陳情しましたら、道路だけは国道になりましたが、姫路、福田、土庄、高松の海上は海上国道にならなかったというようなことがございます。小豆島としても、これは離島である瀬戸内海の島々は皆そういう課題を持っておるわけございまして、これらにつきましても町長は取り組む気があるかということでございますが、大変な大きな問題でありまして土庄の町長、また直島の町長とかも相談をいたしまして、これは我々の永遠の課題でございますだけに何とか少しでも道路特定財源のような補助がないかということを探りたいと思います。

中には離島振興という法律がありますが、離島振興は定期航路が5便以上走っておれば離島にしないと、こういう規定がありまして、以前に小豆島もそこから排除されたというような経過がございます。しかし、我々としては、離島なるがゆえにハンディを生活に背負っておるといふ、物価においてもそうでございます、そういうことでありますので勉強していきたいと、かように思っておる次第でございます。

次に、地域社会の地元商店会の役割についての質問でございますが、4番議員のご指摘のとおり、地元商店を取り巻く環境は大型店や24時間営業のコンビニエンスストアの進出、さらには個人店主の高齢化や後継者不足による衰退化など、極めて厳しい状況にありますことは申すまでもございません。少子・高齢化現象は、地元商工業者にもまさに現実となっているのが現状でありまして、町としましては買い物は地元でをキャッチフレーズに町広報を通じまして周知、呼びかけを行っているところでございます。また、地元商店

での購買を促すことにより地域商業の活性化が図られ、地域の中で資金環流が期待できますことから、町といたしましては行政のみならず職員会や職員組合にもお願いをして積極的に小豆島町商業協同組合の商品券事業に協力をいたしておる次第でございます。

車を持たない交通弱者であれば、なおさら徒歩や自転車で気軽に買い物に行くことができたりあるいは配達を気軽に依頼できる地元や近所の個人商店がますます重要になってくるわけですが、そのともしびを消さないためにも地域住民皆さんの一層の利用をお願いいたしますとともに、町としましては引き続き側面から支援してまいりたいと思っております。

次に、地元商店の長所は、近くにある、またふだん着で気楽に買い物に行ける、また近所の人とコミュニケーションが図れる、4番目にツケがきく、また配達を頼めるなど、地域社会の密接なつながりが何よりも長所と考えております。また、少子・高齢化や核家族化が進む現代にありましては、小豆島町にとりましては失ってはいけないとても大切な役割を担っているものでございます。

近年におきましては、農協内海支店や池田のふれあい産直市場など、生産者直売市場が開催されており、生産者名が記名された新鮮な農作物が好評を得ております。お年寄りが笑顔で安心して買い物を楽しんでいる姿がとてもほほ笑ましく、スーパーとも個人商店とも違う新しいスタイルであると注目をいたしております。こうした動向に消費者の購買意欲や購買層の問題もありますが、消費者を満足させる何か魅力があるものが求められていることを改めて思い起こされるところでございます。

そのような中であって、商工会は行政に先駆けて合併し、各種事業を精力的に実施しているわけですが、今後の組織力強化やそれぞれの零細商店や企業の健全育成のために、経営指導の資質向上や事業実施をお願いしているところであります。商工会には、経営診断や記帳指導、また商店街組織一丸となったキャンペーンの実施など、まさに町内商工業者にとってのよりどころとして期待しますとともに、行政としましては支援を継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 時間が余りありませんので、答弁はなるべく簡潔にお願いしたいと思います。

企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 総合計画の策定状況についてご説明申し上げます。

町長が申しましたように、町といたしましては6月に策定本部を設置し、若手職員で構成する町内プロジェクト会議や策定委員会を随時開催し、町内での検討を進めておるところでございます。

一方、8月から9月にかけて実施いたしました住民アンケートを初め、5種類のアンケート調査、住民アンケート、それから中高生アンケート、それから町出身者に対するアンケート、それから団体アンケート、職員アンケート、これ5種類のアンケート調査でございます。それから、町内各界を代表する14名の方、これはキーマンインタビューということで聞き取り調査を実施するなど、住民参加による計画策定に向けた取り組みを進めておるところでございます。また、総合計画審議会におきましても、専門部会委員を含めた全体会議を開催し、本計画の意義や策定方針等を確認するなど策定作業は順調に進捗しているところでございます。

一方、さきで開催されました9月定例会後の全員協議会におきまして、計画策定の節目節目で町議会議員の皆様には策定状況等を報告し、ご意見を賜る予定である旨をご説明申しました。この考え方は現在も変わっておりませんので、本定例会の最終日であります22日ですが、各種アンケート調査の結果をご報告いたしますとともに、アンケート調査結果等に対するご意見をお示しいただきたいと考えております。議員各位におかれましては、議員懇談会当日に配付いたします小豆島町総合計画策定のための町議会議員調査票、これも前回にお願いを申し上げておりました調査票でございますが、それにご記入、ご回答いただきますようお願い申し上げます次第でございます。

次に、各課にレポートを提出してもらってはとのご指摘でございますが、現在庁内プロジェクト会議で戦略プロジェクトの検討を進めており、これと並行して職員提案の募集とともに庁内各課から各種アンケート調査の結果も参考に、施策の大綱と前期基本計画に関する各課の考え方を取りまとめた調査票を提出させており、今月末にはこの調査票に対するヒアリングを実施する予定であります。

なお、コンサルにつきましては、こうした庁内での検討結果や審議会の協議結果等に基づく意思を取りまとめた素案作成を行わせるものであり、計画内容のすべてを含めたたき台の作成を委託するものではございません。ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、合併特例債についてのご質問にお答えいたします。

まず、起債可能額につきましては、平成18年8月9日に開催された総務常任委員会でも資料を提示いたしましてご説明申し上げましたとおり、3町合併時に試算した約160億円

の3分の1に当たる53億9,000万円となっております。また、ご指摘のように、合併特例債を抑制する旨の指導は一切受けておりませんが、新型交付税の導入が議論されるなど、小規模自治体を取り巻く財政環境が厳しさを増す中、合併特例債ありきで各種施策を立案し、事業を実施すべきではないと考えております。今後におきましても、本年度に合併特例債の充当を予定しております内海中学校改築事業を初め、ビジターハウス整備事業や県営道路改良整備事業負担金のように、真に取り組むべき重要事業のうち、適債性のある事業について後年度の公債負担など、将来における住民負担を十分に考慮した上で合併特例債を有効に活用してまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 高潮対策についてご説明いたします。

高潮対策につきましては、去る9月議会で町長からの答弁でも申し上げましたように、国、地方とも厳しい財政状況ではございますが、高潮対策を新町の重要施策の一つと位置づけまして、海岸や河川施設の大半の管理者であります香川県と連携をとりながら、できるところから積極的に取り組んでいきたいと考えております。

具体的に申しますと、今年度県において実施されました県管理の港湾施設等の現況調査と整備方針をもとに、平木地区、池田港の平木地区ですね、それから清水地区、安田地区、苗羽地区、古江地区の高潮対策工事の早期着手を強く要望しておりました。それが、小豆総合事務所としましては、これらの工事の、新年度平成19年度着手に向けて予算要求を行うということから、町負担金につきましても新年度の予算措置をしていきたいと考えております。また、ことしの夏に3カ年計画としまして着手いたしました県管理河川の木庄川の高潮対策工事につきましても、逆流防止弁等の設置も含めまして新年度完成に向けて努力していただいているところでございます。また、草壁地区にございます株式会社亜味撰さんの西側水路の河口部への水門設置につきましても、県に対しまして来年度の調査事業を要望しておるところでございます。

このように、建設課としましては県営事業の調整、また推進を図りながら新年度には安田、植松地区の洪水対策と高潮対策の両面から計画しております植松都市下水路再整備事業に国庫補助事業として本格的に着手したいと考えております。

なお、高潮被害の原因調査につきましては、個人個人の配水管等までの調査はいたしておりませんが、港湾であるとか河川などの公共施設の基本的な調査につきましては昨年度発表されました津波・高潮対策整備推進アクションプログラムの策定時に行っております。

す。

また、植松都市下水路再整備事業以外の町が実施すべき高潮対策事業につきましても、厳しい財政状況の中ではございますが、できるところから取り組んでいくべく新年度予算にも要求しているところでございます。

なお、旧池田町から小豆島町へ引き継ぎまして、事業費1億8,000万円でことしの春に完成しました室生漁港の海岸保全施設整備事業も、アクションプログラムに盛り込んでおりました池田地区内におきます大きな高潮対策事業でございます。どうぞ、担当課としてもやるだけはやっておるといふことでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 生活保護問題につきまして説明させていただきます。

平成18年6月議会で谷議員にもお答えいたしましたとおり、生活保護の決定機関は香川県小豆総合事務所となっております。県事務所によりますと、平成16年度から平成17年度は、高齢者に比べ比較的求人が多い18歳から40歳の若年層のうち、傷病等がなく就労可能な者を対象に稼働能力の活用を求めため、保護の停止、廃止も視野に入れた重点的な就労指導を行った結果、保護廃止が大きく増加したものと聞いており、また平成18年度におきましては、前2年の影響もあって結果的に重点就労指導対象者が減少したことや、対象者の学歴、資格、能力等を総合的に勘案し、より細かな就労指導を行っていることや、能力に応じた自助努力を行ってもなお最低生活を維持することができない方に対しましては適正、迅速な保護の適用に努めていることから、保護廃止件数は減少しており、保護受給者数は平成18年12月1日現在で257人おり、平成18年3月31日現在よりも9人、約4%の増となっております、増加傾向に転じております。

何分、県が行っている生活保護世帯の開始、廃止等については、町として関与できるところではありませんが、失業、疾病、障害、高齢等さまざまな理由で生活に困苦する方々にとっては、あらゆる社会保障制度等を活用した後の最後の救済制度でありますので、生活保護申請の進達に当たっては、今後とも県に対し十分な調査、指導をお願いした上で適正、迅速な決定がなされるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、被差別地区の実態調査についてでございますが、生活保護法第7条に申請保護の原則として、保護は要保護者、その他扶養義務者、またはその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとするあり、申請主義をとっていることから、窓口までおいでいた

だき、実情をお聞きした上で申請を行っていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、県事務所には自助、共助、公助という視点で草壁会館に出向いてもらうようお願いしている、町長にも出向いてもらいたいとのことですが、小豆島町といたしましても、県事務所や関係各課と十分協議の上、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

それと、質問の中で自殺防止法、町はどんな責任があるかということでございます。私も承知しておりませんので、調べてお答えをさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（中村勝利君） 4番森議員。

時間が過ぎておりますので、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

4番（森 崇君） 私が質問したん、もう時間過ぎてますので。

1つは、自殺防止法、どなたかが持っとけば、町の責任ということもありますんで、お伺いしたい。

町長、この道路特定財源は、僕はチャンスやと思うんですよ。鋭意とか言うんじゃないくて、そういう熱いときに島の訴えをするということは、僕は必要じゃないかと思うんです。これ、2月、3月にこのチラシ入れて、町長にもお願いしとるし、島振興もしてますんで、ぜひ前向きで努力願いたいというふうに思います。

地域社会、商店の関係ですけど、小豆島町の広報に1行だけずっと載ってくれよです、1行。ほんで、今度県は、何か募集してお金安うて何十万と行きようる県広報を利用するいうんが、きのうかきょうか新聞出とったでしょう。ですから、これを大いに利用してほしいんです。担当課を、文句言うたらぐあい悪いんですけど、これまた今月は1行も載ってませんので、それは構いませんけど、お願いしたいというふうに思います。

それだけ、ちょっとだけ、どなたか自殺防止法関係持ってませんか。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 4番森議員の質問でありますけれども、自殺に対する法でありますけれども、正式には自殺対策基本法ということでございます。

この法律は、ここ数年自殺者が年間3万人を超えておるといような状況で、これに対応するために制定された法律であります。本年6月21日に公布されまして、10月28日から施行されておるといことでもあります。同法では、自殺を個人的な問題としてのみとらえ

るべきではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があると位置づけまして、国、地方公共団体、事業主、国民の自殺対策への責務を明らかにするように求めております。その上で、それらが自殺対策に取り組む民間団体との連携を図らなければならないという定めでございます。ちょっと不勉強で申しわけございません。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 次、10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私は、未婚男女の対策こそ今一番必要ではないかということで質問をいたします。

先ほどの一般質問にもあったように、子供の数の激減が報告されている中で、今年の国勢調査で我が町小豆島町では多くの男女が未婚者であることがわかった。今国を挙げて高齢者対策、少子化対策を打ち出しているが、この中でも高齢社会、これも対策も入っておりますがこれはいたし方ないにしろ、少子化対策は子供を何人産むかという部分よりも、まず我が町では男女の出会いの場所づくりから始める必要があると思うが、いかがでしょうか。

ちなみに、未婚者の数字を上げてみたら、20歳から29歳まで男性555人中423人、女性530人中325人、30歳代男性839人中322人、女性862人中282人、40から49歳男性957人中218人、女性969人中123人。以上のように、非常に多くの方が未婚であるという実態がわかってきたわけでございます。

二、三十年前と比べると、若い人の考え方が随分変わってきており、今こそ行政が関与して田舎の小豆島だからできることを実行し、実績を上げなくてはいけないと思いますし、真の対策を今必要としてると私は思っております。このことがこれからの地域発展のかぎを握るものと思われるが、いかがでしょうか。以前は、青年団活動、商工会青年部活動等活発に男女の交流があり、また結婚に関しても仲人役等が活動していたように思いますが、今と比べてどうかということで質問いたします。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

平成17年の国勢調査における小豆島町の未婚率は30歳代で29.6%、40歳代でも17.7%となっております。ほぼすべての世代で上昇傾向にあります。中でも男性の未婚率が高く、30歳代で38.4%、実に4割近い方が未婚となっております。まことに憂慮すべき状態

と考えております。

ご指摘のとおり、少子化対策は子供をたくさん産み育てていただくことに尽きるわけですが、多くの方がそれ以前の段階にあると言えます。植松議員さんのご質問は出会いの場所づくりなど、行政が未婚者対策を行うべきではないかとの趣旨でございますが、青年団活動などは確かに以前ほど活発ではないようですし、また近所づき合いや親戚づき合いの希薄化、また離婚の増加などを背景として積極的に仲人役を買って出る方も少なくなりつつあるように思います。

しかし、一方では女性の社会進出や趣味の多様化が進みまして、職場やサークルなどで町域を越えて男女の会える機会は増加しておりまして、本人さえその気になれば出会いの場はみずからつくれるはずであります。未婚の原因は、むしろ女性の社会進出やライフスタイルの変化などによる女性観や結婚観の多様化によるものでございまして、未婚率の上昇も小豆島町に限らず全国的な傾向であります。旧池田町では、過去に島外の女性と町内の男性のお見合いパーティーを実施した時期があったようでございますが、大きな成果は得られなかったようであります。出会いの場を形式的に幾らつくったところで、お互いに共感できる相手にめぐり会えなければ結果は生まれませんし、当人が結婚しようという意思を持ち、みずから一步を踏み出さなければ何も変わりません。これは、行政や社会の責任ではなく個人の意思の問題であります。がしかし、全国的な人口減少時代に入ったという、既に過疎化が進み、今後急激な少子化、人口減少が想定される本町におきましては、このことは地域の活力を奪いかねないということからして何らかの施策が必要なことでございまして、ご指摘のとおりでございます。

行政としましては、教育環境の充実や出産、子育てに対する支援など、少子化対策に努めてまいることはもちろんでございますが、家庭を持つことの喜びや子育ての楽しさを未婚の男女に知ってもらおう手だてがないものかと苦慮いたすところでございます。また、結婚に向けての機会づくりにつきましても、何かよい方法はないかと考えますので、議員の皆様、また住民の皆さんからもお知恵をおかりして何とかしてきたいと、かように思っておる次第でございます。

私も、過去54組仲人いたしました。しかし、最近では全然ありません。最近では、もう仲人役はおらんというような、仲人役なしの結婚式がもうほとんどでございまして、そういう時代になってきておりますが、これはこのままじっと見て、そのまま見逃すわけにはいかない状態でございます。

ちなみに、東京の渋谷区が全国的に一番独身の女性が多いと、こう言われております。最近、そこでマンションを販売いたしますと80%が未婚の女性はそのマンションを買ったというような状態でございます、憂うべき状態でございます。小豆島で未婚でおられる方が東京へ行って、東京で住んで未婚で過ごすというようなことございまして、最近是我々が考えられないような状態でございますが、何とか皆さんのお知恵もかりて1人でも2人でも結婚していただいて子供を産んでいただくという方向に行きたいと、こう思っておりますが、ひとつ何とか知恵を授けていただきたいと、かように思います。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今町長の方から何とかしたいなという答弁がありました。アイデアを募集というふうなことも言葉の中にもあったと思いますが、これは私たちのこの田舎の小豆島という、特殊なと言うたらいけません、離島であって、そしてまた中山間の地域、こういうふうな特殊な地域でありますので、出会いとかそういうな分は自分でつくもんやというふうな答弁もありましたけれども、これはやっぱり行政、それから自治会というか、そこら辺の部分が一緒になって取り組まなければ、個人の問題やというて突き放したんでは、ますます、今さっき質問した20から29歳の非常に有望な予備軍が、これ男性76.2%まだ未婚なんですね。女性も25%近くが未婚だと。こういうふうな部分が解消されないと。小学校が何年後に何人になりますよとか、そういう悲観的な話ばかりになりますので、ぜひそれはやっていただきたいと思うのと、全国の自治体の中でこういうふうな取り組みをやっているところがないのかと、また探してみたことがあるんかということ。

もう一つは、今さっき町長も話の中で私も最近はないんですよと、仲人役はないんですわという話もありましたけども、若い人たちが本当にそういう結婚とかいうのを望んどらんと思よんかという部分もひとつお答え願ったらと思います。ベテランの町長ですから、仲人役では。どうでしょうか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） 最後の独身男性、女性が結婚を望んどらんのかというような最後の質問は、そうではないらしいです。皆さん結婚したいという意思があるけれども、自分に好む方があらわれないというので、40を過ぎてしまってからもうあきらめていくというようなことが大半のようでございます、聞きますと。そういうなことございまして、これも非常に難しい問題ですが、これは生活環境が一つの大きな原因だと思います。先ほど

から議会でいろいろありますが、個人主義的な物の考え方から始まったんがこの結婚にもこたえてきておると、起因しておるとこう思います。

そういうことで、日本の今まで日本人は農耕民族でありまして、集落、集団で生活しておりまして、そこでお互いに助け合ったりなんかして、日本の文化、伝統ができていった。そこで人間環境ができていった。そして家族制度ができた。もとは家族制度であります。

兵庫県の家島群島の坊勢島という島がございまして、そこは人口3,000人ぐらいだそうですが、1戸当たり3人の子供がおるそうでございます。この間テレビで言っておりました。それはどうしてかということ、やっぱり家族制度で、その屋敷の中にじいさんばあさん夫婦がおって、そして息子さん夫婦が子供ができて、第1子ができて2人目ができたら、上の長男はじいさんばあさんが預かると。またもう一人できたら、また次男を預かっていくと。こうして大体平均3人子供がおるといふ坊勢島という島には3,000人の人口ですが、1軒当たり3人子供がおるといふような状態であるそうでございます。それはやっぱり家族制度でじいさんばあさんと一緒に住んでおるといふようなことが子供が生まれても育ててくれる人がおると。今共稼ぎでありますから、2人で共稼ぎで両方勤めておると、3人も子供を産むというたらちょっと生活がやっていけないということから2人にとどめると、そんなこともあるようでございます。

そういうことから、非常に結婚しにくい状態になりつつあるわけでございますが、さりとてそれをそのまま傍観するわけにはいきません。そういう点で我々小豆島は、本当に結婚して住みやすい地域だと、結婚したら小豆島に住みたいと、こういうな何か小豆島町に一つの皆さんに魅力ある、外から見て魅力ある町に何かしていかないかと、こう思います。そういう中で、若者と一緒にまた皆さんと一緒にあってそういう地域をつくるのにはどうしたらいいかということをも真剣に考え、ひとつ冒険をしてみるというようなこともやらなければならないと、こう思います。

(10番植松勝太郎君「調べたことあるかというの答えなんですが」と呼ぶ)

議長(中村勝利君) 総務課長。

総務課長(竹内章介君) 町長の答弁にありましたように、池田では社会福祉協議会の方で事業としてやっておったようでございますが、ほかにこういった取り組みをしてる町があるかというようなことについては、研究しておりません。

ただ、うちの役場にもたくさんの独身男女おります。植松議員の会社にもおりますし、うちの家庭にもおりますが、なかなか役場なんかで、おまえそない独身であるんぞというようなことは完全にセクシュアルハラスメントになりますので、この辺のなかなか持っていきよう難しさもあろうかと思うところでございます。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今町長、課長からの答弁ありましたように、そらセクシュアルハラスメントというふうな、いわゆる個人の主義主張というんですか、そこら辺の分が今世の中ではびこっておると言うたらいけません、いい面ではびこる部分と悪い面ではびこるという部分があると思うんですね。これ、人間、生を受けるいうんですか、男として女として生まれてきた以上は、やっぱり自分の子孫をつくるとか子孫を残すとか、そういうのが人間本来の考え方ではないかなと思っております。そういうふうな部分も教育にもそういう部分も取り入れなだらいかんのやないかと。それから、また周りの私たち全体がそういうふうな雰囲気をつくらなだらいかんというふうに思っていますので、アイデアを募集したいというだけじゃなくて、もう一步踏み込んでそういうプロジェクトチームというんか、そういうふうな研究する、そしてまた答えを出してそれを何とか実行していくというところまでやっていただきたいと思います。

私が最後に、隣の島の家島のことを言おうと思ったんですけども、やっぱり同じような町長も考え方であります。ぜひそこら辺を研究をして、我が町の人口の減少という部分に少しでも歯どめがかかるようにしていただきたいと思っております。そこら、町長どうでしょうか。最後、そういう研究会とか研究するとか、何々という部分を答えにくいかもわからんけれどもいかがですか。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） これは小豆島だけじゃなくて国の問題でありまして、国の方におきまして、子育て基金を創設して30歳から上の方には全部基金に参加してもらおうというようなことで、子育てに対して子育て資金を補給するというようなことを国の制度としてやるべきだというて今目下、鋭意検討中であるようであります。その中にありまして、我々もともに研究して、微力ではありますが、何とかお互いにそういう研究会も希望者でやっていったらええと、こう思っております。

議長（中村勝利君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は4時です。

休憩 午後3時48分

再開 午後4時00分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第45号に対する決算特別委員会審査報告について

議長（中村勝利君） 日程第5、議案第45号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。

井上委員長。

決算特別委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

決算特別委員会委員長井上喜代文。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月19日に付託された平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1. 委員会開催年月日。平成18年10月19日、同20日、同23日と24日。

2. 審査の経過。理事者及び監査委員の出席を求め、平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算全般にわたり決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。議案第45号平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであると意見をつけて認定すべきと決定した。

総括意見。

未収金対策。未収金対策について、各課において収入すべき公共料金には税込、使用料、手数料、医療費の個人負担分などがあり、それぞれおおむね適正に収納されていると認められるものの、一部においてはかなりの未収金が見受けられる。この際、未収金の回収について職員の意識改革を図るとともに、一元的に取り扱う組織をつくるなど徴収方法の抜本的見直しを行い、町民負担の公正の見地からも徴収率の向上に向けて取り組まれる

よう期待する。

町単独補助金の見直しを。現在、国の三位一体改革により歳入総額が抑制され、経済状況の好転の兆しが見えないことから、本町の財政状況は一段と厳しいものとなっており、町の財政運営に対して町民の目は厳しさを増している。補助金は、町施策を展開する中で重要な役割を担っているが、補助の必要性が十分に認識できるものであるか、補助の効果が本来の補助金の目的である町民の公益に資するものになっているかなど、補助金のあり方自体の見直しを図りたい。

水道課。

石綿セメント管更新事業等に関する測量、設計業務を業者委託しているが、経費節減を図るため、単独事業は直営で業務を行うことができないか検討されたい。

合併後の簡易水道事業は、6カ所で運営しているが、施設の老朽化や原水の水質が悪化している施設も見受けられる。上水道への統合も視野に入れ、今後の運営方針を検討願いたい。

新町での水道工事指名入札に土木工事業者も参加しているが、配管工事等は水道業者が施工すべきと考えるので、今後の運用を検討されたい。

総務課。

新町建設計画では、予想される東南海・南海地震の津波対策や異常気象に起因する災害を防止するため、関係機関と連携を図り、施設整備を新町において進めるとしているが、内海、池田間で消防団及び自治防災組織の体制、消火用資機材の整備などに差異が見受けられる。具体的に調査、検討を行い、安全と安心のまちづくりの構築を目指してほしい。

住民福祉課。

緊急通報装置の貸与は、事業実施要綱に基づき実施されているが、利用状況は池田、内海間で差があるように思われる。高齢者の実態把握に努め、設置台数をふやすことも視野に入れ、緊急時に迅速な対応ができるよう検討されたい。

以上、報告いたします。

議長（中村勝利君） それでは、議案第45号平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） まず、総括意見のところについて2点ほど、それと水道課のと

ころで伺います。

未収金対策について、それぞれおおむね適正に収納されてるというふうな報告がありました。水道事業会計の中には未収金があります。これは、以前職員の問題について執行部からの説明があったときに、そのとき私も指摘しましたが、未収金つまり売掛金の金額が違ってきているということでした。それについては、次の年度で修正したいと。これはどういうことかということ、消費税にも反映してるということでした。つまり、これはおおむね適正に収納されてると認められるというふうに意見として出してありますが、この点について決算審査の中でどのように議論されてこういう結果の報告があったのか伺いたいと思います。

それと、町単独補助金の見直しをという点の補助金のあり方自体の見直しを図られたいというふうな意見を述べられておりますが、この中の補助金の内容についてどういう町単独補助金の見直しが必要と議論されたのか、その中身について伺いたいと思います。

それと、水道課の問題については、この要約してる3点になっておりますが、適正に処理されたのかという問題についても決算審査の中で重要な議論として審議されなければならないと思います。旧町の公営企業での水道事業、事務決裁規程及び公営企業の水道事業会計規程というのがあります。これに即して処理するならば、適正に処理されてないというふうなことが明らかではないかと思います。それは、会計規程の中では、利益剰余金の減債積立金、利益積立金というものが旧内海町の水道事業会計には、この会計規程にのっとって処理されていないというふうに思います。旧池田町においては、それは処理されております。したがって、当年度未処分利益剰余金というものが金額が当然違ってくるわけです。そういう状況の中で適正な処理と認定できるのかということで、委員長の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

決算特別委員長（井上喜代文君） おおむね適正に収納されていると認めたということ、で質疑がありましたけども、その後一部においてはかなりの未収金が見受けられるということで、今般の19日から24日間、村上議員も出席されて意見も述べられたと認識をしておりますが、各課長初めそれぞれ理事者の方からいろんな見解が述べられ、最終的には職員の意識改革を図ることが一番大事なのかなということで、今回何とかいろいろな方面で考えてみたいということで、未収金についてはいろんな金額、水道代、それから住宅等、その他使用料、手数料についてもそういうことで、今回の決算で認定をしたように村上議員

の記憶にあらうかと思えます。

それから、補助金についてですが、各種団体に出されている部分を本当に適正に消化されているかとか、その部分が十分活用されているのかという意見が何名の方からかありまして、この際補助金のあり方をもう少し見直してみてもどうかという意見をつけて出しました。

細かい数字についてはちょっと覚えておりませんので、そのほかのことに聞きたいことがありましたら、担当課の方から数字についてはお聞き願えたらと思えます。

以上です。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 未収金の問題でございますけれども、前回の横領の分、前回の議会でもご答弁させていただきました。それ以降、検討を重ねました。内部だけでちょっと難しいような問題もございましたので、全国的な組織である日本水道協会等にもお尋ねをして、使い込みの料金については最終的には水道料金の未収金として処理をいたす予定にいたしております。

それと、あと剰余金の関係でございますけれども、数字についてはちょっと資料を持っておりませんけれども、減債基金とか建設改良資金等に積み立てさせていただいておりますけれども、ご質問の内容が少しちょっとあれだったんですけれども、内海町が不適切だということがちょっとわかりづらいんですけれども。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） もう一度言います。

委員長の方からそれぞれおおむねに適正に収納されてると、こういうことが認められるというふうに報告されてるわけですが、私は未収金の金額の未収の多い少ないを言ってるわけじゃないんです。決算に計上している水道事業会計の未収金、つまり売掛金で書かれてありますが、その部分が金額が違ってないか。本来の決算の数字を上げるべき金額が上げられてないと。それは、横領問題の説明の中でも担当課の方で明らかにされました。そのことを言っているわけです。未収金がたくさんあって、これが多く回収されたか回収されてないかという問題ではないわけです。

それと、単独補助金の見直し、今委員長は団体の補助金っていうふうな例え方を言いましたが、団体に対するだけの補助金の見直しが話としてされたのか伺いたいと思えます。

さっき、村上議員も決算特別委員会の中でも意見を言ったじゃないかというふうなこと

を言われましたが、私は水道関係においてはちょっと余りそういう発言した記憶はありません。

担当課の水道課の課長の方が、私が質問したことについてちょっとわからないということでしたが、つまり旧内海町の例規集の中でも公営企業の会計規程があるんですね、これは今現在の小豆島町の水道事業会計規程と全く一緒です。それに、会計規程にのっとってこの処理をする必要があるのではないかと、それがされてないじゃないですかということ、それが適正な処理と言えるのかということをおは委員長に聞いたわけですが、これは、私は適正でないというふうに思うのですが、委員長はどうなんかということをおは委員長にお尋ねしたわけですが。

この間、担当課の方の水道課の方も行って職員にも聞きました。この中で、水道の収納の関係で、これも例規集ありますが、事務決裁規程というんがあります。この中で、ユーザーからの局へ振り込んできたコピーが局の徳島本局から送られてきているわけですが、それはないと、処分しましたと。これは今言う旧内海の公営企業の事務決裁規程からしても、これを勝手にだれがどう処理できるんかと。規程の中では、はっきり見てもらったらわかりますが、ちゃんと保存しなければならないというふうになってます。そういう形があるだけに、今回の水道事業会計の決算が不適切だと、正しく適正にやられてないじゃないですかと。それは執行部も認めておられるじゃないですか。そういう内容であるにもかかわらず、決算審査特別委員会の統括意見の中で未収金対策の書かれている問題、水道課の意見のまとめの3点、要約した3カ所しかない。そのことで私は伺ってるわけですが。どうということでしょうかと、審議されてないんですかと、意見出なかったんですかと。そういうことを、言うたら全然まとめずに意見もなしに報告書になってるものですかから伺ってるわけですが。

以上です。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

決算特別委員長（井上喜代文君） 今回の審査、毎日審査の時間割りを決めて4日間やったわけですが、その時間が余った決算は国保と介護ぐらいであとは時間が足りなかったというのが現状かなと。水道の会計についても、かなり意見が出ました。その中で、こういう総括意見として出したのは、先ほど申し上げたように、いろんなことがありましたが今後こうあるべきでないかということを出しております。ご理解いただいたらと思います。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 郵便局の振り込みのご指摘がございましたけれども、村上議員についても前回の議会の後、うちの事務所に来ていただいてご説明をさせていただきました。ただ、その中でユーザーの皆さん、需要家の皆さんから郵便局に振り込みの関係がございますけれども、この書類についてはおおむね1週間おくれ、徳島の局で集約されておりますのでそちらから参るわけがございますけれども、その書類がないというのを今初めてお聞きしたんで、うちとしてはあれしてる。ただ、前の担任者の部分で、一部の部分については、なかったというのは事実でございますけれども、すべてがないというのはちょっとご指摘に当たらんのかなかろうかと思えます。こういう用紙というのも前回見ていただきましたので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

それと、剰余金の関係でございますけれども、池田については減債基金の方へ積み立てが大部分だったと思えます。うちについても、そちらの方へ充当もしておりますし、建設改良区等の資金の方にも充当しておりますので、それすべてが、例えば減債基金についても借入資金までは充当しなさいというようなことございますけれども、すべてそこまでは数字達しておりませんので、そちらの方へ行けてませんからそれを最優先というご指摘だと思っておりますけれども、ほかの目的等にも積み立てをいたしております。

以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 納得できません。

決算書の分については具体的に言います。企業債は5億9,118万3,905円になってます。旧池田町でもそれなりの金額はあります。それに、同額が利益剰余金の中の会計規程にある減債積立金としてこの5億9,118万3,905円というのが減債積立金の方に積み立てられなければならないと思うし、あと利益積立金も反映しなければならない。何のためにこういう会計規程があるんですか。会計規程は、これはこれで運用するべきものじゃないでしょうか。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時23分

再開 午後4時35分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 先ほどの利益剰余金の取り扱いなんですけれども、17年度の決算分につきましては、減債基金として積み立てをいたしました。ただ、起債の償還がございまして、その後減債基金の方から取り崩しをいたしております。

それと、もう一点が建設改良の積立金の方へ一部いたしておりますけれども、これにつきましては内海ダムの再開発に伴うダム下の浄水場用地の売却益でございまして、後年度で排出等を再整備をいたします。そのために建設改良積立金としていたしておる積立金でございまして。

以上です。

議長（中村勝利君） 8番井上議員。

決算特別委員長（井上喜代文君） 先ほどから何回か今回の審査の報告であります、今回は決算監査委員の出席もいただき、厳しい意見も聞きながら審査を慎重にした結果でございまして。助役さんの方からも厳しい職員に対する意見も、また水道課長からもいろいろな対処の仕方とかいろいろ説明をも受けました。ということで、今回の未収金対策という形で総括意見として出しておりますので、再び申し上げますが、ご理解のほどをよろしく願います。

議長（中村勝利君） もう3回しておりますので。

質問3回までとなっておりますので。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 私は、今回の平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算認定について認定すべきものと決定した決算特別委員会の委員長報告には反対をいたします。

決算の中には、町民の願いにこたえた歓迎すべき部分もありましたけれども、認められない中身もありました。簡単に幾つか申し上げます。啓発活動補助金を初めとする同和関

連予算がありました。また、合併で本当に特に池田町の町民は合併するのでなかったと、合併以前より悪くなったと言っておりますけれども、それに対する合併協議会の負担金など合併関連決算、支出もありました。また、内海ダム建設再開発関連の支出、さらに乳幼児医療費や母子家庭医療費の食事代が有料になるなど社会保障の切り捨て、そういう中身については賛成ができません。また、今問題になってたような水道課の決算には職員の横領による未収金の問題など、到底認定できない中身でありましたので反対です。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 先ほど15番議員さんが言われた同和行政関係は、予算段階でもありましたように、まだ小豆島町内ではさまざまな問題が隠されているというところで、この部分はまだまだ解決に向けた努力が必要だと思います。

続きまして、内海ダム関係におきましても、内海ダム関係は多目的ダム、災害防止の立場のダムでもありますし、水資源の開発ということでも非常に大切なものだと思いますので、その辺でのお金の流用というのは適切なものだと思います。

3番目に言われた社会保障制度というふうなところでありますが、それも社会保障の制度自体を長く永遠に制度として保持していくためには必要なことだと思いますので、今回の予算執行に関しまして決算委員会での報告を私は支持いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論ありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどの17年度の水道事業特別会計、全く質問に対してのまともな答弁だと理解はできません。指摘してるところとは違うというふうに思いますし、これについては同意できません。

それと、平成17年度の内海町の介護保険事業特別会計決算、池田町介護保険事業特別会計、小豆島町介護保険事業特別会計決算に対して反対をいたします。介護保険法の改悪によって国の財政収支を抑制し、高齢者のサービス利用を制限し、住民負担を一層ふやすものとなっています。こういうときにこそ町行政が予算措置を図り、住民の願いにこたえる必要があるにもかかわらず、そのような決算になっておりません。

以上の理由から反対をいたします。

議長（中村勝利君） 原案に賛成の方から発言を許します。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 介護保険におきましても、先ほど国保関係と同じように、その制度自体を維持していくためには食費、居住費等の本来なら支払わなければいけない部分に関しては制度上仕方ないことだと思っております。

また、低所得者への食費、居住費の補給がされておりますので、その分に関しては町行政としても幾分かの手当てをやっておりますので、私はこの介護保険の決算認定についても賛成いたします。

議長（中村勝利君） ほかに討論ありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） ちょっと数字的なことでわかりにくいところがあります。できれば、わかりやすいような資料というのは後で提出することは可能なんではないでしょうか。それとも、ここで決まれば決まったでそのままでいいんでしょうか、ちょっと質問で申しわけないんですけど、ちょっと消化不良みたいなことではぐあい悪いかなど。村上さんの発言に対して僕らもすっきりしたいということで、場所がちょっと悪いかもわからんけど。

議長（中村勝利君） もうこれ討論ですので。

（4番森 崇君「はい、ありませんか」と呼ぶ）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第45号平成17年度内海町、池田町及び小豆島町歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第6、報告第3号専決処分の報告についての報告を求め

ます。

町長。

町長（坂下一朗君） 報告第3号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成18年7月25日開催の小豆島町議会第2回臨時会におきまして議決をいただきました内海中学校スクールバス購入事業に係る物品購入契約につきまして変更契約の必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

内海中学校のスクールバスにつきましては、町長の報告の中にもありましたように、去る7月25日開催の臨時議会でご承認をいただきまして、株式会社星城モータースさんとの間で、議案書の2ページになりますけれども、3のところに契約の金額ということで変更前として記載をしております1,393万3,500円の購入契約を締結をしておりましたけれども、その後附属品としてアクセルインターロックを追加したこと、また見積条件でありました2色の標準塗装を3色としたこと、それからデザインについても私方が指定をしたものに変更をいたしました。この経費として34万6,500円の追加費用を要することになりまして、契約金額を1,428万円に変更する必要が生じたので、9月22日付で町長の専決処分としたものでございます。

アクセルインターロックにつきましては、さきの臨時議会でも16番議員さんから標準装備かということでご質問がございました。私の方からは、標準装備であるということでご答弁を申し上げますけれども、このアクセルインターロックにつきましては、乗降口が車両の前輪より後ろにある場合には標準装備ですけれども、今期整備のスクールバスにありましては、乗降口が前輪よりも前にありますためにオプションとなっておりました。ただ、安全運行のためには必要であるというふうなことで判断をいたしまして附属品を追加したものでございます。この経費が10万5,000円となっております。

また、デザインにつきましては、池田、内海、両中学校の生徒から募集をいたしました。独自のデザインとするには発注直後に自動車メーカーに提示をしなければならず、そ

の時期が夏休みに入った直後でございました。このため、できれば大勢の生徒の皆さんからというふうに考えておったんですけれども、夏休みに入ったということでそれは難しいということで、両中学校の美術部に所属する生徒に依頼をいたしましたところ、10名の生徒から応募がございました。採用いたしておりますデザインにつきましては、池田中学校3年生の中元麻弥さんから提案があったものでございまして、黄緑、青、それから黄色をベースにしたデザインとなっております。黄緑はオリーブ、青は海と空、黄色は光ということで、それをイメージしてデザインをしたということで中元さんの方からは聞いております。この独自デザインとしたこと、またそうしたことに伴いまして2色から3色となったために経費が24万1,500円というふうに追加費用が必要となりました。

既に、新規購入のスクールバスについては、議員の皆さん方もお目にしたかとは思いますが、本日議案とは別にまた資料として配付をいたしております。

以上、簡単ですけれども、スクールバスの購入事業に係る物品購入契約の変更報告についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中村勝利君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

審議の途中であります。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第52号 小豆島町安全で安心なまちづくり条例について

議長（中村勝利君） 次に、日程第7、議案第52号小豆島町安全で安心なまちづくり条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第52号小豆島町安全で安心なまちづくり条例について提案理由のご説明を申し上げます。

町内で犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりに関する基本理念を定め、町、町民、事

業者及び所有者の責務を明らかにすることで、安全で安心な地域社会の実現を目指すことを目的に条例を定めようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第52号小豆島町安全で安心なまちづくり条例についてご説明を申し上げます。

本条例は、平成17年10月11日に公布、施行されました香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例を受けまして、行政、事業者、町民等が一体となった取り組みを進めまして、犯罪や事故を未然に防ぎ、安全で安心な地域社会の実現を目指すことを目的に制定をいたします宣言的な条例でございます。第1条から第3条の目的、定義、基本理念におきまして、町、町民、事業者が協働して安全な地域社会をつくることをうたいました。第4条から第6条で町、町民、事業者、それぞれの責務を、また第7条で実施に当たっての町の基本方針を列挙しております。

それぞれの町内各地域におきましては、防犯、交通事故、防災等からの安全、安心の確保は共通項でございますから、これまでの地域の取り組みとも十分連携がとれるものと思っておりますし、安全な学校づくりと子供を守る取り組みなども既に各地区で自主的な活動が行われております。このほか、安心して利用できる道路、公園等の整備、住宅の防犯性の向上、交通安全教育の推進、自主防犯活動などの促進など、各部門で町、町民、事業者の適切な役割分担と相互の連携及び協力と自発的な取り組みを促すこととしております。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は総務常任委員会に

付託することに決定されました。

~~~~~

日程第8 議案第53号 小豆島町みんなでまちをきれいにする条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、議案第53号小豆島町みんなでまちをきれいにする条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第53号小豆島町みんなでまちをきれいにする条例について提案理由のご説明を申し上げます。

空き缶のポイ捨てや散歩中の飼い犬のふんの放置等や空き家の荒廃によって生活環境の悪化が見られるため、環境美化に関する条例を制定することにより、町、町民、事業者などが一体となった地域環境美化の促進及び美化意識の高揚を図り、清潔で美しいまちづくりを推進するために条例を定めようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 議案第53号小豆島町みんなでまちをきれいにする条例についてご説明申し上げます。

最近、町内の至るところでジュース等の自動販売機が設置されております。これらの自動販売機の増加などに伴ない、空き缶等のポイ捨てやたばこの吸い殻のポイ捨てなどが後を絶ちません。一方、飼い犬のふんの処置につきましても、飼い主のマナーが悪く苦情をよく耳にします。これら一部住民のモラルの低下が環境悪化を引き起こしており、近隣住民の迷惑はもとより、観光小豆島のイメージダウンにもなりかねない状況でございます。

そのようなことから、この条例は小豆島町の良好な生活環境を保全し、町民の誇れる清潔で美しいまちづくりを目指すため、町、町民、事業者等が一体となり、みんなで地域の環境美化の促進を図ることにより、町をきれいにするを目的といたしております。

条例の内容をご説明申し上げます。

本条例は全13条から成っております。

第1条は目的、第2条では言葉の定義を定めております。

第3条から第5条までは、町、町民等、事業者それぞれの責務をうたっております。

第6条でございますが投棄の禁止、第7条は遺棄及び放置の禁止を定めております。

第8条でございますが、第6条及び第7条に違反した、いわゆるポイ捨てした者への指導、勧告でございます。

第9条では空き地の管理を、第10条では空き家の管理をうたっております。

第11条では空き地、空き家の所有者への協力の要請でございます。

第12条は立入調査でございますが、本条例の施行に必要な場合の立入調査をうたっております。

第13条は、委任でございますが、別に規則を定めるものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行を平成19年4月1日とするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、小豆島町みんなでまちをきれいにする条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番森口議員。

3番（森口久士君） 第2条の空き家あるいは7条の空き地、この場合は所有者がこちらに居住ということであっておると思うんですが、現実には住んでない方が家をほったらかしにして環境のためにはよくないと、周りのシロアリとかいろいろ問題が起きているということがありますが、これについてはどのような議論をされたのかと。

それから、きれいごとでいろいろ出てるんですが、空き缶、たばこの吸い殻とかあるわけなんです、私どもの周辺部におきましては最近特にごみのポイ捨て、これが目に余るということで、この条例は罰則規定がありませんが、見つからなかったらそれまでというような感じが今してならないという感じがします。このあたりはどのような検討をされたのか、お聞きいたします。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 3番議員さんのご質問2点ございました。

1点目でございますが、空き地、空き家の所有者が不在の場合の対応はどのようにするのか、これについての議論はどうされたのかということでございます。

この小豆島町みんなでまちをきれいにする条例のもととなったのは、旧内海町でのきれいなまちづくり条例を基本といたしております。所有者の不在の空き地、空き家の対応につきましても、旧内海町当時の対応でございますが、所有者については強制力はない

けれども、それぞれ不在であってもその所有者あるいは管理者をたどってまいりまして、それぞれお願いをしてきたという経緯があります。空き地、空き家につきましては、あくまでも個人の所有ということでございまして、お願いの域を踏み越せないというところがありますので、今回は第11条で協力要請ということをやったところでございます。

それから、2点目のごみのポイ捨て、たばこのポイ捨て等について罰則規定がないがという、これがなければということでのご質問でございます。

罰則規定でございますが、空き缶のポイ捨て、またはたばこのポイ捨てとか犬のふんの放置に対して指導、勧告、それにも従わなかった場合には措置命令をして、命令を従わなかった場合には、過料を取るという規定を以前の内海町では設けておったところであります。

この罰則規定の適用といいますか、設定することについてはいろいろな考え方があると存じます。この町の条例で罰則規定を適用するためには、現行犯といいますか、そういうたび重なる現行犯でなければならない、それをまた立証しなければならないということからして、現実には罰則規定を適用するというのは非常に不可能に近いものではないかということとあわせて、この条例につきましては罰則規定がなくてもその上位法といいますか、廃棄物の清掃に関する法律で、ごみの不法投棄については罰則規定も設けておるところから、本条例については罰則規定をやったところでございます。

また、この目的でございますが、あくまでも啓発、きれいな町にしようという啓発ということが目的でございますので、罰則を適用するということではないということから、あえてやったところございません。県下各市町でも同様の条例がございまして、罰則規定があるところないところ、それぞれありまして、罰則規定のあるところが60%ぐらい占めておるところではございますが、実際には適用された例はないということになっております。そういうことから、今回の小豆島町での条例では罰則規定を入れておらないところでございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

4 番森議員。

4 番（森 崇君） 8条、9条、10条、11条です。

例えば空き家でかわらが飛散すると、西村にもありましたけど、私の住む木庄でももうすぐ手が届くようなところでかわらが飛びそうなんです。一番ひどいのは、古江の前の寒

霞溪荘なんですけど。これは寒霞溪荘はちょっと別にして、普通の民家であれば8条と11条ですかね、協力要請して漁師さんが使ったり、それから養魚の網が腐らないやつがすごいがあるんですけど、再利用してネットをかぶせさせてもらおうと、そういう方法が一番具体的じゃないかなあと僕は思ってます。事実ちょっと人からもらって、僕の地域は許可がもらえればかぶせてあげようかなと、子供さんが通学するに台風のとかが危ないんです、実際に。ですから、この方法はいいんじゃないかなと思ってますんで。

ただこれをやるには、地元の自治会の方とかボランティアの協力が要ると思うんです。もし、けがしても困りますんで、社会福祉協議会の中の、いろんな調べますとボランティア保険、登録しとけば年間300円かな、何かそのぐらいで登録しとけば、もしけがしたときなんか補償があるそうですから、そういう工夫をして仕上げ的にボランティア的なんで、最後のこのいわゆる条例の仕上げをすると、本人さんの了解が要るんですけど。それをしていただいたら、特にかわらの飛散の問題は飛ぶんじゃないかなと思います。

それから、僕はこういう経験しました。空き地の管理なんですけど、今問題になってますお母さんが病死された上村の方なんですけど、そうめんの生産したやつはどういうんか、原材料が残ってしまって物すごい異臭を放っていたと。最初は船を持ってて、その船が公有地にあったもんですから自治会としては早うのけてくれと言ったんですけど、船はまだのけておりません。しかし、物すごく臭いそうめんの腐ったやつを何とかしてくれということになって、地元の人3名、私と青年、30歳代の4名、8名で8月31日、朝7時に集合して物すごく臭いやつを処理しました。これは、自治会長の理解と環境衛生で、いわゆる本来であれば産廃なんですけど、それも本人は入院しとるし、当時大変な状況でしたからこれ処理しました。もちろん、ただ何ちゃせんわけはいかんから、僕はペットボトルといいますか、お茶1本で3時ぐらいまで協力してもらったんですけど、これも近い人やからそれでよかったんですけど、何かちょっとそういう作業しょうてけがしたらいかんというのもありますから、その辺ちょっと勉強されてボランティアの保険というんですか、そういう保険の分があると思えますんで、そういう協力を求めると、この条例の上に協力を求めると。

ですから、家を持ってる人についてはこういうことをさせてくれ、ここはあんたここはえらい草が生えて困るとんやけど、ボランティアで刈ってもいいんかとか、今言ようったように特別臭くて本人はどうも能力、どんな考えても能力ない場合はこっちが処理させてもらってもいいですかと。そういう具体性まで突っ込まないと、これほとんどそのままに

なってきたと思いますんで。課長のお考えを聞きたいと思います。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（石井富男君） 4番議員さんのご質問の中で、まず最初の荒廃しておる家屋と申しますか、廃屋に近いと申しますか、それらのかわらの飛散を防ぐということでネットをかぶせてはどうかと、それについてボランティアの方の協力を得てはどうかというようなご質問であったかと思えます。

町内至るところで程度の大小はあれ、かわらが飛散しそうな家も現実としてあります。ただ環境衛生課といたしましては、それでは何もできないんでないかと言われるということもわかりませんが、あくまでも土地、家屋につきましては、この条例の中ではある指導勧告についてはあくまでもポイ捨てについての定義でありまして、家屋と土地と空き地ということにつきましては、あくまでも第11条の協力要請ということでのお願いという域を出ません。これにつきましては、当然所有者、管理者がおるわけでございますから、そちらの方に旧内海町での今までの対応でございますが、それらについてのお願いをしましてまいりました。解決したものもありますし、そのまま費用がかかるとか、こちらにおいてないということから余り実感が伝わってないというような方もおいでたわけでございますが、それらについてお願いはしてまいりました。

ただ最終的には、もしもそれで事故等があればおたくの責任になりますということについては、お話もさせていただいておりますから、そこら辺のところはわかっていただいておりますし、ただネットをかぶせるとかということについても方法としては一つの方法かと思えますけれども、それも所有者がそうするとかしたいとか、それではどうしたらいいのかというようなことで動いてくれなければ、本人は何もしない、ただボランティアの方だけがやるというようなことで事故があっても困るというようなことにもなりかねない状況のところがあります。

そういうことから、一つの方法としてはそういう対応も考えていったらいいとは思いますが、それを町がやるというわけにはまいりませんので、ご理解をいただきたいと思えますし、ボランティアの活動についてのお話も出ましたけれども、この条例でボランティアという文言は提起はしておりませんが、第4条の中での第4項で、積極的にみんなで活動しようということをおうたっております。これがボランティアの活動の推進であるというようにとらえておるところでございますが、もしもボランティアの方々に協力していただけるということであれば、町としても側面的に何らかの形で支援ということも

検討をするということもしていかなければならないというようには思っております。ただ、あくまでも最終的には個人の所有という土地管理についての見解でございます。

以上でございます。

議長（中村勝利君） まだ質疑があるかと思えますけども、委員会に付託したいと思っておりますので、その中でまた質疑をしていただきたらと思えます。

これで質疑を終わります。

本件については、教育民生常任委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第54号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、議案第54号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第54号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

国家公務員、地方公務員の給与に関し、それぞれ8月に出了された人事院勧告、10月に出了された香川県人事委員会勧告の趣旨に基づき、他の地方公共団体職員との均衡も考慮し、扶養手当の額などの改定などを行う必要が生じたので、本条例を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第54号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

10ページからの新旧対照表をごらんください。

第7条につきましては、字句の修正でございます。

第9条は扶養手当の規定で、3人目以降の子等に係る支給月額を1,000円引き上げるものでございます。これによりまして、配偶者以外の扶養親族にかかる手当の月額は、1人につき6,000円ということになります。

11条、13条は、字句の修正でございます。

第16条は、時間外勤務手当の基礎となります勤務1時間当たりの給与額の算出で、地方公務員に適用されます労働基準法上、割り増し賃金につきましては、同法第37条第1項及び同法施行規則第19条第1項第4号によりまして、月によって定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数で除した金額となっております。行政解釈では、実質によって判断することとされておりますことから、算出式の分母から祝日法による休日等を減じるものでございます。

第18条は管理職手当でございます。字句の修正と定額化に向けて支給割合の限度を定めたものでございます。

20条は字句の修正でございます。

第22条は給与の減額で、減額の適用除外につきまして改正前の規定でも減額を要しないほとんどの場合は含まれると考えられますが、必ずしも職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に含まれるとは限らないため、その他その勤務しないことにつき、特に承認になった場合に変更するものでございます。

24条は字句の修正でございます。

附則第1項は、改正条例の施行期日を定めるものでございます。

第2項は、給与構造見直しにおける給料の切りかえに伴う経過措置として、現給保障額がその者の属する職務の級における最高号給の給料月額を超えている場合の規定でございます。

第3項、その他必要事項を規則に委任するものでございます。

第4項は、第18条第2項は全部改正となりますことから、現行条例附則第9項から第8条第2項準用部分を削るものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論はなしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第54号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第55号 小豆島町税条例の一部を改正する条例について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第55号小豆島町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第55号小豆島町税条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

町民税及び固定資産税において交付している前納報奨金を、県下他市町の支給状況にかんがみ減額するために本条例を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 議案第55号のご説明を申し上げます。

議案第55号小豆島町税条例の一部を改正する条例について、平成12月19日提出、小豆島町長坂下一朗。

小豆島町税条例の一部を改正する条例。小豆島町税条例（平成18年小豆島町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項及び第70条第2項中「100分の1」を「100分の0.5」に改め、同項ただし

書き中「その額が」を「5万円を限度として、その額が」に改める。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） この条例に関してですが、旧池田での17年度決算が215万2,410円だったと思います。旧内海の決算では1,731万4,650円となつたと思うんですが、これの決算の前納報奨金、何件件数あるのか。そして、平成19年4月1日から施行するとなつてますが、19年の予算はいかほどの計上になるのか、その件数は幾らか、伺いたいと思います。

議長（中村勝利君） 税務課長。

税務課長（三木忠臣君） 14番議員さんのご質問にお答えいたします。

18年度の小豆島町の前納報奨金の件数でございますが、町県民税17年度の決算につきましては、内海町県民税、内海町が1,486件ございます。池田町が271件。次に、固定資産税、内海町が、固定資産税につきましては件数は把握しておりません。金額は1,413万2,400円でございます。次に、池田町が同じく件数は把握しておりません。前納報奨金が173万8,450円となっております。

次に、19年度でございますけども、19年度につきまして0.5、今の限度額が地方税法で言います最高限度額でありますので、その半分にするということで試算いたしますと、町県民税で上限、俗に言う5万円を突き抜けるのが約5万1,100件ほど。また、率の引き下げによる前納報奨金が283万4,000円ほど、合計288万5,000円ほど減額になろうかと思っております。

次に、固定資産税、上限額を突き抜けるのが、約139万5,000円、率の引き下げによりまのが797万円、合わせて936万5,000円ほど減額になろうかと思っております。

町民税、県民税合わせまして約1,225万円ほど予算の削減をいたしております。よろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論はなしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第55号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第56号 香川県後期高齢者医療広域連合の設立について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第56号香川県後期高齢者医療広域連合の設立についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第56号香川県後期高齢者医療広域連合の設立について提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者の医療に関する事務を処理するため、香川県内全市町が加盟する広域連合を平成19年1月15日に設立するため、香川県後期高齢者医療広域連合規約案を付して地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めます。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第56号香川県後期高齢者医療広域連合の設立についてをご説明申し上げます。

16ページでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内すべての市町村が加入する広域連合の設立が義務づけられたところでございます。これにより、香川県内の全市町は後期高齢者の医療に関する事務を処理するため、次ページ以降に掲げる規約を定

め、平成19年1月15日から香川県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするもので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

17ページをお願いいたします。

香川県後期高齢者医療広域連合規約案を説明させていただきます。

第1条、広域連合の名称を定めたもので、香川県後期高齢者医療広域連合としたものでございます。

第2条、広域連合には香川県内の全市町が参加することとしており、第3条、広域連合の区域は香川県の区域として、広域連合が作成する広域計画の及ぶ範囲を確定するとともに、直接請求をすることができるものの範囲を明確にするために定めたものでございます。

第4条は、広域連合が処理する事務の範囲を定めたもので、被保険者資格の管理、医療給付に関する事、保険料の賦課に関する事、保健事業に関する事などの事務を処理するとしております。

第5条は、広域連合が作成する広域計画の項目を定めたものでございます。広域計画は広域連合が設立された後、速やかに広域連合の議会を得て作成しなければならないものであり、広域連合及び構成団体は当該広域計画に従って事務を処理することとされております。

第6条、広域連合の事務所は香川県自治会館内に置き、第7条、広域連合議会の議員定数は22名とし、第8条第1項で、関係市町の議会の議員のうちから選挙することとし、第2項で人口規模の多い市に配慮し、高松市5人、丸亀市2人、その他の市町各1人としたものでございます。

18ページをお願いいたします。

第10条、広域連合議会は広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙することとしたものでございます。

第11条、広域連合に広域連合長と副広域連合長2人及び会計管理者1人を置き、第12条広域連合長は関係市町の長のうちから関係市町の長が投票により選挙することとしたものでございます。

第14条、広域連合に必要な職員を置くとして、総務課と業務課の2課21人体制を予定しております。

第15条は、選挙管理委員会の組織及びその選任方法を定めたものでございます。

第16条は、監査委員の組織及びその選任方法を定めたもので、定数を2人とし、うち1人は広域連合議員のうちから選任することとしたものでございます。

第17条は、広域連合の経費の支弁の方法を定めたもので、関係市町の負担金、19ページをお願いいたします。事業収入、国及び県の支出金、その他の収入で充てることとしております。

附則第1項では、本規約の施行日を平成19年1月15日としたものでございます。

附則第2項は、経過措置として後期高齢者医療制度が始まる平成20年4月までは、第4条の規定は事務の準備行為を行うものとするを定めたものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

別表第1は、市町で行う事務を定めたものでございます。

別表第2は、市町負担金の算定方法を定めるものであり、1の共通経費につきましては均等割10%、後期高齢者医療被保険者割50%、人口割40%の割合で、各市町が負担するものでございます。

2の医療給付に関する経費につきましては、高齢者医療確保法第98条に定める市町一般会計において負担すべき額、これは医療給付に関する経費の12分の1の額でございます。ちなみに、国が12分の4、県が12分の1を負担しますので、2分の1を公費負担とするものでございます。

3の保険料その他の納付金につきましては、保険料徴収は市町事務とされているところから、各市町が徴収した後期高齢者医療に係る保険料を広域連合に納付することとする規定でございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 今、格差社会と貧困の広がりが問題になっています。この間、介護も年金も切り捨てが続いた上、増税が押しつけられ、その上医療改悪です。今回の医療改悪の第一の特徴は、高齢者重症患者への情け容赦ない負担増と医療の切り捨てです。第二の特徴は、保険証1枚で書かれる医療を切り縮め、保険のきかない全額患者負担の医療を大幅に拡大し、高い医療費を払えない人は満足な治療も受けられないという方向に日本の医療を大きく変質してしまうことにあります。これでは、所得の少ない人は保険あって医療なしとなってしまいます。患者負担をふやして受診を抑制することは、病気の早期発見、早期治療を妨げて重症化させ、かえって医療費増大を招きます。この医療制度改悪法の一つである後期高齢者医療制度は75歳以上のすべての人が組み込まれ、年間平均6万円もの医療保険料が年金から天引きされ、医療費がふえるたびに保険料値上げか医療内容切り下げかという、どちらをとっても痛みしかない選択を後期高齢者が迫られるというものであります。

また、広域連合にはもともと住民の声が届きにくいという重大な問題点がありますが、今回の広域連合は国が法律で設置し、全市町村に加盟を義務づけて脱退も認めないなど異例づくめの組織であります。よって、私はこの香川県後期高齢者医療広域連合設立には反対をいたします。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

7番安井議員。

7番（安井信之君） 私は後期高齢者の医療を保障し、その医療保険を財政的に確保するために広域的な部分で行っていくのは、財政面の上からも大切なことだと思っております。また、これから高齢者がふえていく中で、この制度を続けていくためにも大切なことだと思っておりますので、この広域連合の設立について賛成します。

議長（中村勝利君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第57号 内海中学校校舎建設機械設備工事請負契約について

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第57号内海中学校校舎建設機械設備工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第57号内海中学校校舎建設機械設備工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

現在の内海中学校校舎について、内海町立学校等施設整備基本計画策定委員会の答申を受け、全面改築に向け工事を行うに当たり、機械設備工事について工事請負を締結しようとするものであります。

このことにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 議案第57号内海中学校校舎建設機械設備工事請負契約についてご説明を申し上げます。

機械設備工事につきましては、既に議会のご承認をいただいております校舎本体工事に付随する工事でございますが、業者の選定につきましては、校舎本体工事と同様に制限つき一般競争入札により行うこととし、去る9月27日に入札参加資格等の公告を行いましたところ、議案書の23ページにありますけれども、6のところに記載のとおり三喜工事株式会社を初め9社から参加の申し込みがありまして、先月の9日にこの9社によりまして入札を行いました。

このたびの入札ですけれども、入札公告により第1回目の入札金額の積算根拠を明らかにした電子ファイルの提出を求めておりましたので、1回目の入札の提出の前に入札と一緒に電子ファイルを提出するように私の方から求めました。この時点で、何らの申し出も

なかったために、入札の投函と同時に電子ファイルを受け取るという形で進める途中で、この電子ファイルを持参していないという業者がありました。けれども、事後提出をするということを確認の上で入札を執行し、この電子ファイルの提出がないものの、入札金額が予定価格の制限内での最低の入札金額でございましたので、落札者といたしました。

けれどもその後、今回の入札について町の執行部で協議をし、また県にも公告等を実際に示しまして確認をいたしましたところ、入札公告により提出を求めたものの提出がない入札は無効要件に該当するという見解でございましたので、先月の13日招集の臨時議会前に開催をされました議員懇談会でご説明を申し上げましたように、一たん落札者といたしました者の入札を無効とし、落札決定を取り消しをいたしました。

そういうことで、落札決定を取り消した者を除いた予定価格の制限の範囲内で最低入札金額でありました、議案書の23ページの4に記載しておりますけれども、香川県高松市昭和町1丁目3番28号、三喜工事株式会社代表取締役菊井雄二を落札者といたしました。落札金額につきましては、1億1,970万円でございます。

工事の概要についてですけれども、和式、洋式の便器等衛生器具設備のほか、上水配水管の設備、それからガス給湯設備、屋内外の消火設備、80人槽の合併処理施設、それから空調機器設備、換気扇設備等となっております。トイレの大便器につきましては洋式を基本としてございまして、便器が複数ある箇所につきましては、1器を和式といたしましてその他を洋式とするということになっております。また、空調機器については一般家庭での設置状況等を考慮いたしまして、普通教室、特別教室ともに設置するということにならしてございます。

工期ですけれども、校舎本体と同様に議会のご承認をいただいた後、町の指定する日から平成20年1月31日までとしてございます。

なお、建物に関する図面ですけれども、さきの臨時議会でご提案いたしまして校舎本体の請負契約議案に添付をいたしておりますので、今議会の添付は省略をさせていただきました。ご了承をいただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども内海中学校校舎建設機械設備工事の請負契約に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番村上議員。

14番(村上久美君) 6の入札業者の三喜工事以外の8社の落札の額を伺いたいと思います。これは消費税抜きで結構です。それで、その落札の率、予定価格に対する落札率です。

議長(中村勝利君) よろしい。

学校教育課長。

学校教育課長(中桐久志君) そしたら、雉鳥工業さんからで構わんですか。1億6,500万円、琴参興業株式会社さん1億6,923万円、株式会社四建プラント1億4,200万円、中電工さんは無効ということです。それから、後藤設備工業株式会社1億6,680万円、徳寿工業株式会社1億5,800万円、太善工業株式会社さん1億5,050万円、三宅産業株式会社さん1億5,900万円です。

落札率ですけれども、予定価格に対する率ですけれども、70.07%となっております。

以上です。

議長(中村勝利君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第57号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(中村勝利君) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は12月22日に会議を開きます。

なお、開議時間については、12月12日の議会運営委員会で決定しておりますように午前9時30分に開会いたします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5 時41分